

特260

571

神社祭式必携

附衣紋及祭具圖解



始



特 260
571



會
通
社
編

神
社
祭
式
必
携

附衣紋及祭具圖解



發行所 會通社

緒言

國民彝倫の標準たるべき祭祀の、重すべきは今更に言を用ゐず、祭祀は即ち禮の本義より出づ。禮は是れ恭敬の表現なり。而して之を國儀國式として克く制定したるものは即ち神社の祭式なり、神社祭式は即ち獨り神職の専らにすべき處のもの、みならず、國家を代表する幣帛供進使亦之に則り、更に延いて國民一般日常起居の準繩とせざるべからず、國家は夙に神社祭式の行事作法を公布し、更に祭祀令を發し、又神社祭式の式次を一定し、齋戒に關するもの、恒例の式典、遙拜並に大祓の次第並に祭祀策命の使より服制に至るまで、整然燦然として制定せられ、洵に文質の彬々たるものあり。然れども是等公布以來日漸く久しと雖も、未だ之に習熟するもの鮮きは、甚だ遺憾とする處、即ち茲に之が制定を一括し一目瞭然として、其公布の條文を明かにし、序で祭式講習上の要目を列ねて以て之が習得に便ならしむ、若

し夫れ神職供進使の祭式並に行事作法を修得せんとするに於て、本書を懐にし、日常座右の伴たらしめば、恐らくは會得修習の易々たるべきものなるべきか。而して之が祭式行事を行ふに當りて、最も必要なる智識は衣紋並に祭器具に關することなり、本書又之を收めて衣紋圖解一編並に祭具圖解一編とす。之が説述は一に斯道専門家の考案講説に據る。斯くして本書は實に「神社祭式と衣紋」とに關する一切を網羅するもの、道に志し職に忠なるもの、蓋し本書によりて常に習得諒解を懈るなくんば祀典の實愈々揚り、國民彝倫の規準益々堅實となり、以て世道人心を裨益する處あらば其幸豈に編者の上のみならんや、今や版を重ねるに當りて一言を冕す。

昭和二年八月

編者誌

凡例

- 一、本書を分つて五編とす、即ち
 - 第一編 祭式
 - 第二編 祭式講習要目並に對照
 - 第三編 幣帛供進使行事作法
 - 第四編 衣紋圖解
 - 第五編 社頭裝飾並祭具圖解
- 一、第一編は専ら皇室令、勅令、省令、訓令、告示等の法令條文を收めて、苟も神社祭式に關する法規を網羅す、第二編は行事作法と祭式とを對照して祭式講習上の便に供し、第三編は幣帛供進使となるべき官公吏のために巨細の説明を省略して、實用を主とし編纂したるものなり。第四編は衣紋に關する一切の講述を試み、第五編は明治八年式部寮に於て編案した

るものを採録す。

一、第一、第五の兩編は主として法規條文に關するものなりと雖も、第二、第三、第四編は、主として皇典講究所に於ける祭式擔當講師の考案講説に基くものなるを以て、斯道に志すものにとつて、最も學習の要典なりと信ず。

一、本書の收むる處曩に或は單行し、或は合冊刊行したるものなりと雖も、大正十二年九月大震災の爲め、或は原版を失ひ、或は散逸したるものあり、今茲に改訂増補して以て、「神社祭式必携」と題して公刊することゝしたり。

一、神職供進使氏子惣代並に斯道に志すもの、本書一卷を所持せば、蓋し神社祭式に關する一切の智識を諒解するを得んか。

編者誌

神社祭式必携

目次

第一編 祭式……………一

第一章 皇室祭祀令……………一

第二章 神宮祭祀令……………二

第三章 官國幣社以下神社祭祀令……………二

第四章 官國幣社以下神社祭式……………二

府縣社以下神社祭式……………四

第五章 神社祭式行事故作法……………五

第六章 官國幣社以下神社神職齋戒ニ關スル件……………六

第七章 神宮並官國幣社以下神社恒例式……………七

第八章 官國幣社以下神社遙拜及大祓次第……………三六

 府縣社以下神社遙拜及大祓次第……………三七

第九章 祭式及策命宣讀ノ爲參向ノ勅使及其ノ隨員ノ服裝ニ關スル件……………三七

第十章 官國幣社以下神社幣帛供進使服制……………三九

 遷座祭前行所役者ノ服制……………三七

第十一章 神官神職服制……………三七

 神官神職服裝規定……………三八

第二編 祭式講習要目並に對照現行神社祭式……………三八

 壹 起居進退……………三八

 貳 敬禮作法……………三七

 參 行事所作……………三九

儀式次第對照……………二二

第三編 幣帛供進使行作法……………二四

第一章 總說……………二四

 第一節 祭式次第……………二四

 第二節 參向員ノ名稱及ビ任務……………二五

 第三節 準備……………二五

第二章 所作……………二八

 第一節 幣帛供進……………二八

 第二節 祝詞奏上……………二九

 第三節 玉串奉奠及ビ隨員ノ拜禮……………二六

第三章 關係法令……………三〇

 第一節 神饌幣帛供進……………三〇

第四編 衣紋圖解……………一三三

第一 衣紋及衣紋の家……………一三三

第二 裝束の名稱及附屬具略解……………一三五

第三 着用法並取扱方……………一四四

第四 束帶其他……………一六七

第五編 社頭裝飾並祭具圖解……………一七三

第一編 祭式

第一章 皇室祭祀令

朕皇室祭祀令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十一年九月十八日

宮内大臣 伯爵田中光顯

皇室令第一號
皇室祭祀令

ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第一章 總則

第二條 祭祀ハ大祭及小祭トス

第一條 皇室ノ祭祀ハ他ノ皇室令ニ別段ヲ行フ

第三條 祭祀ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之

皇室祭祀令

第四條 天皇喪ニ在ル間ハ祭祀ニ御神樂 第八條 大祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率キ
及東游ヲ行ハス
テ親ラ祭典ヲ行フ

第五條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ 天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ前
參列スルコトヲ得ス但シ特ニ除服セラ 項ノ祭典ハ皇族又ハ掌典長ヲシテ之ヲ
レタルトキハ此ノ限ニ在ラス 行ハシム

第六條 祭祀ニ奉仕スル者ハ大祭ニハ其 第九條 大祭及其ノ期日左ノ如シ
ノ當日及前二日小祭ニハ其ノ當日齋戒 元始祭 一月三日
スヘシ 紀元節祭 二月十一日

第七條 陵墓祭及官國幣社奉幣ニ關スル 春季皇靈祭 春分日
規程ハ本令又ハ他ノ皇室令ニ別段ノ定 春季神殿祭 春分日
アルモノヲ除ク外宮内大臣勅裁ヲ經 神武天皇祭 四月三日
テ之ヲ定ム 秋季皇靈祭 秋分日
秋季神殿祭 秋分日
神嘗祭 十月十七日

第二章 大祭

新嘗祭

十一月二十三日ヨリ
二十四日ニ亘ル
毎年崩御日ニ相當ス
ル日

先帝祭

先帝以前三代ノ式年祭崩御日ニ相當スル日

先后ノ式年祭崩御日ニ相當スル日

皇妣タル皇后ノ式年祭崩御日ニ相當スル日

第十條 式年ハ崩御ノ日ヨリ三年五年十 第十三條 春季神殿祭及秋季神殿祭ハ神
年二十年三十年四十年五十年百年及爾 殿ニ於テ之ヲ行フ
後每百年トス

神武天皇祭及先帝祭前項ノ式年ニ當ル 第十四條 神嘗祭ハ神宮ニ於ケル祭典ノ
トキハ式年祭ヲ行フ 外仍賢所ニ於テ之ヲ行フ

第十一條 元始祭ハ賢所皇靈殿神殿ニ於 神嘗祭ノ當日ニハ天皇神宮ヲ遙拜シ且
テ之ヲ行フ 之ニ奉幣セシム

第十二條 紀元節祭春季皇靈祭神武天皇 第十五條 新嘗祭ハ神嘉殿ニ於テ之ヲ行
祭秋季皇靈祭先帝以前三代ノ式年祭先 フ新嘗祭ノ當日ニハ賢所皇靈殿神殿ニ

神饌ヲ奉ラシメ且神宮及官國幣社ニ奉幣セシム

告スルトキ

第十六條 新嘗祭ヲ行フ前一日綾綺殿ニ於テ鎮魂ノ式ヲ行フ但シ天皇喪ニ在ルトキハ之ヲ行ハス

二 神宮ノ造營ニ因リ新宮ニ奉遷スルトキ

第十七條 新嘗祭ハ大嘗祭ヲ行フ年ニハ之ヲ行ハス

三 賢所皇靈殿神殿ノ造營ニ因リ本殿又ハ假殿ニ奉遷スルトキ

第十八條 神武天皇及先帝ノ式年祭ハ陵所及皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ皇靈殿ニ於ケル祭典ハ掌典長之ヲ行フ

四 天皇太皇太后皇太后ノ靈代ヲ皇靈殿ニ奉遷スルトキ

第十九條 左ノ場合ニ於テハ大祭ニ準シ祭典ヲ行フ

前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ之ヲ勅定シ宮内大臣之ヲ公告ス

第三章 小 祭

一 皇室又ハ國家ノ大事ヲ神宮賢所皇靈殿神武天皇山陵先帝山陵ニ親

第二十條 小祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ奉ギテ親ヲ拜禮シ掌典長祭典ヲ行フ

項ノ拜禮ハ皇族又ハ侍從ヲシテ之ヲ行ハシム

第二十一條 小祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

第二十三條 歲旦祭祈年祭及天長節祭ハ賢所皇靈殿神殿ニ於テ之ヲ行フ

歲旦祭 一月一日

歲旦祭ノ當日ニハ之ニ先タチ四方拜ノ式ヲ行ヒ祈年祭ノ當日ニハ神宮及官國幣社ニ奉幣セシム但シ天皇喪ニ在リ其ノ他事故アル時ハ四方拜ノ式ヲ行ハス

祈年祭 二月十七日

賢所御神樂 十二月中旬

天長節祭 每年天皇ノ誕生日ニ相當スル日

第二十四條 賢所御神樂ハ賢所ニ於テ之ヲ行フ

先帝以前三代ノ例祭 每年崩御日ニ相當スル日

皇后ノ例祭 每年崩御日ニ相當スル日

第二十五條 例祭及式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ例祭ハ一周年祭ヲ訖リタル次年ヨリ之ヲ行フ

皇妣タル皇后ノ例祭 每年崩御日ニ相當スル日

綏靖天皇以下先帝以前四代ニ至ル 歷代天皇ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日

第十條第一項ノ規定ハ前項ノ式年ニ之ヲ準用ス

第二十二條 前條ノ例祭ハ式年ニ當ルト

キハ之ヲ行ハス

第二十六條 皇后皇太子皇太子妃皇太孫

皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王
 ノ靈代ヲ皇靈殿ニ遷ストキハ小祭ニ準
 シ祭典ヲ行フ此ノ場合ニ於テハ特旨ニ
 由ルノ外拜禮ヲ行ハス
 前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ之
 ヲ勅定ス

附式

第一編 大祭式

時ニ臨ミ備注ヲ節略シテ之
 行フコトアルヘシ第二篇

賢所ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集

ス召スヘキ者ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム以下別
 ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ

但服裝男子ハ大禮服正裝正服用制ナキ
 者ハ通常禮服女子ハ中禮服代ヲ以テ之ニ得

次ニ親王親王妃内親王王王妃女王綾綺殿
 ニ參入ス
 次ニ皇太子皇太子妃又ハ皇太孫皇太孫綾綺殿
 ニ參入ス
 次ニ天皇皇后綾綺殿ニ渡御

關係諸員式部職掌典部樂部亦同シ以下參集參

項ニ於テ服裝ニ付キ別ニ但書ヲ
 置カサルモノハ皆本儀ニ同シ

次ニ天皇ニ御服御東帶黃纒染御袍未成年ナル
トキハ關腋御袍空頂御黑幘以

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス侍從

次ニ天后ニ御笏ヲ供ス上

次ニ天后ニ御服御五衣御小袿御長袴以下皇后
ノ御服ニ付別ニ分注ヲ施サ

次ニ天后ニ御手水ヲ供ス女官

次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス上

次ニ皇后ニ御檜扇ヲ供ス上

次ニ皇太子ニ儀服東帶黃丹袍未成年ナルトキ
ハ關腋袍空頂黑幘以下皇太

次ニ皇太子ニ儀服子ノ儀服ニ付キ別ニ分注ヲ施
ササルモノハ皆本儀ニ同シヲ供ス東宮侍

次ニ皇太子ニ手水ヲ供ス上

次ニ皇太子ニ笏ヲ供ス上

次ニ皇太子妃ニ儀服五衣小袿長袴以下皇太子
妃ノ儀服ニ付キ別ニ分注

次ニ皇太子妃ニ儀服ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シヲ供ス女官

皇室祭祀令

次ニ皇太子妃ニ手水ヲ供ス上

次ニ皇太子妃ニ檜扇ヲ供ス上

此ノ間供奉諸員宮内大臣侍從長式部長官侍
從皇長東宮侍從服裝ヲ易フ男子ハ衣冠單
東宮主事女官

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物色目時ニ臨ミ之ヲ定ム以下別ニヲ
分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉

シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後

- ニ候シ親王王供奉ス
- 次ニ皇后出御
- 皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王妃内親王王妃女王供奉ス
- 次ニ皇太子參進
- 東宮大夫前行シ東宮侍從盡切御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス
- 次ニ皇太子妃參進
- 東宮主事前行シ女官後ニ候ス
- 次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從劔璽ヲ奉シ外陣ニ候ス
- 次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御女官外陣ニ候ス
- 次ニ皇太子内陣ノ座ニ著ク東宮侍從盡切御劔ヲ奉シ外陣ニ候ス
- 次ニ皇太子妃内陣ノ座ニ著ク女官外陣ニ候ス
- 次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス御鈴内掌 典奉仕
- 次ニ皇后御拜禮
- 次ニ皇太子皇太子妃拜禮
- 次ニ親王親王妃内親王王妃女王拜禮
- 次ニ天皇皇后入御
- 供奉出御ノ時ノ如シ
- 次ニ皇太子皇太子妃退下
- 供奉參進ノ時ノ如シ
- 次ニ諸員拜禮
- 次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ御扉ヲ閉ツ
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ各退下

(注意) 天皇攝襟ニ在ル時ハ女官之ヲ奉抱ス以下之ニ太皇天皇皇太后在ル時ハ皇后ノ次ニ之ヲ加フ其ノ御服ハ皇后ニ同シ皇靈殿神座ノ儀之ニ倣フ

皇靈殿ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

但シ皇靈祭及式年祭ニハ天皇皇后入御ノ前ニ於テ東游ヲ行ヒ紀元節祭及先帝祭ニハ當夕賢所御神樂ノ式ニ準シ御神樂ヲ行フ又神武天皇式年祭ニハ天皇御名代衣冠ノ拜禮ヲ皇后御拜禮ノ前ニ加

皇室祭祀令

神殿ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

新嘗祭神嘉殿ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス
 時刻文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集

ス

次ニ神座ヲ奉安シ齋火ノ燈燎ヲ點ス

此ノ時庭燎ヲ燒ク

次ニ親王王綾綺殿ニ參入ス

次ニ皇太子綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇綾綺殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御祭服御饗未成年ナルトキハ之ヲ御單、御表袴、御大ヲ供ス侍從

口、御石帶、御襪、御大ヲ供ス侍從

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス同上

次ニ皇太子ニ齋服冠、白袍、白ヲ供ス東宮侍從奉仕

次ニ皇太子ニ手水ヲ供ス同上

次ニ皇太子ニ笏ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員宮内大臣、侍從長、式部長、官侍從、東宮大夫、東宮侍從長、東宮侍從

從服裝ヲ易フ衣冠

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從左右各一人脂燭ヲ乘ル

從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍

從武官御後ニ候シ親王王供奉ス

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從左右各一人脂燭ヲ乘ル

壺切御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東

宮武官長東宮武官後ニ候ス

次ニ天皇隔殿ノ御座ニ著御侍從劔璽ヲ案

上ニ奉安ス

次ニ皇太子隔殿ノ座ニ著ク東宮侍從壺切

御劔ヲ案上ニ奉安ス

此ノ時供奉諸員隔殿ノ庇ニ候ス

次ニ神饌ヲ行立ス

其ノ儀掌典補一人脂燭ヲ乘リ掌典一人

削木ヲ執ル同一人海老鰯鹽槽ヲ執リ同

一人多志良加ヲ執ル陪膳女官五衣、唐衣、袴、小忌衣ヲ加

一人御刀子宮ヲ執リ後取女官唐衣、衣、紅切

一人御巾子刀宮ヲ執ル女官唐衣、衣、紅切

一人神食薦ヲ執リ同上一人御食

一人御箸宮ヲ執リ同上一人御食

一人御枚手宮ヲ執ル掌典一人御飯宮ヲ執

リ同一人鮮物宮ヲ執ル掌典補一人干物

宮ヲ執リ同一人御菓子宮ヲ執ル同一人

匏汁漬ヲ執リ同一人海藻汁漬ヲ執ル同

二人空盞ヲ執リ同一人御羹八足机昇ク

同一人御酒八足机ヲ昇キ同一人御粥八

足机ヲ昇キ同一人御直會八足机ヲ昇ク

次ニ削木ヲ執レル掌典警蹕ヲ稱フ

此ノ時神樂歌ヲ奏ス

次ニ天皇本殿ノ御座ニ進御

次ニ御手水ヲ供ス陪膳女官奉仕

次ニ神饌御親供

次ニ御拜禮御告文ヲ奏ス

次ニ御直會

次ニ神饌撤下陪膳女官奉仕

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ神饌退下

其ノ儀行立ノ時ノ如シ

次ニ皇太子拜禮

次ニ親王王拜禮

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ各退下

(注意) 天皇襟裾ニ在ルトキハ出御ナシ
神饌ハ掌典長之ヲ供進ス

新嘗祭前一日鎮魂ノ儀

其ノ儀御衣振動及絲結ノ式ヲ行フ

神宮遙拜ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻親王王便殿ニ參入ス

次ニ天皇便殿ニ渡御

次ニ御服ヲ供ス侍從奉仕

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ御笏ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員侍從長、服裝ヲ易フ衣冠

次ニ出御

掌典長前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍

從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王

王宮内大臣式部長官供奉ス

次ニ御遙拜

次ニ入御

供奉員出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

神宮ニ勅使發遣ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻宮内大臣式部長官著床

但シ服裝小禮服禮裝禮服關係諸員亦同

次ニ勅使衣冠著床

次ニ出御御直

侍從長前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從侍從

武官長侍從武官御後ニ候ス

次ニ幣物御覽掌典長侍立

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣奉仕

次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム

次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス

此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

山陵ノ儀

當日早旦陵所ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者幄舎ニ參集ス

次ニ儀仗兵陵門外ニ整列ス

次ニ天皇御休所ニ著御

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ掌典祝詞ヲ奏ス

次ニ出御御正裝

式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉

シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後

ニ候シ親王王供奉ス

次ニ御拜禮御告文ヲ奏ス

次ニ親王王拜禮

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ各退下

(注意) 先帝式年祭ニハ皇后ヲ天皇ノ次

ニ加ヘ皇太后在ルトキハ皇后ノ次ニ

之ヲ加フ其ノ御服ハ御中禮服トス

其ノ儀神宮ニ勅使發遣ノ式ノ如シ

山陵ニ勅使發遣ノ儀

當日早旦陵所ヲ裝飾ス

時刻儀仗兵陵門外ニ整列ス

次ニ勅使衣冠參進

次ニ勅使本位ニ就ク

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ掌典祝詞ヲ奏ス

次ニ幣物ヲ供ス

次ニ勅使進テ祭文ヲ奏ス

次ニ勅使拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ各退下

神宮賢所皇靈殿神殿及

山陵ニ親告ノ儀

神宮賢所皇靈殿神殿ノ

造營ニ因リ奉遷ノ儀

以上其ノ儀時ニ臨ミ之ヲ定ム

皇室祭祀令

天皇ノ靈代奉遷ノ儀

天皇太后靈代
奉遷ノ儀

皇靈殿奉告ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻御扉ヲ開ク

此ノ間奏樂

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間奏樂

次ニ各退下

權殿ノ儀

時刻宮内高等官及先帝禁近奉仕者著床

次ニ御簾ヲ褰ク

此ノ間奏樂

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇御代拜侍從奉仕、衣冠單

次ニ皇后御代拜女官奉仕、挂袴

第二編 小祭式

賢所ノ儀

次ニ皇太子代拜東宮侍從奉仕、衣冠單

次ニ皇太子妃代拜女官奉仕、挂袴

次ニ諸員拜禮

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ掌典長靈代ヲ皇靈殿ニ奉遷ス諸員供

奉

此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ

皇靈殿親祭ノ儀

其ノ儀本編皇靈殿ノ式ノ如シ

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻宮内勅任官宮内奏任官總代各一人著

床

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ出御是ヨリ先キ綾綺殿ニ於テ天皇渡御、皇太子參入、天皇ニ御服及御手水、御笏ヲ供シ、皇太子ノ儀アリ、總テ第一編賢所ノ儀ニ同キヲ以テ今

武部長官前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長

侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候ス

次ニ御拜禮御鈴内掌典奉仕

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從御劔ヲ奉シ東

宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官

後ニ候ス

次ニ皇太子拜禮訖テ退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

皇靈殿ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

但シ例祭及式年祭ニハ著床者中ニ親王
 王及宮内大臣又ハ宮内次官ノ内一人ヲ
 加ヘ皇后ヲ天皇ノ次ニ皇太子妃ヲ皇太
 子ノ次ニ加フ從テ此ノ場合ニ於テハ綾
 綺殿ニ於ケル儀注中ニ皇后渡御皇太子
 妃參進皇后ニ御服御手水御檜扇ヲ供シ
 皇太子妃ニ儀服手水檜扇ヲ供スルノ項
 アルコト亦第一編賢所ノ儀ニ同シ

時刻出御
 掌典長前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長侍
 從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ宮内
 大臣式部長官供奉ス
 次ニ御拜禮訖テ入御
 供奉出御ノ時ノ如シ

(注意) 本儀ニ於ケル天皇ノ御服及供奉
 員中侍從長侍從ノ服裝ハ賢所ノ儀ニ同
 シ

神殿ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

四方拜ノ儀歳旦祭賢所ノ式ニ先チテ之ヲ行フニ

當日早旦式場ヲ裝飾ス

賢所御神樂ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス
 時刻大動位親任官及各廳勅任官總代宮内
 奏任官總代各一人有爵者總代每爵一人著

床

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御是ヨリ先キ綾綺殿ニ於テ天皇皇后
 御手水御檜扇ヲ奉シ侍從長
 侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親
 王王供奉ス

式部長官前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長
 侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親
 王王供奉ス

次ニ皇后出御是ヨリ先キ綾綺殿ニ於テ天皇皇后
 御手水御檜扇ヲ奉シ侍從長
 侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親
 王王供奉ス

式部長官前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長
 侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親
 王王供奉ス

次ニ皇后出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王
 次ニ皇太子皇太子妃退下

次ニ皇后出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王
 次ニ皇太子皇太子妃退下

皇室祭禮令

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御屏ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

孫皇太孫妃親王妃内

親王王妃女王ノ靈代ヲ

皇靈殿ニ遷スノ儀

皇靈殿奉告ノ儀

權殿ノ儀

以上其ノ儀第一編天皇ノ靈代奉遷ノ儀中
各其ノ式ニ準ス

神宮ニ勅使發遣ノ儀

皇靈殿祭典ノ儀

其ノ儀第一編神宮ニ勅使發遣ノ式ニ準ス

神宮ニ奉幣ノ儀

特旨ニ由リ天皇親ヲ拜禮ヲ行フトキハ其

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

皇后皇太子皇太子妃皇太

ノ儀本編皇靈殿ノ式ノ如シ自餘ハ掌典長
ノ主祭ニ止ム但シ皇后ノ靈代ヲ遷ストキ
ハ天皇御代拜衣冠及皇太子皇太子妃拜禮
ノ儀注ヲ加フ

第二章 神宮祭祀令

(大正三年一月廿六日
勅令第九號)

第一條 神宮ノ祭祀ハ大祭中祭及小祭ト

第三條 左ニ擔クル祭祀ハ之ヲ中祭トス

第二條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ大祭トス

日別朝夕大御饌祭

祈年祭

元旦祭

神御衣祭

紀元節祭

月次祭

風日祈祭

神嘗祭

天長節祭

新嘗祭

第四條 内務大臣ハ遷宮ニ屬スル諸祭ニ

遷宮祭

付前二條ニ掲クルモノハ外別ニ大祭中

臨時奉幣祭

祭ヲ定ムルコトヲ得

神宮祭祀令

第五條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス
第七條 祭式及齋戒ニ關スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム

第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉祀シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス
附則 本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム

第三章 官國幣社以下神社祭祀令 (大正三年一月廿六日勅令第十號)

第一條 官國幣社以下神社ノ祭祀ハ大祭中祭及小祭トス
例祭 遷座祭
臨時奉幣祭
前項ノ外別格官幣社靖國神社ニ於テハ合祀祭ハ之ヲ大祭トス

第二條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ大祭トス
祈年祭
新嘗祭

第三條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ中祭トス
大臣之ヲ定ム但シ朝鮮ニ於テハ朝鮮總督臺灣ニ於テハ臺灣總督之ヲ定ム

元始祭
紀元節祭
天長節祭
附則 第八條 本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム

神社ニ特別ノ由緒アル祭祀
第九條 地方ノ狀況其ノ他特別ノ事情アル神社ニ於テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第五條 新ニ小祭ヲ定ムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ
○内務省令第二號

第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス
大正三年一月勅令第九號及第十號ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正三年三月二十七日

第七條 祭式及齋戒ニ關スル規程ハ主務内務大臣 原 敬

○内務省令第三號

神宮ニ於ケル祭式及齋戒ニ關シテハ當分 本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
ノ内仍從前ノ例ニ依ル 大正三年三月二十七日

内務大臣 原 敬

第四章 官國幣社以下神社祭式

(大正三年三月二十七日)
内務省令第四號

第一 官國幣社祭式

祈年祭新嘗祭及例祭

一 大祭式

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次幣帛供進使祝詞ヲ奏ス

次幣帛供進使參進是ヨリ先手
水ノ儀アリ

次幣帛供進使玉串ヲ奉リテ拜禮玉串ハ隨員
之ヲ附ス

次幣帛供進使祓所ニ著ク

次幣帛供進使隨員拜禮

次修祓先御幣物次幣帛
供進使及隨員

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮玉串ハ主典
之ヲ附ス

次幣帛供進使所定ノ座ニ著ク

次權宮司若クハ禰宜以下拜禮

次御幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク幣帛供進使
隨員副フ

次權宮司若クハ禰宜以下御幣物ヲ撤ス

次宮司諸事辨備セル由ヲ幣帛供進使ニ申

次禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

ス

次宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス此間
奏樂

次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏樂

次宮司祭儀畢レル由ヲ幣帛供進使ニ申ス

次禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂

次各退出

次宮司祝詞ヲ奏ス

次幣帛供進使隨員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ

本殿遷座祭

假ニ案上ニ置ク案ハ豫メ便宜
ノ所ニ設ク

當日早旦本殿假殿ヲ裝飾ス

次宮司御幣物ヲ奉ル

時刻宮司以下假殿所定ノ座ニ著ク

次 地方長官參進隨員副從是ヨリ先手水ノ儀アリ

次 地方長官祓所ニ著ク

次 修祓

次 地方長官假殿所定ノ座ニ著ク

次 宮司假殿ノ御扉ヲ開ク此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司殿内ニ參進シ諸員各其ノ位置ニ列

立ス

次 遷御此間奏樂

其ノ儀地方長官前行宮司御靈代ヲ奉戴

辛櫃羽車神輿ヲ用フル等各社ノ古例ニ依ルコトヲ得 諸員行障絹

垣ヲ奉仕シ前後陣ニ整列ス神寶ヲ列立スル等各社

ノ古儀ヲ行フコトヲ得

次 入御此間奏樂

是ヨリ先權宮司若クハ禰宜本殿ノ御扉

ヲ開ク

次 宮司御靈代ヲ神座ニ奉安ス

次 宮司御扉ノ側ニ候シ諸員所定ノ座ニ著ク

ク

次 禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 地方長官玉串ヲ奉リテ拜禮

次 地方長官隨員拜禮

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 權宮司若クハ禰宜以下拜禮

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

次 宮司御扉ヲ閉チ畢リテ所定ノ座ニ著ク

此間奏樂

次 各退出

假殿遷座祭

次 第本殿遷座祭ニ準ス

臨時奉幣祭

次 第時ニ臨ミ之ヲ定ム

二 中祭式

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次 宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏樂

次 禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏ス

官國幣社以下神社祭式

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 權宮司若クハ禰宜以下拜禮

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

次 宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス此間

奏樂

次 各退出

三 小祭式

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次 禰宜以下神饌ヲ供ス

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 權宮司若クハ禰宜以下拜禮

次禰宜以下神饌ヲ撤ス
次各退出

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク
次禰宜祓詞ヲ讀ム

四 修 祓

次主典一人大麻ヲ執リ同一人若クハ雇員
鹽湯ヲ執リ神饌及宮司以下ヲ祓フ

當日豫メ便宜ノ所ニ祓所ヲ辨備ス

次各退下

五 祝 詞

祈年祭宮司祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美母白佐久今年乃
御歲始給波奉登爲氏天皇命乃宇豆乃大幣帛乎捧奉良志米給布賀故爾大前
爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食波和稻荒稻爾仕奉里氏御酒饗乃上高知
里饗乃腹滿竝倍氏大野乃原爾生布留物波甘菜辛菜青海原爾住物波饗乃

廣物饗乃狹物奧藻菜邊都藻菜爾至留麻傳爾置足波志氏今日乃生日乃足
日乃朝日之豐榮登爾稱辭竟奉良久乎平介久久安介久久聞食志氏天乃下乃國民賀
手肱爾水泡搔垂里向肢爾泥搔寄世氏取作良奉爾御年乎始米氏草乃片葉
爾至留麻傳作里登作留物共乎惡伎風荒伎水爾相波世給波受豐爾牟久佐加爾
成幸給比氏新嘗乃御祭嚴志久美志久仕奉良志米給閉登恐美母稱辭竟奉
良久登白須

祈年祭幣帛供進使祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾恐美母白佐久天皇賀大命以知氏今年乃祈
年祭爾官位勳功爵氏名乎使登爲氏大前爾獻奉留宇豆乃大幣帛乎安幣
帛乃足幣帛登平介久久安介久久聞食志氏皇神等乃依奉良奉爾御年乎八束穗

乃茂穂爾成幸給比氏天皇大朝廷乎始米氏天下乃國民爾至留麻傳彌遠爾
彌廣爾五十檀八桑枝乃如久立榮衣志米給閉登白給波久登恐美恐美母白須

新嘗祭宮司祝詞

掛麻久母畏某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久天都御
食乃長御食乃遠御食登新嘗聞食左奉登爲氏天皇命乃宇豆乃大幣帛乎捧
奉良志米給布賀故爾皇神等乃成幸給閉留八束穂乃秋乃初穂乎御食御酒爾
仕奉里氏山野乃物波甘菜辛菜海川乃物波鱸乃廣物鱸乃狹物奧藻菜邊
都藻菜爾至留麻傳爾置足波志氏獻奉良久乎聞食志宇豆那比給比氏天皇命乃
大御代乎嚴御代乃足御代登萬千秋乃長五百秋爾平介久安介久齋奉里幸
奉里給比親王等諸王等乎始米氏天下乃國民爾至留麻傳撫給比惠給比氏

五十檀八桑枝乃如久立榮衣仕奉良志米給閉登恐美恐美母白左久天都御
白須

新嘗祭幣帛供進使祝詞

掛麻久母畏某神社乃大前爾恐美恐美母白左久天皇賀大命以知氏今年乃新
嘗祭爾官位勳功爵氏名乎使登爲氏大前爾獻奉留宇豆乃大幣帛乎安幣
帛乃足幣帛登平介久安介久聞食志氏天都御食乃長御食乃遠御食登豐明爾
明坐左奉皇御孫命乃大御食乎萬千秋乃長五百秋爾平介久安介久聞食左志
米給比天皇賀大朝廷乎始米氏天下乃國民爾至留麻傳彌遠爾彌廣爾五十
檀八桑枝乃如久立榮衣志米給閉登白給波久登恐美恐美母白須

例祭宮司祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美母白左久高天
 原爾神留坐須神漏岐神漏美命以知氏天社國社登稱辭竟奉留中爾此乃
 大宮平靜宮乃常宮登鎮座須大神乃廣伎厚恩賴乎尊奉里仰奉里氏一年爾
 一回仕奉留常乃例乃今日乃御祭爾天皇命乃宇豆乃大幣帛乎捧奉夏志米
 給布賀故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食御酒種種乃物乎平介久安
 介久聞食志氏天皇命乃大御代乎嚴御代乃足御代登堅磐爾常磐爾齋奉里
 手長乃御代登幸奉里給比親王等諸王等乎始米氏天乃下乃國民爾至留麻傳
 長久平介久守給比惠給閉登恐美母稱辭竟奉夏久登白須

例祭幣帛供進使祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾恐美母白左久天皇賀大命以知氏常乃例乃

隨爾仕奉留一年爾一回乃今日乃御祭爾官位勳功爵氏名乎使登爲氏獻奉
 留宇豆乃大幣帛乎安幣帛乃足幣帛登平介久安介久聞食志氏天皇賀大朝廷
 乎始米氏天乃下乃國民爾至留麻傳彌遠爾彌廣爾守給比幸給比氏此乃食國天
 乃下波國乃八十國島乃八十島漏留事無久落都留事無久天乃壁立極國乃
 退立限皇大朝廷乃大御稜威乎仰賀志米給比皇大御國乃大御光乎家夏志
 米給閉登白給波久登恐美母白須

假殿遷座本殿祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美母白左久大神乃
 常宮登鎮坐並留此乃御殿乃年經氏破損波禮多留賀故爾今度改造里(修里)仕
 奉夏奉登須是乎以知氏今日乃生日乃足日爾假宮爾遷奉里坐奉留事乎平介久

神社祭式必携
安介久聞食世登恐美恐美母白須

假殿遷座假殿祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久今日乃
吉日乃吉辰爾此乃假宮爾遷奉里坐奉里奴是乎以知氏大前爾御食御酒種
種乃物平置足波志氏獻奉留狀乎平介久安介久聞食志氏暫乃間平穩爾鎮坐世
登恐美恐美母白須

本殿遷座假殿祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久大神乃
敷坐須瑞御殿改造里修里仕奉良奉登往志某年某月某日爾此乃假宮爾
遷奉里坐奉里志乎此乃某年某月某日爾至里氏新宮嚴志久麗志久築造里御

殿本乃如修里仕奉里畢閉奴是乎以知氏今日乃生日乃足日爾還志鎮米坐奉
留事乎聞食志氏安介久靜介久遷坐世登恐美恐美母白須

本殿遷座本殿祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久大神乃
天乃御蔭日乃御蔭登隱坐左奉瑞乃御殿清美志久改造里修里仕奉里畢閉
奴留爾依里氏今日乃吉日乃吉辰爾還志鎮米坐奉里奴是乎以知氏禮代乃御食
御酒種種乃物平置足波志氏獻奉留狀乎平介久安介久聞食志氏今與里往先大
御心平穩爾此乃大宮乎靜宮乃安宮乃長久爾鎮坐世登恐美恐美母白須

歲旦祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久新使年

乃新伎月乃新伎日乃今日乃朝日乃豐榮登爾御賀乃壽詞仕奉真久登豐御食
 豐御酒種種乃物平獻奉留狀乎平介久安久久聞食志氏此乃年平良伎年乃美志
 年登守給比幸給比氏天皇命乃大朝廷平堅磐爾常磐爾齋奉里給比天乃下
 平介久穀物豐介久產業平彌獎米爾獎米國民乎彌榮衣爾榮衣志米給比氏大御
 稜威乎差昇留年乃初日乃光登共爾彌益益爾輝加志米給閉登恐美母御賀
 乃壽詞仕奉真久登白須

元始祭祝詞

掛麻久母畏某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久遠皇
 祖乃大御代與里天皇命乃御代御代受傳坐志氏知食志來留天都日嗣高御
 座乃大元始乎歲乃首爾言壽奉留登爲氏今日乃御祭仕奉留狀乎平介久安介

久聞食志氏天皇命乃知食須天都日嗣乃大御隆天地乃共無窮爾動久事無
 久變留事無久齋奉里幸奉里給比天乃下平介久國內安介久皇大朝廷乃大御
 稜威乎天輝志國輝志爾輝加志米給比皇大御國乃大御榮乎天足志國足爾
 足波志米給閉登禮代乃御食御酒種種乃物乎捧奉里氏恐美恐美母言壽奉真久
 登白須

紀元節祭祝詞

掛麻久母畏某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久高天
 原爾神留坐須神漏岐神漏美命以知氏豐葦原水穗國乎萬千秋乃長秋爾
 平介久知食世登事依奉里志隨爾神日本磐餘彥天皇乃高俊嚴志伎大御德
 以知氏食國天乃下乎平給比調給比氏大和國乃畝傍檜原乃底都岩根爾大

宮柱太敷立氏高天原千木高知里氏天都日嗣乃高御座爾坐志氏肇國知
 食志志與里皇御孫命乃御代御代彌繼繼承繼岐傳來坐志氏彌廣彌遠
 爾立榮衣行大元乎恐美奉里辱奉里氏今日乃生日乃足日爾御食御酒種
 種乃物乎大前爾捧奉里氏今日乃言壽乃賀詞乎神壽岐壽奉里久波皇大御神
 乃定給比掟給爾留事乃隨爾天都日嗣乃大御位天地登共爾久志久日月登
 共爾遠久彌益益爾御榮坐左幸皇大朝廷乃大御稜威天乃壁立極國乃退
 立限彌次次爾廣里行加幸登神壽岐壽奉里久乎甘爾聞食世登恐美恐美母
 白須

天長節祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久八十

日日波有禮打母今日乃生日乃足日波志母明御神登天乃下知食須天皇命乃
 生出坐志志貴伎愛多伎美志日登天皇命乃大朝廷乎始米氏天乃下四方乃國
 波青雲乃靄久極白雲乃向伏須限落都留事無久漏留事無久言壽岐仕奉禮
 此乃大前爾御食御酒種種乃物乎捧奉里氏稱辭竟奉里久乎平介久安介久
 聞食志氏天皇命乃大御壽乎手長乃大御壽登由都磐村乃如久常磐爾堅磐
 爾齋奉里嚴御代爾幸奉里給比大御稜威乎彌高爾彌廣爾輝加志米給比大御
 惠乎彌遠爾彌長爾仰賀志米給閉登恐美恐美母言壽奉里久登白須

祝詞

掛麻久母畏伎伊邪那岐大神筑紫乃日向乃橘小戸阿波岐原爾御禊祓給
 比志時爾生坐世留祓戸大神等今日仕奉爾神職等賀過犯世留罪穢有良幸乎

神社祭式必携

禊給比清給閉登申須事平聞食世登恐美恐美母白須

幣帛供進使竝地方長官ノ修祓ニ當リテハ神職ノ二字ヲ次ノ二字ニ換フ
官人

六 雜 則

一 御幣物ハ祭日ノ前地方長官正廳ニ臨ミ之ヲ點檢ス

一 神饌料ハ豫メ之ヲ神社ニ交附ス

一 四ニ定ムル修祓ハ祭祀ノ前之ヲ行フ

一 御幣物及幣帛供進使竝地方長官ノ修祓ハ四ニ定ムル式ニ準シテ之ヲ行フ

一 神饌臺數竝品目左ノ如シ

大祭

大 社 十一臺以上

小祭

五臺以上

中 社 十臺以上
小 社 九臺以上
別格官幣社

和稻、荒稻、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、野菜、菓、鹽、水

但シ小社、別格官幣社ニ在リテハ野鳥、水鳥ノ中一種ヲ省略スルコトヲ得

中祭 七臺以上

和稻、荒稻、酒、餅、魚、鳥、海菜、野菜、菓、鹽、水
但シ鳥ハ之ヲ省略スルコトヲ得

和稻、荒稻、酒、魚、海菜、野菜、菓、鹽、水
定額ノ神饌及幣物ノ外其ノ地ノ產物等
ヲ副ヘテ奉ルコトヲ得

一 神社ニ特別ノ由緒アル祭祀若クハ小祭ニシテ一社傳來ノ儀式アルモノハ之ヲ行フコトヲ得
一 官幣大社ニシテ特別ノ定例アルモノハ之ニ依ル

第二 府縣社以下神社祭式

官國幣社祭式ニ準ス但シ祝詞ハ左ノ如シ

祈年祭社司(社掌)祝詞

掛 麻久母 畏 俊 某神社乃大前 社司(社掌)位勳功爵氏名恐 恐 美母 白 左久
今年乃御年始給 布爾 依 里 氏 此乃某道府縣(郡市區町村) 與 里 宇 豆 乃 幣帛捧
奉 留 賀 故 爾 大前 爾 齋 麻 波 里 清 麻 波 里 氏 獻 奉 留 御 食 波 和 稻 荒 稻 爾 仕 奉 里 氏 御

祝 詞

酒波 襲乃 上高知里 襲乃 腹滿竝 倍氏 大野乃 原爾生 布留物 波甘菜 辛菜 青海
 原爾住 幸物 波 鱒乃 廣物 鱒乃 狹物 奧都 藻菜 邊都 藻菜 爾至 留麻傳爾 置足 波志氏
 今日乃 生日乃 足日乃 朝日乃 豐榮登爾 稱辭竟奉 長久平 平介久 久聞食 志
 氏天乃 下乃 國民賀手 肱爾 水泡搔垂里 向股爾 泥搔寄世氏 取作 長幸 奧都 御年
 乎始米 氏草乃 片葉 爾至 留麻傳 作里登 作留物 共 惡伎 風荒 伎水 爾相 波世 給 波受
 豐爾 牟久 佐加 爾成 幸給 比氏 新嘗乃 御祭嚴 志久 美志久 仕奉 長志米 給閉登 恐
 恐美母 稱辭竟奉 長久登 白須

神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣以下二十四字ヲ削ル

祈年祭幣帛供進使祝詞

掛麻久母 畏伎 某神社乃 大前爾官(職)位勳功爵氏名 恐美母 白左久 今年乃

祈年祭 爾某道府縣(郡市區町村) 與里 獻奉 留宇豆乃 幣帛 平安幣帛乃 足幣
 帛登 平介久 安介久 聞食 志氏 皇神等乃 依奉 長幸 奧都 御年 乎 八束穗乃 茂穗 爾
 成幸 給比氏 天皇命乃 大朝廷 乎 始米 氏天乃 下乃 國民 爾至 留麻傳 彌遠 爾彌廣
 爾五十 櫃八 桑枝乃 如久 立榮 衣志米 給閉登 恐美母 白須

新嘗祭社司(社掌)祝詞

掛麻久母 畏伎 某神社乃 大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名 恐美母 白左久
 天都 御食乃 長御食乃 遠御食 登天皇命乃 新嘗聞食 須爾 依里氏 此乃 某道府
 縣(郡市區町村) 與里 宇豆乃 幣帛 捧奉 留賀 故爾 皇神等乃 成幸 給閉登 留八束穗
 乃 秋乃 初穗乃 御食 御酒 爾 仕奉 里氏 山野乃 物波 甘菜 辛菜 海川乃 物波 鱒乃
 廣物 鱒乃 狹物 奧都 藻菜 邊都 藻菜 爾至 留麻傳 爾置足 波志氏 獻奉 長久平 聞食 志

宇豆那比給比氏天皇命乃大御代平嚴御代乃足御代登萬千秋乃長五百
 秋爾平介久安介久齋奉里幸奉里給比親王等諸王等平始米氏天乃下乃國民
爾至留麻傳撫給比惠給比氏五十檀八桑枝乃如久立榮衣仕奉長志米給閉登恐
美恐美母稱辭竟奉長久登白須

神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣以下二十四字ヲ削ル

新嘗祭幣帛供進使祝詞

掛麻久母畏某神社乃大前爾官職位勳功爵氏名恐美恐美母白左久今年乃
 新嘗祭爾某道府縣(郡市區町村)與里獻奉留宇豆乃幣帛平安幣帛乃足幣
 帛登平介久安介久聞食志氏天都御食乃長御食乃遠御食登豐明爾明坐左奉
 皇御孫命乃大御食平萬千秋乃長五百秋爾平介久安介久聞食左志米給比天

皇命乃大朝廷始米氏天乃下乃國民爾至留麻傳彌遠爾彌廣爾五十檀八桑
 枝乃如久立榮衣志米給閉登恐美恐美母白須

例祭社司(社掌)祝詞

掛麻久母畏某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久
 高天原爾神留坐須神漏岐神漏美命以知氏天社國社登稱辭竟奉留中爾
 此乃大宮平靜宮乃常宮登鎮坐須大神乃廣厚厚恩賴尊美奉里仰奉里氏
 一年爾一回仕奉留常乃例乃今日乃御祭爾此乃某道府縣(郡市區町村)與里
 宇豆乃幣帛捧奉留賀故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食御酒種種
 乃物平介久安介久聞食志氏天皇命乃大御代平嚴御代乃足御代登堅磐爾
 常磐爾齋奉里手長乃御代登幸奉里給比親王等諸王等平始米氏天乃下乃

國民爾至留麻傳長久平介久守給比惠給賜登恐美恐美母稱辭竟奉長久登白須
 辭別伎氏白左久此仕奉留爾依里氏御氏子乃人等又此乃某道府縣(郡市
 區町村)乃人等平廣久厚久守給比惠給比氏心穩爾身健爾家内安久産業豐
 介久各母各母彌饒爾饒氏生乃子八十續爾至留麻傳彌榮衣爾榮衣志米給
 閉登恐美恐美母白須

神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣郡市區町村(與里宇豆乃幣帛捧奉
 留賀故爾大前爾ノ二十七字ヲ削ル

例祭幣帛供進使祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾官(職)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久常乃例
 乃隨爾仕奉留一年爾一回乃今日乃御祭爾某道府縣(郡市區町村)與里獻奉

留宇豆乃幣帛乎安幣帛乃足幣帛登平介久安介久聞食志氏天皇命乃大朝廷
 乎始米氏天乃下乃國民爾至留麻傳彌遠爾彌廣爾守給比幸給閉止恐美恐美母
 白須

假殿遷座本殿祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久
 大神乃常宮乃鎮坐世留此乃御殿乃年經氏破損波禮多留賀故爾今度改造里
 (修里)仕奉耳奉登須是乎以知氏今日乃生日乃足日爾假宮爾奉遷里坐奉留事
 乎平介久安介久聞食世登恐美恐美母白須

假殿遷座假殿祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久

今日乃吉日乃吉辰此乃假宮爾遷奉里坐奉里奴是乎以知氏大前爾御食御酒種種乃物置足波志氏獻奉留狀乎平介久安介久聞食志氏暫乃間平穩爾鎮坐世登恐美恐美母白須

本殿遷座假殿祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司社掌位勳功爵氏名恐美恐美母白左久大神乃敷坐須瑞乃御殿平改造里修里仕奉真幸登往志某年某月某日爾此乃假宮爾遷奉里坐奉里志乎此乃某年某月某日爾至里氏新宮嚴志久麗志久築造里御殿本乃如修里仕奉里畢閉奴是乎以知氏今日乃生日乃足日爾還鎮米坐奉留事平聞食志氏安介久靜介久遷坐世登恐美恐美母白須

本殿遷座本殿祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司社掌位勳功爵氏名恐美恐美母白左久大神乃天乃御蔭日乃御蔭登隱里坐左幸瑞乃御殿清久美志久改造里修里仕奉里畢閉奴留爾依里氏今日乃吉日乃吉辰爾還鎮米坐奉里奴是乎以知氏禮代乃御食御酒種種乃物置足波志氏獻奉留狀乎平介久安介久聞食志氏今與里往先大御心平穩爾此乃大宮乎靜宮乃安宮登長久爾鎮坐世登恐美恐美母白須

歲旦祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司社掌位勳功爵氏名恐美恐美母白左久新年乃新伎月乃新伎日乃今日乃朝日乃豐榮登爾御賀乃壽詞仕奉真久登豐御食豐御酒種種乃物獻奉留狀乎平介久安介久聞食志氏此乃年乎良伎

年乃美志年登守給比幸給比氏天皇命乃大朝廷平堅磐爾常磐爾齋奉里給比
 天乃下平介久穀物豐介久産業平彌獎米爾獎米國民平彌榮衣爾榮衣志米給比
 氏大御稜威乎差昇留年乃初日乃光登共爾彌益益爾輝加志米給閉止恐美
 母御賀乃壽詞仕奉夏久止白須

元始祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久
 遠皇祖乃大御代與里天皇命乃御代御代受傳坐志氏知食志來留天都日嗣
 高御座乃大元始乎歲乃首爾言壽奉留登爲氏今日乃御祭仕奉留狀乎平介久
 安介久聞食志氏天皇命乃知食須天都日嗣乃大御隆天地乃共無窮爾動久
 事無久變留事無久齋奉里幸奉里給比天乃下平介久國內安介久皇大朝廷乃

大御稜威乎天輝志國輝天爾輝加志米給比皇大御國乃大御榮乎天足志國
 足志爾足波志米給閉登禮代乃御食御酒種種乃物乎捧奉里氏恐美恐美母言壽
 奉夏久登白須

紀元節祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久
 高天原爾神留坐須神漏岐神漏美命以知氏豐葦原水穗國乎萬千秋乃長
 秋爾平介久知食世登事依奉里志隨爾神日本磐余彦天皇乃高伎嚴志伎大御
 德以知氏食國天乃下乎平給比調給比氏大和國乃畝傍檀原乃底都岩根爾
 大宮柱太敷立氏高天原爾千木高知里氏天都日嗣乃高御座爾坐志氏肇國
 知食志志與里皇御孫命乃御代御代彌繼繼爾承繼岐傳來坐志氏彌廣爾彌

遠爾立榮衣行久大元平恐美奉里辱美奉里氏今日乃生日乃足日爾御食御酒
 種種乃物大前爾捧奉里氏今日乃言壽乃賀詞乎神壽岐壽奉真久波皇大御
 神乃定給比掟給閉留事乃隨爾天都日嗣乃大御位天地登共爾久志久月日
 登共爾遠久彌益益爾御榮坐左平皇大朝廷乃大御稜威波天乃壁立極國乃
 退立限彌次次爾廣里行加半登神壽岐壽奉真久乎甘真爾聞食世登恐美恐美母
 白須

天長節祭祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久
 八十日日波有禮打母今日乃生日乃足日波志母明御神登天乃下知食須天皇
 命乃生出坐志志貴伎愛多伎美志日登天皇命乃大御延乎始米氏天乃下四方

乃國波青雲乃靄久極白雲乃向伏須限落都留事無久漏留留事無久言壽岐仕
 奉禮婆此乃大前爾御食御酒種種乃物乎捧奉里氏稱辭竟奉真久乎平介久安
 介久聞食志氏天皇命乃大御壽乎手長乃大御壽登由都磐村乃如久常磐爾
 堅磐爾齋奉里嚴御代爾幸奉里給比大御稜威乎彌高爾彌廣爾輝加志米給比
 大御惠乎彌遠爾彌長爾仰賀志米給閉登恐美恐美母言壽奉真久登白須

祓詞

掛麻久母畏伎伊邪那岐大神筑紫乃日向乃橘小戸乃阿波岐原爾御禊祓
 給比志時爾生坐世留祓戸大神等今日仕奉留神職等賀過犯世留罪穢有真
 半乎婆祓給比清給閉登申須事乎聞食世登恐美恐美母白須

幣帛供進使ノ修祓ニ當リテハ神職ノ二字ヲ次ノ二字ニ換フ
 (官人)

第五章 神社祭式行事作法 (明治四十年六月二十九日 内務省告示第七十六號)

第一編 行事

一 開扉及閉扉

開扉 先ツ所役御鑰ヲ奉持シテ、齋主ノ座

側ニ就キ、之ヲ進メテ復座、齋主之ヲ受ケ

テ昇殿、警蹕所役隨行シ進ミテ御錠ヲ解

キ、御鑰ヲ案上案ハ豫メ御扉ノ側ニ置キ

再ビ進ミテ御錠ヲ除キ、同案上ニ置キ、更

ニ進ミテ御扉ヲ開ク、此間奏樂警蹕、次ニ神

前ニテ再拜拍手ニ畢リテ側ニ候ス、警蹕

ハ齋主祇候ノ時復座

閉扉 先ツ齋主神前ニ進ミ、警蹕所役進ミ

再拜拍手ニ、次ニ御扉ヲ閉ヂ、此間奏樂警蹕

御錠ヲ鎖シ、御鑰ヲ捧持シテ下殿復座、警蹕

先チテ復座ニ、次ニ御鑰ノ所役齋主ノ座

側ニ就キ、御鑰ヲ受ケテ復座、

○二人齋主副齋主奉仕ノ場合左ノ如シ

開扉 齋主御鑰ヲ捧持シテ起座スル時、副

齋主共ニ起座シテ、齋主ハ神前ノ左側ヨ

リ、副齋主ハ右側ヨリ竝ビ進ミテ昇殿、先

ヅ齋主進ミテ御錠ヲ解キ、御鑰ヲ案上ハ

案ハ豫メ御扉ノ側ニ置キ、次ニ二人左右ヨリ進

ミテ御錠ヲ除キ、各之ヲ案上ニ置キ、再ビ

進ミテ御扉ヲ開ク、次ニ齋主ハ神前ニテ

再拜拍手ニ、此間副齋主ハ平伏畢リテ齋主ハ側ニ

候シ、副齋主ハ拜殿又ハ帷倉ニ著ク、

閉扉 齋主ハ副齋主ノ進ミタル時、神前ニ

テ再拜拍手ニ、此間副齋主ハ平伏、次ニ二人左右ヨ

リ御扉ヲ閉ヂ御錠ヲ鎖シ、齋主御鑰ヲ捧

持シ、齋主副齋主共ニ下殿復座、

其ノ他ノ行事ハ、總ベテ一人開閉扉ノ時

ノ例ニ準ス、

傳へ、手長次第ニ之ヲ陪膳ニ傳フ、陪膳之

ヲ案上ニ奠ス、此間奏樂畢リテ末席ヨリ順次

復座、

撤饌 先ヅ陪膳進ミテ案前ニ候シ、手長順

次進ミテ、正中ノ左右斜メニ相對シテ分

候ス、次ニ陪膳神饌ヲ撤シテ手長ニ傳へ、

手長次第ニ之ヲ膳部膳メ神饌ニ傳フ、此

樂畢リテ末席ヨリ順次復座、次ニ後取饌

案及簀薦ヲ撤ス、

○祭場ノ都合ニ依リテハ、手長一方ニ竝

列シテ獻撤シ、又ハ各自ニ捧持シテ獻

撤スルコトアルベシ、

二 神饌獻撤

獻饌 先ヅ後取簀薦ヲ鋪キ饌案ヲ設ケテ

復座、次ニ陪膳進ミテ案前ニ候シ、手長順

次進ミテ正中ノ左右ニ、斜メニ相對シテ

分候ス、次ニ膳部膳メ神饌神饌ヲ手長ニ

三 御幣物獻撤

神社祭式行事作法

獻幣 先づ後取簀薦ヲ鋪キ幣案ヲ設ケテ復座、次ニ屬御幣物雲脚蓋ノマ、辛櫃ヨリ出シ捧持シテ假案課メ便宜ノ所ニ設クノ上ニ置キ側ニ候ス、次ニ齋主御幣物ヲ捧持シテ、神前ノ案上ニ奉奠シ、再拜拍手ニ、畢リテ本所ニ復ス、屬拜殿又ハ帷舎ニ著ク、撤幣 其ノ儀、撤饌ニ同ジ、

四 祝詞奏上

地方長官祝詞奏上 先づ後取軾ヲ所定ノ座ニ鋪キテ復座、次ニ屬祝詞ヲ捧持シ、長官ノ座側ニ就キテ之ヲ進ム、長官受ケテ笏ニ持チ添フ、屬復座、次ニ長官祝詞座ニ著キ、再拜祝詞ヲ懷中シ、笏ヲ置キテ拍手

ニ、祝詞ヲ取り出シ、左側ニテ徐ニ開キ、之ヲ押シ合セテ一揖シ、目通ニ捧ゲテ奏上ス、此間一畢リテ又押合セテ一揖シ、左側ニテ徐ニ卷キ納メ、懷中シテ拍手ニ、笏ヲ把リ祝詞ヲ持チ添ヘテ再拜、畢リテ復座、次ニ屬長官ノ座側ニ就キ、祝詞ヲ受ケテ復座、次ニ後取軾ヲ撤ス、齋主祝詞奏上 其ノ儀、地方長官祝詞奏上ニ同シ、

五 玉串奉奠

地方長官又ハ次官玉串奉奠 先づ後取簀薦ヲ鋪キ、玉串案ヲ設ケ、軾ヲ鋪キテ復座、次ニ屬玉串ヲ執リ、長官又ハ次官ノ座側

七 大祓切麻

ニ就キテ之ヲ進ム、長官又ハ次官受ケテ案上ニ奠シ、玉串ハ表ヲ上ニシ本ヲ神前ニ向ク 拜座ニ著キテ再拜拍手ニ、畢リテ復座、齋主玉串奉奠 其ノ儀、地方長官又ハ次官ヲ捧持シテ、參列者ノ前ニ据ウ、次ニ參列者各自ニ切麻ヲ執リテ祓フ、畢リテ所役三方ヲ案上ニ置キテ復座、諸員拜禮畢リタル時ハ、後取軾玉串案及簀薦ヲ撤ス、

第二編 作法

(上)

六 修祓

一 座法

先ツ所役案前設シメ祓所ニ簀薦及案ヲ鋪ニ進案上ニ大麻ヲ安ズ、進ミ祓詞ヲ讀ミ、祝詞奏上ノ儀ニ準ズ畢リテ大麻ヲ執リテ、祓ヲ受クベキモノ、前ニ進ミ之ヲ祓ヒ、祓ヲ受クル者ハ平伏畢リテ大麻ヲ案上ニ置キテ復座、

兩足ノ拇指ヲ重ネ、少シク膝ヲ開キ、左右ノ手先ヲ腰前ニ控ヘ、體ヲ垂直ニシテ正面スルヲイフ、

二 立法

兩足ノ踵ヲ接ケ、少シク爪先ヲ開キ、左右ノ手先ヲ下腹ノ邊ニ控ヘ、體ヲ垂直ニシテ正面スルヲイフ、

ノ淺深ニ依ル、

揖ハ座ノ起著、列ノ離就、階段ノ昇降、殿舎及神門ノ出入、物品ノ授受、尊前ノ進退、行事ノ前後、沓ノ著脱等ニ行フ所作ナリ、

三 座 揖

座シタルマ、正笏シテ、笏ノ下方ヲ腹部ニ引クト共ニ腰ヲ折ルヲイフ、

神饌獻撤祝詞奏上ノ前後、及御鑰ヲ捧持セル時等ニアリテハ、正笏セザルコトアルベシ、

四 立 揖

立チタルマ、正笏シテ、笏ノ下方ヲ腹部ニ引クト共ニ腰ヲ折ルヲイフ、

○揖ニ深揖、小揖ノ別アリ、腰ヲ折ルコト

右膝ヨリ立チ、左足ヲ進メ、兩足ヲ踏ミ整ヘテ體ヲ正シ、正笏シテ、笏頭ヲ目通ニ上ゲ、左膝ヲ伏セ、尋ギテ右膝ヲ伏セテ、俛伏スルヲイフ、

五 起 拜

六 居 拜

座シタルマ、正笏シテ、笏頭ヲ目通ニ上ゲ正座シテ、俛伏スルヲイフ、

九 起 座

立チタルマ、兩足ヲ踏ミ整ヘ、體ヲ正シテ正笏シ、笏頭ヲ目通ニ上ゲ腰ヲ屈折スルヲイフ、

先ヅ兩足ヲ爪立テ、次ニ右膝ヲ起シテ、立チナガラ左足ヲ進メテ、右足ニ踏ミ整ヘ、或ハ右足ヲ引キテ、左足ニ踏ミ整フルヲイフ、進ム起座ハ、左足ヲ進ムル方ニ依リ、退ク起座ハ右足ヲ引ク方ニ依ルモノトス、席ニ上下ノ別アル時ハ、下座ノ膝ヨリ起スモノトス、

八 拍 手

兩手ヲ合セ、靜ニ左右ニ開キテ拍チ合スルヲイフ、座セル時ハ置笏シ、立タル時ハ懷笏シテ行フモノトス、

十 著 座

先ヅ左膝ヲ突キ、次ニ右膝ヲ突キ整ヘテ座スルヲイフ、進ム著座ハ、左膝ヲ前方ニ突キテ右膝ヲ突

キ整へ、退ク著座ハ、左足ヲ引キテ膝ヲ突キ、
右膝ヲ突キ整フルモノトス、
座前ヨリ著座スル時ハ、先ヅ左膝ヲ突キ、回
轉シテ座スルモノトス、
座後ヨリ著座スル時ハ、先ヅ左膝ヲ突キ、膝
行シテ座スルモノトス、
席ニ上下ノ別アル時ハ、總ベテ上座ノ膝ヨ
リ突クモノトス、

十三 膝退

膝ニテ進ムヲイフ、先ヅ跪キテ左膝ヲ進メ
次ニ右膝ヲ進メ、又左膝ヲ進メテ、右膝ヲ突
キ整フルモノトス
席ニ上下ノ別アル時ハ、下座ノ膝ヨリス、

十一 進退

進ム時ハ左足ヨリシ、退ク時ハ右足ヨリス、
席ニ上下ノ別アル時ハ、進ム時ハ下座ノ足
ヨリシ、退ク時ハ上座ノ足ヨリス

十四 平伏

正笏シテ背ヲ平ニ俛伏スルヲイフ、開閉扉、
トス、
○膝行膝退ハ、尊前ノ進退、神饌獻撤ノ時
等ニ行フ所作ナリ、其ノ程度凡ソ三步

十二 膝行

膝行ノ反對ニシテ、右左右ト退クヲイフ、
席ニ上下ノ別アル時ハ、上座ノ膝ヨリス

祝詞奏上、渡御、御幣物通過、受祓等ノ時ニ行
フ所作ナリ、

兩足ヲ蹈ミ整へテ立ツヲイフ、立禮ニテ應
對、授受等ノ時ニ行フ所作ナリ、

十五 跪居

兩膝ヲ突キ、爪先ヲ立テ踵ノ上ニ臀ヲ置ク
ヲイフ、殿上ニテ應對、授受及薦、案、帙等ヲ鋪
設スル時ニ行フ所作ナリ、

十八 磬折

立チタルマ、正笏シテ腰ヲ折ルヲイフ、座
禮ノ平伏ト同ジキ時ニ行フ所作ナリ、

十六 蹲踞

兩膝ヲ折リ蹲マルヲイフ、神前ニ近キ所ヲ
横ギル時、又庭上ニテ殿上ノ跪居ト同ジキ
時等ニ行フ所作ナリ、

十九 屈行

腰ヲ折リテ歩行スルヲイフ、立禮ニテ神前
ヲ横ギル時等ニ行フ所作ナリ、其ノ程度凡
ソ三步トス、

十七 起立

右足ヨリ右左右ト後歩スルヲイフ、尊前ヲ

二十 逆行

退ク時ニ行フ所作ナリ、其ノ程度凡ソ三步

トス、

席ニ上下ノ別アル時ハ上座ノ足ヨリス

二十一 持 笏

右手ニテ笏ノ下方ヲ拇指ト小指トヲ内ニシテ、右方ニ持ツヲイフ、

笏ヲ右手ヨリ左手ニ移シ、更ニ右手ニテ笏頭ヲ把リ、懐中スルヲイフ、行事ノ時、及立禮ニテ拍手スル時等ニ行フ所作ナリ、

二十四 懷 笏

二十二 置 笏

笏ヲ右手ヨリ左手ニ移シ、更ニ右手ニテ笏頭ヲ把リ、右膝ノ傍ニ置クヲイフ、

左右ノ手ニテ笏ノ下方ヲ把リ、腹部ノ正前ニテ正シク持チ、身體ヲ整フルヲイフ、拜揖等ノ時ニ行フ所作ナリ、

二十五 正 笏

二十三 把 笏

右手ニテ笏頭ヲ把リ、左手ニ移シ、更ニ右手ニテ笏ノ下方ヲ把リ、右方ニ把持スルヲイフ、

二十六 警 蹕

をトイフ音ヲ長ク引キテ唱フルヲイフ、

開閉扉、及渡御等ノ時ニ行フ所作ナリ、

テ開ク、

(下)

一 閉扉ハ雌扉ニハ左手ヲ上ニシ、雄扉ニハ右手ヲ上ニス、

一 階ノ昇降

一 神前ノ左方ヨリ昇ルモノハ右足ヨリ

三 祝詞ノ展卷

シ、右方ヨリ昇ルモノハ左足ヨリス、

一 祝詞ヲ展ブルニハ、左手ニ卷ヲ持チ、右

一 神前ノ左方ヨリ降ルモノハ左足ヨリ

手ニ折端ヲ持チ、左側ニテ展ブ、之ヲ卷ク

シ、右方ヨリ降ルモノハ右足ヨリス、

モ亦左側ニ於テス、

一 昇降ハ、一階毎ニ足ヲ聚ムベシ、

四 御鑰、祝詞、玉串、大

二 御扉ノ開閉

麻等ノ持方

一 開扉ハ、左手ニテ雄扉ノ端ノ上部ヲ持

一 御鑰、祝詞、玉串、大麻等ハ、左手ニテ上部

チ、右手ニテ其ノ下部ヲ持チテ開キ、雌扉

ヲ、右手ニテ下部ヲ執リ、左高ニ捧持シ、祝

ノ方ニ移リ、右手ヲ上ニシ、左手ヲ下ニシ

テハ折端ヲ内ニシ、授クル時ハ、總ベテ反對

ニ持チ換フベシ、

- 一 玉串ヲ奉奠スルニハ、左手ヲ右手ノ元ニ下シ、本ヲ神前ニ向ケ、其ノ中程ヲ裏ヨリ右手ニテ持チ、左手ヲ添ヘテ案上ニ置クベシ、

- 一 御鑰等ノ授受ハ、上位ノ人ニハ、下位ノ人ノ持テル所ヨリ、左右各其ノ上邊ヲ、下位ノ人ニハ上位ノ人ノ持テル所ヨリ、左右各其ノ下邊ヲ執ラシムベシ、
- 一 授受ニハ總ベテ懷笏スベシ、但シ齋主祝詞ヲ受クル時ハ、之ヲ笏ニ受ケ授クル時ハ笏ニ添ヘテ授クベシ、

五 三方、案、薦、軾等ノ持方

- 一 三方ハ、拇指ヲ左右ノ縁ニ、他ノ指ヲ縁ト胴トニ掛ケテ持ツベシ、隅角ヲ避クベシ
- 一 折敷、高坏ハ、右手ニテ高坏ヲ持チ、左手ヲ折敷ニ添ヘテ持ツベシ、塗高坏モ亦之ニ準ス、
- 一 案ハ、左手ニテ裏ヲ支ヘ、右手ヲ右方ノ脚ノ附根ニ掛ケテ持ツベシ、但シ案小ナル時ハ、兩手ヲ左右ノ脚ノ附根ニ掛ケテ持ツベシ、
- 一 薦、軾等ハ、右手ニテ端ヲ執リ、左手ニテ中程ヲ支ヘ、左ヲ少シク高ク上ゲテ斜メニ持ツベシ、但シ薦ハ右前ニ卷キ、軾ハ右前三折ニ疊ム、又之ヲ舒ブルトキ、右端ヲ取ルニハ、左手ヲ中程ニ、右手ヲ下部ニ、左

端ヲ取ルニハ、右手ヲ中程ニ、左手ヲ下部

ニ配スベシ、收ムルトキハ之ニ反ス、

- 一 三方、高坏、案等ハ目通ニ捧持スベシ、薦、軾等ハ之ニ及バズ、

六 大麻、切麻ノ祓方

- 一 大麻ニテ祓フトキハ、祓ヲ受クベキ者ノ前ニ進ミ、之ヲ持換ヘテ、右手上下正前ニ捧ゲ、左右左ト振り、畢リテ又之ヲ持チ換フベシ、

- 一 切麻ハ左手ヲ三方ニ掛ケ、右手ニテ切麻ヲ執リ、左右左ト祓フベシ、

七 折敷、三方等ノ据方

- 一 正中ヲ上位トシ、左ヲ次トシ、右ヲ其ノ次トス、
- 一 神前ニ近キヲ上位トシ、遠キヲ下位トス、

- 一 折敷又ハ三方等ハ、縁ノ綴目ナキ方ヲ神前ニ向ク、

- 一 神饌ヲ案上ニ奉奠スルトキ、調理セザル魚鳥等首尾アルモノヲ、正中若クハ右方ニ供スルニハ左頭トシ、左方ニ供スルニハ右頭トス、

第三編 雜 載

一 祭場ノ座位

二 神饌獻撤ノ順序

- 一 獻饌ノ順序ハ、一和稻二酒、三餅、四海魚、五川魚、六野鳥、七水鳥、八海菜、九野菜、十菓、十一水盞トシ、撤饌ノ時ハ、最終ノ供饌ヨリ

ス、

一 神饌ノ臺數奇數ナルトキハ、先ヅ正中

次ニ左方ニ次ニ右方トシ、偶數ナルトキ

ハ、先ヅ左方、次ニ右方ノ順序ヲ以テ奉奠

ス、

第六章 官國幣社以下神社神職齋戒ニ關スル件

(大正三年三月廿七日
内務省令第五號)

第一條 祭祀ニ奉仕シ又ハ參向スル者ハ

大祭、中祭ニハ其ノ當日及其前日小祭ニ

ハ其ノ當日齋戒スベシ

ノ他凡テ汚穢ニ觸ルルコトヲ得ス

附 則

第二條 齋戒中ニ在ル者ハ喪ニ與ル等其 本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七章 神宮並官國幣社以下神社恒例式

(大正三年三月廿七日
内務省訓令第二號)

第一條 神宮ニ於テ恒例トシテ左ノ式ヲ行フ

春季皇靈祭遙拜

神武天皇祭遙拜

明治天皇祭遙拜

秋季皇靈祭遙拜

大 祓

明治天皇祭遙拜

秋季皇靈祭遙拜

神嘗祭遙拜

大 祓

○内務省訓令第三號

神宮大宮司

第二條 官國幣社以下神社ニ於テ恒例ト

シテ左ノ式ヲ行フ

春季皇靈祭遙拜

神武天皇祭遙拜

本年三月内務省訓令第二號ニ依ル神宮ニ於テ行フ遙拜及大祓次第ハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依リ執行スベシ

神宮並官國幣社以下神社恒例式

大正三年三月二十七日

内務大臣 原 敬

第八章 官國幣社以下神社遙拜及大祓次第

(大正三年三月廿七日
内務省勅令第四號)

第一 官國幣社遙拜 及大祓次第

遙拜次第

當日早旦社頭便宜ノ所ニ式場ヲ辨備ス

春季皇靈祭遙拜詞

新薦ヲ鋪キ案ヲ立ツ
時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク
次宮司遙拜詞ヲ奏ス
次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮
次權宮司若クハ禰宜以下拜禮
次各退下

掛 麻久母 畏 伎 皇靈殿 乃 大前 平 遙 爾 拜 美 奉 夏久 登 白 須

神武天皇祭遙拜詞

掛 麻久母 畏 伎 畝 傍 山 東 北 陵 乃 大前 平 遙 爾 拜 美 奉 夏久 登 白 須

明治天皇祭遙拜詞

掛 麻久母 畏 伎 伏見 桃 山 陵 乃 大前 平 遙 爾 拜 美 奉 夏久 登 白 須

神嘗祭遙拜詞

掛 麻久母 畏 伎 伊勢 乃 神宮 乃 大前 平 遙 爾 拜 美 奉 夏久 登 白 須

大祓次第

當日社頭ノ庭上ニ祓所ヲ辨備ス

正面ニ新薦ヲ鋪キ案ヲ立テ祓物ヲ置キ

官國幣社以下神社遙拜及大祓次第

其ノ前ニ祓詞ノ座ヲ設ケ便宜ノ所ニ地
方官神職ノ座ヲ設ク
雨儀ニ在リテハ便宜ノ所ニ於テ之ヲ行
フ

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次地方官所定ノ座ニ著ク

次主典切麻ヲ頒ツ

次宮司祓ヲ仰ス

次禰宜祓詞ヲ宣ル

次諸員切麻ヲ執リテ祓フ

次主典大麻ヲ行フ

次主典切麻ヲ撤ス

次主典祓物ヲ執リテ河海ニ向フ
次各退下

祓物

木綿 一 兩當ノ木綿五尺ヲ以テ代フルコトヲ得

布 五 尺麻布

形式及解繩ヲ用フル例アル神社ハ之ヲ添フルコトヲ得

大祓詞

集侍 禮留 人等諸聞食 世登宣留

高天原 爾神留坐 須皇 親神漏伎神漏美命以知氏 八百萬神等 神集開

爾集賜 比神議 里爾 議賜 比氏 我賀皇 皇御孫命 波豐葦原水穗國 平安國 登平介久

知食 世登 事依奉 里伎 此 久 依奉 里志 國中 爾荒振神等 平賀 神問 波志 爾問賜 比

神掃 比爾 掃賜 比氏 語問 比志 磐根樹根立草 乃片葉 平母 語止 米氏 天乃 磐座放

知天乃 八重雲 乎伊頭 乃千別 伎爾 千別 伎氏 天降 志依奉 里伎 此 久 依奉 里志 四

方乃 國中 登大倭日高見國 平安國 登定奉 里氏 下都岩根 爾宮柱太敷立氏 高

天原 爾千木高知 里氏 皇御孫命 乃瑞 乃御殿仕奉 里氏 天乃 御蔭日 乃御蔭 登

隱坐 志氏 安國 登平介久 知食 左奉 國中 爾成出 傳奉 天乃 益人等 賀過犯 志介奉 種

種乃 罪事 波天 都罪國 都罪許許太久 乃罪出 傳奉 此 久 出 傳婆 天 都宮事 以知氏

天 都金木 乎本打切 里末打斷 知氏 千座 乃置座 爾置足 波志氏 天 都菅麻 乎本刈

斷 知末刈 切里氏 八針 爾取辟 伎氏 天 都祝詞 乃太祝詞事 乎宣禮 此 久 宣 真婆 天

都神 波天 乃磐門 乎押披 伎氏 天 乃八重雲 乎伊頭 乃千別 伎爾 千別 伎氏 聞食 左

平國都神波高山乃末短山乃末爾上坐志氏高山乃伊褒理短山乃伊褒理乎
 搔別介氏聞食左幸此久聞食志氏婆罪登云布罪波在夏自登科戸乃風乃天乃八
 重雲乎吹放都事乃如久朝乃御霧夕乃御霧乎朝風夕風乃吹拂布事乃如久
 大津邊爾居留大船乎舳解放知氏艦解放知氏大海原爾押放都事乃如久彼方
 乃繁木賀本乎燒鎌乃敏鎌以知氏打掃布事乃如久遺留罪波在夏自登祓給比清
 給布事乎高山乃末短山乃末與里佐久那太理爾落多伎郡速川乃瀬爾坐須
 瀬織津比賣登云布神大海原爾持出傳那幸此久持出往那婆荒潮乃潮乃八
 百道乃八潮道乃潮乃八百會爾坐須速開都比賣登云布神持加加吞美氏幸
 此久加加吞美氏婆氣吹戸爾坐須氣吹戸主登云布神根國底國爾氣吹放知
 氏幸此久氣吹放知氏婆根國底國爾坐須速佐須良比賣登云布神持佐須良

比失比氏幸此久佐須良比失比氏婆今日與里始米氏罪登云布罪波在夏自登今日
 乃夕日乃降乃大祓爾祓給比清給布事乎諸聞食世登宣留
 神職等大川道爾持退出傳氏祓却禮登宣留

第二 府縣社以下神社遙拜及大祓次第

官國幣社遙拜及大祓次第第二準ス

第九章 祭祀及策命宣讀ノ爲參向ノ勅使及

其ノ隨員ノ服裝ニ關スル件 (大正四年十月二日 皇室令第九號)

祭祀及策命宣讀ノ爲參向ノ勅使及其隨員 並賀茂祭男山祭及春日祭ノ祭式ニ定アル
 ノ服裝ハ他ノ皇室令ニ別段ノ定アルモノ モノヲ除クノ外左ノ制式ニ依ル

| | | | |
|--------------------|-----|-----|----------|
| 冠 垂掛 緒紙 捻 | 勅任官 | 奏任官 | 判任官 |
| 黑羅 繁紋 小文 | 同上 | 同上 | 黑羅 遠文 |

| 履 淺 沓 | 帖 紙 | 檜 扇 | 笏 木 笏 | 袴 奴 袴 | 單 | 袍 縫 腋 | |
|----------------|--------|-------------|-------------|----------------------|------------|-------------|---------------------|
| | | | | | | 夏 | 冬 |
| 沓 敷 白綾有紋 | 白檀紙 | 檜無地 二十五橋 | 櫛 | 紫固織 裏同色平絹 紋藤ノ丸 | 紅綾 紫紋橫菱 | 黑穀 紋輪ナシ | 黑綾 裏同色平絹 紋輪ナシ |
| 沓 敷 白平絹 | 同上 | 同上 | 同上 | 紫平絹 裏同色平絹 | 同上 | 赤穀 紋同上 | 赤綾 裏同色平絹 紋同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 淺黃平絹 裏同色平絹 | 同上 | 綠穀 無 | 綠綾 裏蘇芳染平絹 無 |

第十章 官國幣社以下神社幣帛供進

使服制 (明治四十四年四月廿九日勅令第三百三十號)

官國幣社以下神社幣帛供進使服制別表ノ 市長(北海道ニ在リテハ區長)ハ奏任官ノ制ニ準シ町村長又ハ之ニ準スベキ者ハ判任

官ノ制ニ準ス其ノ代理者ニ付亦同シ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス但シ本令ニ依リ難キモノハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

(別表)

| 官國幣社以下神社幣帛供進使服制表 | | | | | | | |
|----------------------|------------|-------------|---------------------|---------------------------------|-------------|--------------|---------------|
| 袴 奴 袴 | 單 | 袍 縫 腋 | | 冠 垂 掛 緒 紙 捻 纒 | 勅 任 官 | 奏 任 官 | 判 任 官 |
| | | 夏 | 冬 | | | | |
| 紫固織 裏同色平絹 紋藤ノ丸 | 紅綾 紫紋橫菱 | 黑穀 紋輪無シ | 黑綾 裏同色平絹 紋輪無シ | 黑羅 紫紋小菱 | 同上 | 紫平絹 裏同色平絹 | 淺黃平絹 裏同色平絹 |
| 同上 | 同上 | 赤穀 紋同上 | 赤綾 裏同色平絹 紋同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 綠穀 無 | 綠綾 裏蘇芳染平絹 無 | 黑羅 遠 | 同上 | 同上 | 同上 |

| | | | | | |
|-----|-------------|-----|------|-----|-----|
| 笏 | 木笏 | 櫛 | 扇 | 帖紙 | 履 |
| 櫛 | 櫛無地 二十五橋 | 白檀紙 | 白綾有紋 | 同 上 | 同 上 |
| 同 上 | 同 上 | 同 上 | 白平絹 | 同 上 | 同 上 |

幣帛供進使隨員(列任官ヲ除ク) 服制(大正二年三月十一日內務省訓令第三號)

| | | | | | | | |
|--------------------------|----------------------------------|----------|------------|-----|-------------|----|---------|
| 衣冠 | | 冠 | 袍 | 單 | 袴 | 笏 | 履 |
| 垂掛 掛緒紙捻 | 縫腋 | 黑羅 遠文 | 黃平絹 裏ナシ | 紅平絹 | 白布 裏同色平絹 | 笏 | 履 淺沓 |
| 布衣 <small>(衣冠代用)</small> | | 烏帽子 | 袴 | 笏 | 履 | 木笏 | 履 |
| 紙掛 捻緒 | 布衣 | 袴 差袴 | 笏 | 木笏 | 履 淺沓 | 笏 | 履 |
| 風折 | 布 裏ナシ | 白布 | 櫛 | 笏 | 履 | 笏 | 履 |
| 備考 | 布衣ヲ以テ衣冠ニ代フル場合ニハ笏ヲ末廣ニ履ヲ草履ニ代フルコトヲ得 | | | | | | |

本令ニ依リ難キモノハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

遷座祭前行所役者ノ服制(大正三年九月十九日勅令第百九十五號)

官國幣社以下神社別格官幣社
靖國神社ヲ除ク 遷座祭ニ於テハ官國幣社以下神社幣帛供進使服制ヲ準テ前行ノ所役ヲ務ムル者ノ服制ニ關シテ用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一章 神官神職服制(大正元年十二月六日勅令第五十三號)

神官神職服制別表ノ通定ム

附則

本令ハ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 内從前ノ規定ニ依リ其制服ヲ使用スルコトヲ得

神官神職服制表

| 冠 | 衣 | | 袴 | 單 | 袍 | 冠 | 皇族 | 勅任官 | 奏任官及 待官 | 判任官及 待官 |
|---------------------|----------------|-----|-------------|-------------|---------------|------------|------------------------|---------------------|------------|------------|
| | 夏 | 冬 | | | | | | | | |
| 冠 垂掛 掛緒紙 捻 | 履 淺 杏 | 帖紙 | 檜扇 | 笏 木 笏 | 袴 奴 袴 | 單 | 袍 縫 腋 | 冠 垂掛 掛緒紙 捻 | | |
| 黑羅 遠文 | 杏敷 有文 白綾 | 白檀紙 | 檜無地 二十五橋 | 樺ノ類 | 紫織物 裏同色平絹 | 紅綾 紋菱紫文 | 黑 綾 紋雲 裏同色平絹 | 黑羅 紫紋 小菱 文 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 樺 | 紫固織 裏同色平絹 | 紅綾 紋同上 | 同上 紋輪無シ | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 杏敷 白平絹 | 同上 | 同上 | 同上 | 紫平絹 裏同色平絹 | 同上 | 赤 綾 紋同上 裏同色平絹 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 淺黃平絹 裏同色平絹 | 同上 | 綠 綾 無紋 | 黑羅 遠文 | 同上 | 同上 |

| 狩 | | | | | 服 | | | | | 齋 | | |
|--------|--------|--------|------------------------------------|----------|--------|-------|--------|------------|----|------------------------|----|----|
| 履 | 笏 | 袴 | 狩衣 | 烏帽子 | 履 | 帖紙 | 笏 | 袴 | 單 | 袍 | 縫 | 腋 |
| 淺 杏 | 木 笏 | 差 袴 | 親王王ハ 小直衣 | 掛緒紙 捻 | 淺 杏 | 紙 | 木 笏 | 差 袴 | | 縫 | 腋 | |
| 衣冠ニ同ジ | 衣冠ニ同ジ | 衣冠ニ同ジ | 綾、練、薄、顯取、類 裏冬ハ平絹夏ハ生 絹ヲ附スル事ヲ得 | 立 | 衣冠ニ同ジ | 衣冠ニ同ジ | 衣冠ニ同ジ | 白絹 裏白平絹 | 白絹 | 白絹 裏ナシ但シ冬 ヲ用ナルコト | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 綾、練、薄、顯文紗、 裏冬ハ平絹夏ハ生 絹ヲ附スル事ヲ得 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 顯文紗平絹ノ類 裏ナシ | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

| 衣 | | 淨 | | |
|-------|-------|-------|--|------|
| 履 | 笏 | 袴 | 淨衣 | 烏帽子 |
| 淺 | 木 | 差 | | 掛緒紙捻 |
| 沓 | 笏 | 袴 | | |
| 衣冠ニ同ジ | 衣冠ニ同ジ | 齋服ニ同ジ | 白絹 <small>裏ナシ、但シ冬ハ白平絹ノ裏ヲ用キルコトヲ得</small> | 立 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 裏ナシ | 同上 |

神官神職服裝規定(大正二年三月二十五日 内務省訓令第四號)

- 第一條 神官神職服裝ヲ分テ正裝禮裝常 第三條 禮裝トハ齋服ヲ着用スルヲ云フ 裝ノ三種トス
- 第二條 正裝トハ衣冠ヲ着用スルヲ云フ 第四條 常裝トハ狩衣又ハ淨衣ヲ着用ス 但シ従前ヨリ慣例アルモノニ限り齋服 第五條 正裝ハ左ノ場合ニ着用スルモノヲ以テ正裝ト爲スコトヲ得 トス

一、天皇、三后、皇太子、皇太孫御參拜ノ

大正三年三月二十七日

内務大臣 原 敬

二、大祭ノトキ

第六條中「公式ノ祭祀」ヲ「中祭」ニ改ム

第六條 禮裝ハ公式ノ祭祀ノ場合ニ着用

第七條中「恒例小祭日拜等」ヲ「小祭日拜並恒

スルモノトス

例トシテ行フ式等」ニ改ム

第七條 常裝ハ恒例小祭日拜等ノ場合ニ

着用スルモノトス

附 則

本令ハ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

内務省訓令第五號

神官神職

大正二年三月内務省訓令第四號神官神職服

裝規則中左ノ通改正ス

神官神職服裝規定

第二編

祭式講習要目

(壹)起居進退

第一節 位置

- 一 正中
 - 二 左右 (左右側)
 - 三 遠近
 - 四 上下
- ##### 第二節 姿勢
- 一 姿勢

二 立體 (立法)

正立(立法)
行歩

對照現行神社祭式

對照現行神社祭式

神社祭式行事作法

(明治四十年六月廿九日內務省告示第七十六號)

(第三編 雜載)

- 一、正中を上位とし左を次とし右を其の次とす。
- 一、神前に近きを上位とし遠きを下位とす。

(第二編 作法上)

二、立法

三 座 體

正坐(坐法)
跪居
安坐

第三節 座 起

一 起 座

進クム起座
退クム起座

八四
兩足の踵を接け少しく爪先を開き左右の手先を下腹の邊に控へ體を垂直にして正面するをいふ。

一、座 法

兩足の拇指を重ね少しく膝を開き左右の手先を腰前に控へ體を垂直にして正面するをいふ。

九、起 座

先づ兩足を爪立て次に右膝を起して立ちながら左足を進めて右足に踏み整へ或は右足を引きて左足に踏み整ふるをいふ。

進む起座は左足を進む方に依り退く

起座は右足を引く方に依るものとす。席に上下の別ある時は下座の膝より起すものとす。

十、着 座

先づ左膝を突き次に右膝を突き整へて坐するを云ふ進む着座は左膝を前方に突き右膝を突き整へ退く着座は左足を引きて膝を突き右膝を突き整ふるものとす。

座前よと着座するときは先づ左膝を突きて回轉して坐するものとす。座後より着座するときは先づ左膝を突きて膝行して坐するものとす。

二 着 座

進クム着座
退クム着座

第四節 整列

- 一 列立 〔列前列立〕
- 二 列座 〔座前着座〕
〔座後着座〕

第五節 行歩

- 一 練歩
- 二 徐歩 〔緩歩〕
〔平歩〕
〔急歩〕
- 三 進行及止立
- 四 退歩 〔背進〕
- 五 逆行及止立
- 六 曲折 〔逆行左右折〕
〔逆行左右折〕
- 七 回轉 〔逆行左右回轉〕
〔逆行左右回轉〕

第六節 膝行

- 一 膝進及止立

席に上下ある時は總べて上座の膝より突くものとす

十一、進退

進む時は左足よりし退く時は右足よりす。

席に上下の別ある時は進む時は下座よりし退く時は上座の足よりす。

十二、膝行

膝にて進むをいふ先づ跪きて左膝を進

め膝に右膝を進め又左膝を進めて右膝を突きて整ふるをいふ席に上下の別ある時は下座の足よりす。

十三、膝退

膝行の反對にして右左右と退くをいふ席の上下ある時は上座の膝よりす。

膝行膝退は尊前の進退神饌の獻撤の時等事に行ふ所作なり其の程度凡そ三歩とす。(敬禮作法の條參照)

二一、持笏

右手にて笏の下方を拇指と小指とを内にして右方に持つをいふ。

二二、置笏

(貳)敬禮作法

第一節 笏

- 一 持笏

二 膝退及止立

- 三 曲折 〔膝進左右折〕
〔膝退左右折〕

- 四 回轉 〔膝進左右回轉〕
〔膝退左右回轉〕

二 置笏

三 把 笏

二三、把 笏

笏を右手より左手にうつし更に右手にて笏頭を把り右膝の傍に置くを云ふ。

右手にて笏頭を把り左手に移し更に右手にて笏の下方を把り右方に把持するを云ふ。

四 懷 笏

二四、懷 笏

笏を右手より左手に移し更に右手にて笏頭を把り懷中するを云ふ。行事のとき及立禮にて拍手するとき等に行ふ所作なり。

(出 笏)

五 正 笏

二五、正 笏

左右の手にて笏の下方を把り腹部の正

第三節 揖

一 座 揖〔深揖〕
〔小深揖〕

三、座 揖

前にて正しく持ち、身體を整ふるを云ふ。拜揖等のとき行ふ所作なり。

坐したるまゝ正笏して笏の下方を腹部に引くと共に腰を折るを云ふ。

二 立 揖〔深揖〕
〔小深揖〕

四、立 揖

立ちたるまゝ正笏して笏の下方を腹部に引くと共に腰を折るを云ふ。

○揖に深揖小揖の別あり腰を折ることの深淺による。

揖は座の起著、列の離就、階段の昇降、殿舎及神門の出入、物品の授受、尊前の進退、行事の前後、沓の著脱等に行ふ所作なり。

第四節

一起拜

一拜

再拜

四拜(兩段再拜)

八度拜

二居拜

三立拜

第五節 拍手

一短拍手

五、起拜

右膝より立ち左足をすゝめ兩足を踏み整へて體を正し正笏して笏頭を目通りに上げ左膝を伏せてぎて右膝を伏せて俛伏するをいふ。

六、居拜

坐したるまゝ正笏して笏頭を目通に上げ正座して俛伏するをいふ。

七、立拜

立ちたるまゝ兩足を踏み整へ體を正して正笏し笏頭を目通に上げ腰を屈折するをいふ。

八、拍手

兩手を合せ靜に左右に開きて拍ち合するをいふ。坐せるときは置笏し立てるときは懷笏して行ふものとす。

一四、平伏

正笏して背を平に俛伏するを云ふ。開閉扉、祝詞奏上、渡御、御幣物通過、受祓等のとき行ふ所作なり。

一五、跪居

兩膝をつき爪先を立て踵の上に髀を置くを云ふ。殿上にて應對、授受、薦案、帙等を鋪設するときに行ふ所作なり。

一六、蹲踞

兩膝を折りて蹲くをいふ。神前に近

二 長拍手
三 連拍手
四 合拍手
第六節 雜禮
一 平伏(深キ平伏)
(淺キ平伏)

二 跪居

三 蹲踞

四 起立

五 磬折 〔深キ磬折
淺キ磬折〕

六 屈行

き所を横きるとき、又庭上にて殿上の跪居と同じきとき等に行ふ所作なり。

一七、起立

兩足を踏み整へて立つを云ふ。立禮にて應對授受等の時に行ふ所作なり。

一八、磬折

立ちたるまゝ正笏して腰を折るを云ふ。坐禮の平伏と同じきときに行ふ所作なり。

一九、屈行

腰を折りて歩行するをいふ。立禮にて神前を横きるとき等に行ふ所作なり。其の程度凡そ三步とす。

七 逆行

八 膝行

九 叉手

二〇、逆行

右足より右左右と後歩するをいふ。尊前を退くときに行ふ所作なり。其の程度凡そ三步とす。

席に上下の別あるときは上座の足より

(第一編) 行事

一、開扉及閉扉

(開扉)

先所役御鑰を捧持して、齋主の座側に就き、之を進めて復座。

(參) 行事所作

第一節

齋員の名稱及任務

一 齋主

二 陪膳

對照現行神社祭式

- 三 手長
- 四 膳部
- 五 後取
- 六 幣帛供進使
- 七 幣帛供進使随員
- 八 典儀
- 九 賛者
- 十 副齋主
- 十一 奉幣司
- 十二 御琴師
- 附祓式職員
- 一 祓主

- 二 大麻司
- 三 鹽場司

第二節 開閉扉

- 一 次第順序
- 二 御鑰役の作法
- 三 階の昇降
- 四 開扉閉扉の作法
- 五 齋主の作法
- 六 副齋主の作法
- 七 警蹕役の作法
- 八 祭員一同の作法

對照現行神社祭式

(告示第二編 作法下四) 一、御鑰……等は左手にて上部を、右手にて下部を執り、左高に捧持し(中)、授くるときは、總て反對に持ち換ふべし。

一、御鑰等の授受は、上位の人には、下位の人の持てる所より、左右各其の上邊を、下位の人には、上位の人の持てる所より、左右各其の下邊を取らしむべし。

一、授受には總て懷笏すべし(略下)

齋主之を受けて昇殿

(告示第二編 作法下二) 一、神前の左方より昇るものは、右足よりし、右方より昇るものは、左足よりす。

一、神前の左方より降るものは、左足よりし、右方より降るものは、右足よりす。

警蹕所役随行して階下に候す

(告示第二編 作法上二八) 一、警蹕、ヲと云ふ音を長く引きて唱ふるをいふ。

進みて御錠を解き

御鑰を案上に置き案は腰め御屏の側便宜の所に置く

再び進みて御錠を除き

同案上に置き

更に進て御扉を開く此間奏樂、警蹕一同平伏

(告示第二編 作法下二) 一、開扉は、左手にて雄扉の

上部を持ち、右手にて其の下部を持ち

て開き、雌扉の方に移り、右手を上にし、

左手を下にして開く。

次に神前にて再拜拍手二

畢りて側に候す

警蹕所役は齋主
祓候の時復座

(閉扉)

先づ齋主神前に進み

警蹕所役進み
て階下に候す

再拜拍手二

次に御扉を閉ち此間奏樂、警蹕一同平伏

(告示第二編)
作法下二編一、閉扉は雌扉には左手を

上にし、雄扉には右手を上にする。

御錠を鎖し。

御鑰を捧持して下殿復座

警蹕所役は齋主
に先ちて復座

次御鑰所役齋主の座側につきて

御鑰を受けて復座

○二人(齋主、副齋主)奉仕の場合左の如し

(開扉)

齋主御鑰を捧持して起座するとき、副齋主共に起座して。

齋主は神前の左側より副齋主は右側より、並び進みて昇殿

先づ齋主進みて御錠を解き

御鑰を案上案は腰め御扉置き
の兩側に置く

次に二人左右より進みて

御錠を除き、各之を案上に置き

再び進みて御扉を開く

次に齋主は神前にて再拜拍手二

第三節 神饌献撤

- 一、次第順序
- 二、薦後取の作法
- 三、饌案後取の作法
- 四、陪膳の作法
- 五、手長の作法
- 六、膳部の作法

此間副齋主は平伏
 畢りて齋主は側に候し
 副齋主は拜殿(又は幄舎)に著く
 其の他の行事はすべて一人開閉扉の時の例に準ず。

二、神饌献撤

(献饌)

先づ後取薦を鋪き
(告示第二編 作法下五) 一、薦……等は右手にて端を執り、左手にて中程を支へ、左を少しく高く上げて斜に持つべし、但し薦は右前に巻き(中略)、又之を舒ぶるとき、右端を取るには、左手を中程に、右手を下

部に、左端を取るには、右手を中程に、左手を下部に配すべし、收むるときは之に反す。

饌案を設けて復座

(告示第二編 作法下五) 一、案は左手にて裏を支へ、右手を右方の脚の附根に掛けて持つべし、但案小なるときは、兩手を左右の脚の附根に掛けて持つべし。

次に陪膳進みて案前に候し

手長順次に進みて

正中の左右に斜に相對して分候す

次膳部譯め神饌所に候す

神饌を手長に傳へ

手長次第に之を陪膳に傳ふ

(告示第二編) 作法下五) 一、三方は拇指を左右の縁に、他の指を縁と胴とに掛けて持つべし、隅角を避くべし。

一、折敷高坏は、右手にて高坏を持ち、左手を折敷に添へて持つべし、塗高坏も之に準ず。

陪膳之を案上に奠す

(同七) 一、折敷又は三方は縁の綴目なき方を神前に向く。

一、神饌を案上に奉奠するとき、調理せざる魚鳥等首尾あるものを、正中若くは右方に供するには左頭とし、左方に供するには右頭とす。

(告示第三編) 編雜載三) 一、献饌の順序は一和稻荒稻、

二酒、三餅、四海魚、五川魚、六野鳥、七水鳥、八海菜、九野菜、十菓、十一鹽水とし、撤饌のときは最終の供饌よりす。

一、神饌の臺數奇數なるときは、先正中、次に左方、次に右方とし、偶數なるときは、先づ左方、次に右方の順序を以て奉奠す。

(此間奏樂)

(撤饌)

先づ陪膳進みて案前に候し
手長順次進みて

正中の左右に斜に相對して分候す
次陪膳神饌を撤して手長に傳へ

手長次第に之を膳部豫め神饌所に候すに傳ふ。

終りて末席より順次復座

(此間奏樂)

次後取案及薦を撤す

○祭場の都合によりては

手長一方に並列して献撤し

又は各自捧持して献撤することあるべし。

(省令六) 一、神饌料は豫め之を神社に交附す。

一、神神饌臺數並に品目左の如し

大祭。大社十一臺以上、中社十臺以上

小社、別格官幣社九臺以上

和稻、荒稻、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜

野菜、菓、鹽、水

但小社、別格官幣社に在りては野鳥

水鳥の中一種を省略することを得

中祭七臺以上

和稻、荒稻、酒、餅、魚、鳥、海菜、野菜、菓、鹽、水

但鳥は之を省略することを得

小祭五臺以上

和稻、荒稻、酒、魚、海菜、野菜、菓、鹽、水

定額の神饌及幣物の外其の地の産物

等を副へて奉ることを得。

三、御幣物奉奠

(原本に「地方長官又は次官」屬とあるを幣

第四節 (甲)御幣物奉奠

- 一、次第順序
- 二、薦後取の作法
- 三、御幣物案後取の作法
- 四、随員の作法
- 五、齋主の作法
- 六、撤幣の作法

帛供進使「同随員」と訂正す)

(献幣)

先づ後取薦を鋪き幣案を設けて復座次随員御幣物(雲脚臺)を辛櫃より出し捧持して假案(隈め便宜の所に置く)上に置き側に候す

次齋主御幣物を捧持して神前の案上に奉奠し再拜拍手二畢りて本所に復す

次随員拜殿(又は幄舎)に著く(省令六 雜則)一、御幣物は祭日の前地方長官正廳に臨み之を點檢す。

(乙)奉幣

- 一、次第順序
- 二、軾後取の作法
- 三、奉幣司の作法
- 四、奉幣所役の作法

(撤幣)

一、御幣物及幣帛供進使並地方長官の修祓は四に定むる式に準じて之を行ふ。

「其儀撤饌に同じ」
(但省令にて神社祭式改正され、其の祭式の條を見るに)
 次權宮司若くは禰宜以御幣物を撤す
 次禰宜以下神饌を撤す(此間奏樂とありて、撤饌とは自ら異なる所あるべきを示されたり)

第五節 祝詞奏上

四、祝詞奏上

(幣帛供進使祝詞奏上)

- 一、次第順序
- 二、帙後取の作法
- 三、祝詞後取の作法
- 四、齋主の作法
- 五、祭員一同の作法

先後取帙を所定の座に鋪きて復座

(告示第二編 編作法五) 一、……帙等は右手にて端を執り、左手にて中程を支へ、左を少しく高く上げて斜めに持つべし、但し(略中)帙は右前三折に疊む、又之を舒ふるとき、右端を取るには、左手を中程に、右手を下部に左端を取るには、右手を中程に、左手を下部に配すべし、收むるときは之に反す。

次随員祝詞を捧持して

(告示第二編 作法下四) 一、……祝詞……等は左手にて上部を、右手にて下部を執り、左高に捧持し(祝詞は折端を内にし、懐くが如くす)、授くるときは總て反對に持ち

換ふべし。

幣帛供進使の座側につきて之を渡し

一、……授受は上位の人には下位の人
の持てる所より左右各其の上邊を、下
位の人には、上位の人の持てる所より
左右各其の下邊を執らしむべし。

供進使受けて笏に持ち添へ

(告示第二編 作法下四) 一、授受には總て懐笏すべし、但齋主祝詞を受くるときは之を笏に受け、授くるときは笏に添へて授くべし。

随員復座

次供進使祝詞座に著き

再拜 祝詞を懐中し

笏を置きて 拍手二
 祝詞を取り出し
 左側にて徐に開き
 之を押し合せて一揖し
 目通に捧げて奏上す(此間一同平伏)
 畢りて又押合せて一揖し
 左側にて徐に巻き納め
(告示第二編
 作法下三) 一、祝詞を展ふるには、左手
 に巻を持ち、右手に折端を持ち、左側に
 て展ぶ、之を巻くも亦左側に於てす。
 懷中して 拍手二
 笏を把り、祝詞を持ち添へて 再拜
 畢りて復座

(齋主祝詞奏上)

第六節 玉串奉奠

- 一、次第順序
- 二、薦後取の作法
- 三、帙後取の作法
- 四、案後取の作法
- 五、玉串後取の作法
- 六、齋主供進使の作法
- 七、齋員(隨員)の作法

(其儀幣帛供進使祝詞奏上に同じ)

五、玉串奉奠

(幣帛供進使玉串奉奠)

先後取簀薦を鋪き
 玉串案を設け
 帙を鋪きて復座
 次隨員玉串を執り
(告示第二編
 作法下四) 一、……玉串……等は左手
 に上部を、右手にて下部執り、左高に捧
 持し(略中)授くるとは總て反對に持ち
 換ふべし。
 供進使の座側に就きて之を進む
 一、……授受は上位の人には、下位の人

八、拜禮の法

- ア、各自玉串ヲ奉リテ拜禮
- イ、齋主玉串ヲ奉リテ拜禮復座ノ後他ノ齋員拜禮
- ウ、齋主玉串ヲ奉リ復座シテ總拜
- エ、齋主玉串ヲ奉リテ拜禮スルトキ他ノ祭員同時ニ座後ニテ列拜(座後列拜)
- オ、齋主玉串ヲ奉リテ拜禮スルトキ他ノ齋員ハ自座ニテ同時ニ列拜(自座列拜)

の持てる所より、左右各其の上邊を、下位の人には、上位の人の持てる所より、各其の下邊を執らしむべし。

一、授受には總て懷笏すべし(略下) 供進使受けて

案上に奠し玉串は表を上にし(告示第二編) 本を神前に向く

(作法下四編) 一、玉串を奉奠するには左手を右手の元に下し、本を神前に向け、其の中程を裏より右手にて持ち、左手を添へて案上に置くべし。

拜座につきて 再拜拍手二 畢りて復座

(齋主玉串奉奠)

(其儀幣帛供進玉串奉奠に同じ)

諸員拜禮畢りたるとは後取帙、玉串案薦を撤す。

(省令一 大祭式)

次幣帛供進使玉串を奉りて拜禮 玉串は隨員之を附す

次幣帛供進使隨員拜禮

次宮司玉串を奉りて拜禮 玉串は主典之を附す

次權宮若くは禰宜以下拜禮

儀式次第對照

大祭式(祈年祭、新嘗祭及例祭) (大正三年三月二十七日 内務省令第四號)

時刻宮司以下所定の座に着く

次幣帛供進使參進是より先手水の儀あり

次幣帛供進使被所に着く

次修祓 先御幣物、次幣帛供進使及隨員

次幣帛供進使所定の座に着く

次御幣物辛櫃を便宜の所に置く 幣帛供進使隨員

副ふ

次宮司諸事辨備せる由を幣帛供進使に申す

次宮司御扉を開き畢りて側に候す 此間奏樂

次禰宜以下神饌を供す 此間奏樂

次宮司祝詞を奏す

次幣帛供進使隨員御幣物を辛櫃より出し假に案

上に置く案は豫め便宜の所に設く

次宮司御幣物を奉る

次幣帛供進使祝詞を奏す

次幣帛供進使玉串を奉りて拜禮 玉串は隨員之を

| | | | |
|------------|------|------|------|
| 先着座 | (大祭) | (中祭) | (小祭) |
| 次開扉 奏樂 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 次獻饌 奏樂 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 次祝詞奏上(宮司) | 同上 | 同上 | 同上 |
| 次獻幣 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 次祝詞奏上(供進使) | 同上 | 同上 | 同上 |

附す

次幣帛供進使隨員拜禮

次宮司玉串を奉りて拜禮 玉串は主典之を附す

次權宮司若くは禰宜以下拜禮

次權宮司若くは禰宜以下御幣物を撤す

次禰宜以下神饌を撤す 此間奏樂

次宮司御扉を閉ち畢りて本座に復す 此間奏樂

次宮司祭儀畢れる由を幣帛供進使に申す

次各退出

以上

| | | |
|-----------|----|----|
| 次玉串奉奠(宮司) | 同上 | 同上 |
| 次撤幣 | 同上 | 同上 |
| 次撤饌 奏樂 | 同上 | 同上 |
| 次閉扉 奏樂 | 同上 | 同上 |
| 次退出 | 同上 | 同上 |

幣帛供進使行事作法

第一節 祭式次第

官國幣社以下神社祭式の次第は大正三年三月二十七日内務省令第四號に示せるを以て今こゝに記せず。府縣社以下神社にありては同省令に「官國幣社ニ準ス」とありて其の次第を明記せず。今其の次第を約記すれば、

- 先 辨備
- 次 手水
- 次 祓所著座
- 次 修祓

- 次 祓所退出
- 次 祭場著座
- 次 社司(社掌)開扉畢りて側に候す
- 次 獻饌
- 次 社司(社掌)祝詞奏上
- 次 御幣物を奉る
- 次 幣帛供進使祝詞奏上
- 次 幣帛供進使玉串奉奠
- 次 幣帛供進使隨員拜禮
- 次 社司(社掌)玉串奉奠
- 次 祭員(副齋主以下)拜禮
- 次 御幣物を撤す

- 次 撤饌
 - 次 社司(社掌)閉扉畢りて本座に復す
 - 次 各退出
- となるべし。

第二節 參向員の名稱

及び任務

といふと共に幣帛料及神饌料の辨備より祝詞・玉串を供進使に附する事を掌る。現行法令には別に規定する所あらずと雖へども、古來の慣例により白丁二員をして辛櫃を昇かしむべし。

第三節 準備

一 齋 戒

幣帛を供進すべき官公吏の長官を幣帛供進使といひ、之れに隨ふものを幣帛供進使隨員といふ。供進使は一員にして幣帛供進に關する事を掌り隨員は二員を便宜とし、場合によりては一員なることもあるべし。其の上席の隨員以下省略して「甲隨員」といふは下席の隨員以下省略して「乙隨員」といふは、幣帛供進使及ぶ其の隨員並びに白丁等他の祭員と同じく當日及び前日齋戒すべきものとす。(官國幣社以下神社神職齋戒ニ關スル件(大正三年三月二十七日)内務省令第五號)第一條 祭祀ニ奉仕シ又ハ參向スルモノハ大祭、中祭ニハ其ノ當日及前日小祭ニハ其

當日齋戒スベシ 第二條 齋戒中ニアルモノハ喪ニ與ル等其ノ他凡テ汚穢ニ觸ルルコトヲ得ズ 齋戒とは所謂モノイミにして身體調度等すべて汚穢に觸れざるをいふ。古來喪を弔ひ、肉を食ひ、刑殺を判し、罪人を決罰し、音樂(祭事に關するもの、外)を作し、穢惡の事に與る事等は齋戒中に嚴禁したる所なれば現時にありても之れに準するをよしとす。而して其の期間は湯水浴をなし、修祓を怠るべからず。

は正廳に於て之れを點檢し、神饌料は所定の封裝をなして豫め之れを神社に交附すべきものとす。(省令六雜則參照)

三 途中の行列

幣帛供進使及び其の隨員は當日定期前に社頭に到着するやう左の行列をなして出發すべきものとす。

- (一) 先驅警官
- (二) 甲隨員
- (三) 御幣物(辛櫃に收め白丁之を穿ぐ)
- (四) 供進使
- (五) 乙隨員
- (六) 後衛警官

かくて供進使の一行は神門前に神職若くは氏子總代等の迎を受けて社頭に着し、白丁は甲隨員の指揮に従ひ辛櫃を安置して御幣物の辨備終らば祭日の前日供進使

二 御幣物の點檢及び神饌料の交付

所定の座に下るべし。

四 手水及び修祓

幣帛供進使及び其の隨員は神門外に於て手水を行ふを要す。手水をなすには手水後取が水を注ぎ掛くる際懷笏し、兩手を掬ひて之れに水を受け、先づ手を洗ひ、次に口を漱ぎ、更に手を洗ひ、滴み桶の傍に吊しある手拭(紙片を折れるもの)をとりて同じ順序に手口を拭ひ笏を把るべし。手水終れば祓所に進みて祓を受くべし。祓を受くるには立禮の場合に於ては磐折し、座禮の場合にありては平伏をなすべきものとす。

幣帛供進使は豫て齋主の提出せる式の次第、祭場の平面圖及び配役等の書類につきて充分なる打合せをなし、祭儀に遺漏なからん事を期すべし。

六 祭場の座位

參向員は左側(神座の)に祭員は右側(神座の)に著座す。而して上位の者は神座に近き方に、下位のものは其の遠き方に著座すること圖に示すが如し。

| 神座 | |
|---------|----------|
| (左側) | (右側) |
| ○ 幣帛供進使 | ○ 正 |
| ○ 甲隨員 | ○ (側右) |
| ○ 乙隨員 | ○ 警官 |
| | ○ 警官 |
| | ○ (以下祭員) |
| | ○ 中 |

五 祭儀打合せ

幣帛供進使行事作法

第二章 所作

第一節 幣帛供進

一 乙随員の所作

- 一 小揖(齋主祝詞奏上終りて復座せし後)
- 二 進む起座(下座左の足より起つ)
- 三 進行(下座左の足より初め辛櫃の後ろに止立)
- 四 跪居(先づ上座の膝を突き次に下座の膝を突く)
- 五 小揖
- 六 懐笏
- 七 左右の小紐を解く(次第に下座の方より)
- 八 上の大紐を解く
- 九 被布を取り去る(手前の兩角を取りて向ふの角に合せ手前に引き折り疊みて下座の方に置く)
- 一〇 蓋を開く(兩手を蓋の左右に當て手前を軸として)
- 一一 蓋を閉づ(甲随員が雲脚臺を持ち出したる後)
- 一二 被布を被ふ
- 一三 上の大紐を結ぶ
- 一四 左右の小紐を結ぶ(次第に上座の方より)

り

- 一五 出笏
- 一六 小揖
- 一七 起座(下座の足より起つ)
- 一八 進行(下座の足より初め自座の前まで)
- 一九 座前著座(先づ下座右の膝を立て上座左の方に回轉するやう)
- 二〇 小揖

二 甲随員の所作

- 一 小揖(乙随員に少しく後れ適當の時を見計りて)
- 二 進む起座(下座左の足より起つ)
- 一〇 跪居(先づ上座左の膝を突き次に下座の膝を突く、但假案は左面あるものとして)
- 一一 三步膝進(右左右)
- 一二 雲脚臺を假案上に安置(初めに假置し

幣帛供進使行事作法

次に正しく置く)

一三 三步膝退(左右左)

一四 出笏

一五 深揖

一六 膝退(斜に下座の方に)

一七 平伏(齋主が幣帛を神前に供へ拜を終るまで)

一八 退く起座(下座右の足より起つ)

一九 回轉(自座の方右に)

二〇 退歩(下座左の足より初め自座の前まで)

二一 座前著座(先づ下座右の膝を立て上座左の方に回轉するやう)

二三 小揖

第二節 祝詞奏上

一 乙隨員祝詞を幣帛
供進使に渡す所作

一 小揖(軾後取が軾を敷設し神前に向ひて小揖をなす頃)

二 懷笏

三 祝詞捧持(巻終りを己の方にして巻端の下方に向く様にして左高にす)

四 進む起座(下座左の足より起つ)

五 前進(下座左の足より初め供進使の前方三歩の所に止立)

六 跪居(先づ上座左の膝を突き次に下座

右の膝を突く)

七 三步膝進(右左右)

八 著座

九 祝詞を持ち換ふ

イ 右手を左手の内部まで擦り上ぐ

ロ 左手を離し右手を以て祝詞を回して左右を換へ之か平即ち巻終りを上にし巻端の向ふに向くやうにし

左手にて左方を取る(此の時右手は拇指を上にして他の四指を下にして掌を下に向け左手は拇指を下にして他の四指を上にして掌を上に向く)

一〇 両手を伸べて恭しく祝詞を渡す

幣帛供進使行事作法

一一 跪居(又手す)

一二 三步膝退(左右左)

一三 出笏

一四 小揖

一五 退く起座(下座右の足より起つ)

一六 逆行三步(左右左)

一七 回轉(自座の方右に)

一八 退歩(下座の足より初め自座の前まで)

一九 座前著座(先づ下座右の膝を立て上座の方に回轉するやう)

二〇 小揖

二 幣帛供進使乙隨員より祝詞を受取る所作

一 右手首を折りて笏の裏を上にし笏頭

奏上所作

- を左高にしつゝ左手を以て笏の上方を下より受く(此の時左手は拇指を上にし他の四指を下にして掌を上に向く)
 - 二 右手を離して舊の所を掌を伏せて自分の方より取る(拇指を下にし他の四指を上にする)
 - 三 祝詞を笏の上に受く(此の時と乙隨員の兩手を伸べて祝詞を差出す時と一致するを要す)
 - 四 笏に祝詞を添へたる儘祝詞が内側に來る様左腿上に持ち來す
 - 五 左手を離し持笏の姿に復す
- 一〇 起拜ニ
- 一 小揖(乙隨員が祝詞を渡し自座に復して揖をなす頃)
 - 二 進む起座(下座左の足より起つ)
 - 三 前進(下座左の足より初め軾の三步前に止立)
 - 四 三步前進(左右左)
 - 五 深揖(立揖)
 - 六 跪居(先づ左膝を突き次に右膝を突き兩膝を軾の端にかく)
 - 七 三步膝進(左右左)
 - 八 著座
 - 九 深揖

幣帛供進使祝詞

- 一 祝詞懐中(祝詞を笏に添え兩手に持ちたるまゝ左腿の上におき先づ左の食指にて笏と祝詞とを割り次に右手にて祝詞の中程より少し下を持ちて懐中す)
 - 二 置笏
 - 三 二拍手
 - 四 祝詞を出し左側にて展ぶ(先づ左手の拇指にて巻き初めを割り次に一卷だけ右に展べ次に全部左下方に展ぶ)
 - 五 押し合せて一揖(深)右手を上左手を下に重ね祝詞が床面に著かざるやう)
 - 六 祝詞の字頭を冠額の高さに捧げ次に
- 讀み易き高さに移す
 - 一七 奏上(朗かに)
 - 一八 押し合せて一揖(深)左手を上右手を下に重ね祝詞が床面に著かざるやう)
 - 一九 祝詞を左側にて卷く(先づ左より次第に巻き最後の一卷を右よりす)
 - 二〇 祝詞懐中
 - 二一 二拍手
 - 二二 笏を取り左腿上に持ち來す
 - 二三 祝詞を懐中より出し笏に持ち添えて持笏
 - 二四 起拜ニ
 - 二五 深揖
 - 二六 跪居

- 二七 三步膝退(右左右)
- 二八 退く起座(右足より起つ)(この時杖の縁を踏むべからず)
- 二九 深揖(立揖)
- 三〇 三步逆行(右左右)
- 三一 回轉(自座の方右に)
- 三二 退歩(自座の前まで)
- 三三 座前著座(先づ下座右の膝を立て上座左の方に回轉するやう)
- 三六 小揖

四 幣帛供進使祝詞を

乙所作隨員に渡す

- 一 持笏のまゝ右手を左腿の上の邊に移

- し 手頭をそらす
- 二 左手を以て笏の本にある右手の直ぐ上部にて掌を祝詞に接するやうにして笏を取る
- 三 右手を離して笏の上部を拇指を上にし他の四指を下にして取る(このとき左手は笏と祝詞とを持ちたるまゝ掌を伏す)
- 四 右手の拇指と左手の四指を少しく開きて乙隨員に渡す(此の時と乙隨員が受取るために手を出す時と一致する様注意を要す)
- 五 笏を左腿上に移し次て持笏の位置に復す

八 著座

五 乙隨員幣帛供進使よ

り祝詞を受取る所作

- 九 兩手を伸べて祝詞を受取る(供進使が祝詞を出す時と一致する様注意を要す)

- 一 小揖(供進使が幣帛を奏上し終りて自座に復する頃)
- 二 進む起座(下座左の足より起つ)
- 三 前進(下座左の足より初め供進使の前方方三步の所に止立)
- 四 跪居(先づ上座左の膝を突き次に下座右の膝を突く)
- 五 小揖
- 六 懐笏
- 七 三步膝進(右左右)

- 一〇 跪居(又手す)
- 一一 三步膝退(左右左)
- 一二 退く起座(下座右の足よりす)
- 一三 逆行(三步(左右左))
- 一四 回轉(自座の方右に)
- 一五 退歩(下座左の足より初め自座の前まで)
- 一七 祝詞を仕まつす(袋に入れるなど)
- 一八 持笏
- 一九 小揖

第三節 玉串奉奠及び

随員の拜禮

一 随員玉串を幣帛供

進使に渡す所作

- 一 小揖(軾後取が軾を敷設し神前に向ひて揖をなす頃)
- 二 進む起座(下座左の足より起つ)
- 三 進行(下座左の足より初め玉串を置ける前にて止立)
- 四 跪居
- 五 懐笏
- 六 玉串捧持(葉先を左にし左手は中程を

下より持ち右手は本を上より持つ)

七 前進(下座の足より初め供進使の前方

三步の所に止立)

八 跪居(先づ上座左の膝を突き次に下座

右の膝を突く)

九 三步膝進(右左右)

一〇 著座

一一 玉串を持換ふ

イ 左手を前に右手を自分の方に引き

て玉串を正中に持ち來す

ロ 左手を右手を上まで下ぐ

ハ 右手を離し左手にて葉先が右に本

が左になる様玉串を回し右手を仰

向けつゝ玉串の中程を取り右高に

持換ふ

- 一二 両手を伸べて恭しく玉串を渡す
- 一三 跪居(又手す)
- 一四 三步膝退(左右左)
- 一五 出笏
- 一六 小揖
- 一七 退く起座(下座右の足より起つ)
- 一八 逆行三步(左右左)
- 一九 回轉(自座の方向に)
- 二〇 退歩(下座左の足より初め自座の前まで)
- 二一 座前著座(先づ下座右の膝を立て上座の力に回轉するやう)
- 二二 小揖

二 幣帛供進使随員より

玉串を受取る所作

一 懐笏

二 両手を出し玉串を受取る(此の時随員

の両手を伸べて恭しく玉串を出す時

と一致するを要す)

三 玉串を胸の邊にて恭しく捧持

三 幣帛供進使玉串

奉奠所作

一 小揖(随員が玉串を渡し自座に復して

揖をなす頃)

二 進む起座(下座の左足より起つ)

三 前進(下座左の足より初め軾の三步前

に止立)

四 三步前進(左右左)

五 深揖(立揖)

六 跪居(先づ左膝を突き次に右膝を突く)

七 三步膝進(左右左)

八 著座

九 深揖

一〇 玉串を持換ふ

イ 左手を前にし右手を自分の方に引

きて玉串を正中に持ち來す

ロ 左手を右手の上まで下ぐ

ハ 右手を離し左手にて葉先が右に本

が左になる様玉串を回し

ニ 右手の拇指と他の四指とにて玉串

の中程を裏より持つ

ホ 左手を離すと同時に右手にて玉串

の本を神前に向け(表を上にし)左手

を右左に添ふ

一一 玉串奉奠(兩手にて案上に恭しく奉奠

す)

一二 出笏

一三 起拜二(居拜なることもあり)

一四 二拍手

一五 座拜一

一六 深揖

一七 跪居

一八 三步膝退(右左右)

一九 退く起座(右足より起つ)

二〇 深揖

二一 三步逆行(右左右)

二二 回轉(自座の右に)

二三 退歩(自座の前まで)

二四 座前著座(先づ下座右の膝を立て上座

左の方に回轉するやう)

二五 小揖

は左面に、乙随員は右面に着座するものとす。

〇 随員一人の場合亦之れに準す

一 小揖(軾後取が軾を敷説し終り自座に

復する頃)

二 進む起座(下座左の足より起つ)

三 前進(下座の足より初め拜座の三步前

に止立)

四 三步前進(左右左下座の兩員同時なる

時は外側の足より初む)

五 小揖

六 跪居(先づ下座の膝を突き次に上座の

膝を突く)

七 三步膝進(下座の膝より初む)

四 随員の拜禮所作

拜禮は所謂列拜にて甲乙二人の随員は作法をすべて同時に行ふものとす。但しそのうちにも自ら甲随員を主とし乙随員は之れに従ふの心あるべし。

拜座には通例軾を設けざれども甲随員

- 八 著座
- 九 深揖
- 一〇 起拜二
- 一一 二拍手
- 一二 座拜一
- 一三 深揖
- 一四 跪居
- 一五 三步膝退(上座の膝より初む)

- 一六 退く起座(下座の足より起つ)
- 一七 小揖
- 一八 三步逆行(上座の足より初む)
- 一九 回轉(自座の方に右)
- 二〇 退歩(自座の前まで)
- 二一 座前著座(先づ下座右の膝を立て上座左の方に回轉するやう)
- 二二 小揖

第三章 關係法令

第一節 神饌幣帛供進

一 國幣社例祭幣帛神饌料金額

(明治四十四年三月三十日 內務省訓令第五號)

國幣社例祭の節供進すべき幣帛神饌料は左表の通り定めらる

| 種別 | 幣帛料 | 神饌料 | 合計 |
|------|------|------|------|
| 國幣中社 | 金貳拾圓 | 金拾貳圓 | 金四拾圓 |
| 國幣小社 | 金貳拾圓 | 金拾圓 | 金參拾圓 |

第二條 前條神饌幣帛料ノ金額ハ內務大臣之ヲ定ム

第三條 北海道沖繩縣其ノ他市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル府縣社郷社村社ノ神饌幣帛料ニ關スル規定ハ內務大臣之ヲ定ム(本條に關する規定は明治三十九年六月二十九日內務省令第二十號を以て定められたれども本書には之を略す)

二 府縣社以下神社の神饌幣帛料供進に關する件

(明治三十九年四月三十日 勅令第九十六號)

第一條 府縣ハ府縣社郡又ハ市ハ郷社市又ハ町村ハ村社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得
前項ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スル事ヲ得ヘキ神社ハ地方長官之ヲ指定ス

幣帛供進使行事作法

附 則

本令施行ノ期日ハ內務大臣之ヲ定ム(明治三十九年六月內務省令第十八號を以て明治四十一年一月一日より施行の事に定めらる)

三 府縣社以下神社の 神饌幣帛料金額

(大正二年十一月二十二日
内務省令第十五號)

前項所載の勅令により府縣社以下神社
に供進すべき神饌幣帛料は左表の定額以
内と定められ。祈年新嘗兩祭に關しては
大正三年四月一日より施行せられたり。

定額表

| 種別 | 祈年祭 | | 新嘗祭 | | 例祭 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 神饌料 | 幣帛料 | 神饌料 | 幣帛料 | 神饌料 | 幣帛料 |
| 府縣社 | 金參圓 | 金五圓 | 金參圓 | 金五圓 | 金五圓 | 金拾圓 |
| 郷社 | 金貳圓 | 金四圓 | 金貳圓 | 金四圓 | 金參圓 | 金七圓 |
| 村社 | 金壹圓 | 金參圓 | 金壹圓 | 金參圓 | 金貳圓 | 金五圓 |
| | | 合計 | | 合計 | | 合計 |
| | | 金八圓 | | 金八圓 | | 金拾圓 |
| | | 金六圓 | | 金六圓 | | 金拾圓 |
| | | 金四圓 | | 金四圓 | | 金七圓 |

第四編 衣紋圖解

第一 衣紋及衣紋の家

【衣紋】衣紋とは衣服の着方を云ふ、されば、たゞ襟を掻き合せ、袖を繕ふなどをも、衣紋を正すと云へども、主としては、装束を着する方式をいひ、之れを衣紋を掻く又は、衣紋をとるとも云ふ。

【装束】装束には、古來の朝廷の服制、神職の服装、又は能樂の装束など様々ありて、何れも官位により儀式により、又は時代によりて幾多の種類もあり、變遷もあり、又文武男女職業等の別によりて、夫々異なる習慣制度あり、極めて複雑なるものなれど、今現行の神職服制に基き、衣冠狩衣等の着用に就きて其の概要を述べんとす。

【衣紋の始】上古は、衣紋と云ふ事なかりしを、鳥羽天皇の頃、花園左大臣源有仁といふ人極めて華奢を好み、装束の着なし方につきて、様々と苦心の結果、冠は漆を塗りて張抜とし、装束には、糊をつけて剛くして用ひしを、後には一般にも行はるゝに至り、終には故

實となり、衣紋といふ事生じたるなり。

【洞装束剛装束】 されば、此の頃より以前の装束は着たる様測へて見ゆるが故に、洞装束と稱し、以後のを剛装束と對稱するに至りたり。

【衣紋の家】 有仁公は、衣紋の事をば、徳大寺左大臣實能公及大炊御門左大臣經宗公に譲りしが、實能公の二男參議公親卿の男實能卿は今の

【山科家】 山科家の祖なり、後大永年間言繼卿より衣紋の家となり、其の裔内藏頭教行卿より、天皇の御服をも調進することとなりたり。大炊御門家は冬信公に至り一時中絶せしが、同家の門人にして今の

【高倉家】 高倉家の祖、永康卿に傳へ、仁治三年、後嵯峨天皇の衣紋を奉仕せしより、大炊御門家に故障あるときは、之れに代ることとなり、後大炊御門家又中絶せしかば、高倉家代りて、衣紋の家と定まれり。爾來明治維新當時まで、山科、高倉兩家は家職として、主上の御装束に奉仕せしが、明治四年八月に至りて、兩家の職を廢せられたり。然るに、明治十六年、三祭賀茂、男山春日御再興に際し、復た兩家の衣紋も興り、爾後式部職の一事業として、京都御所に於いて、年々衣紋の講習をなす事となれり。

【衣紋者】 衣紋を掌るものを衣紋者といひ、衣紋者には、後と前と二人あるを常とす。されど衣冠には、衣紋者を要せざるを本儀とす。そはもと束帯は大禮服にして、衣冠は通常禮服の如きものなれば、常の禮服に、一々衣紋者の手を待つゝの要なきためなるべし。されど、今日にては、衣冠と雖も、大祭等の外着用すること稀にして、いたく平常と遠りたれば、衣紋者を要すること、亦止を得ざるべきか。さりながら、神職としては、平素十分習熟會得しおき、人の手を借らずして、自着用し得るやう心かくべきものなるべし。

第二 装束の名稱及附屬具畧解

先づ、現行服制諸表に基きて、服制の種類名稱附屬具等を略解し、併せて品目名所地質染色等に關する服制の一斑をも述べむ。

一、現行服制の種類

【正装】衣冠 勅使幣帛供進使同隨員神官神職を通じて着し、之れを正装と稱す。勅使、

幣帛供進使祭祀又諸陵墓等策命宣讀の爲參向の節常に着用し、神官神職は天皇三后皇太子皇太孫御參拜のとき又は大祭のときに限り着用す。製作は冠袍單奴袴等皆一様なれども官職位階によりて地質紋様及染色を異にす。

【禮装】齋服 神官神職に限り着用す。禮装と稱し中祭のとき着用す。製作は衣冠におなじ但袴は差袴なり。地質染色など上下を通じて皆一様なり。

【常装】小直衣 親王王に限り、一般神官神職の狩衣の如く用ひらる。もと高位のもの、平服なり。

【狩衣】 略服なり。常装と稱し、神官神職之れを着用す。地質紋様。染色等上下を通じて殆ど一定せず。

【淨衣】 神官神職に限り着用し製作狩衣におなじ。地質色等上下を通じてみなおなじ。古來齋服と共に神事に關るもののみ之れを用ひたり。

【布衣】 判任官又は同待遇に非ざる幣帛供進使隨員が衣冠に代用するときの服裝なり。製作狩衣におなじく地質は白布を用ふ。古は士庶人の服裝なりき。

二、冠 垂櫻。掛緒紙袋。

黒羅 紋小菱繁文 奏任官待遇以上

黒羅 遠文

判任官以下

神官神職禮装のとき上下皆おなじ。

【地質及染色】 位階官職を問はず、色は凡て黒を用ひ、地質は、皆羅を用ふ。

【冠文】 もと紋様は、羅に織出せるものなりしが、中古以來、その織出し方絶えたるにより、紋をば、地に織ひつけてあらはす事となれり。紋は小菱形にて、もとは家によりて、多少の差ありたれども、現今は奏任官待遇以上皇族に至るまで、小菱繁文判任官以下遠文なり。而して神官神職の禮装(齋服)のときは上下皆遠文なり。繁文とは、小菱を繁くつけたるを云ひ、遠文とは、そのまばらにして、間の遠きを云ふ。

【垂櫻】 櫻の垂れ下りたるを云ふ。立櫻(天皇の着御にして、櫻の上に向きて直立せるもの)・卷櫻(武官の束帶のときなどに着し、櫻を卷きたるもの)等に對しての稱なり。

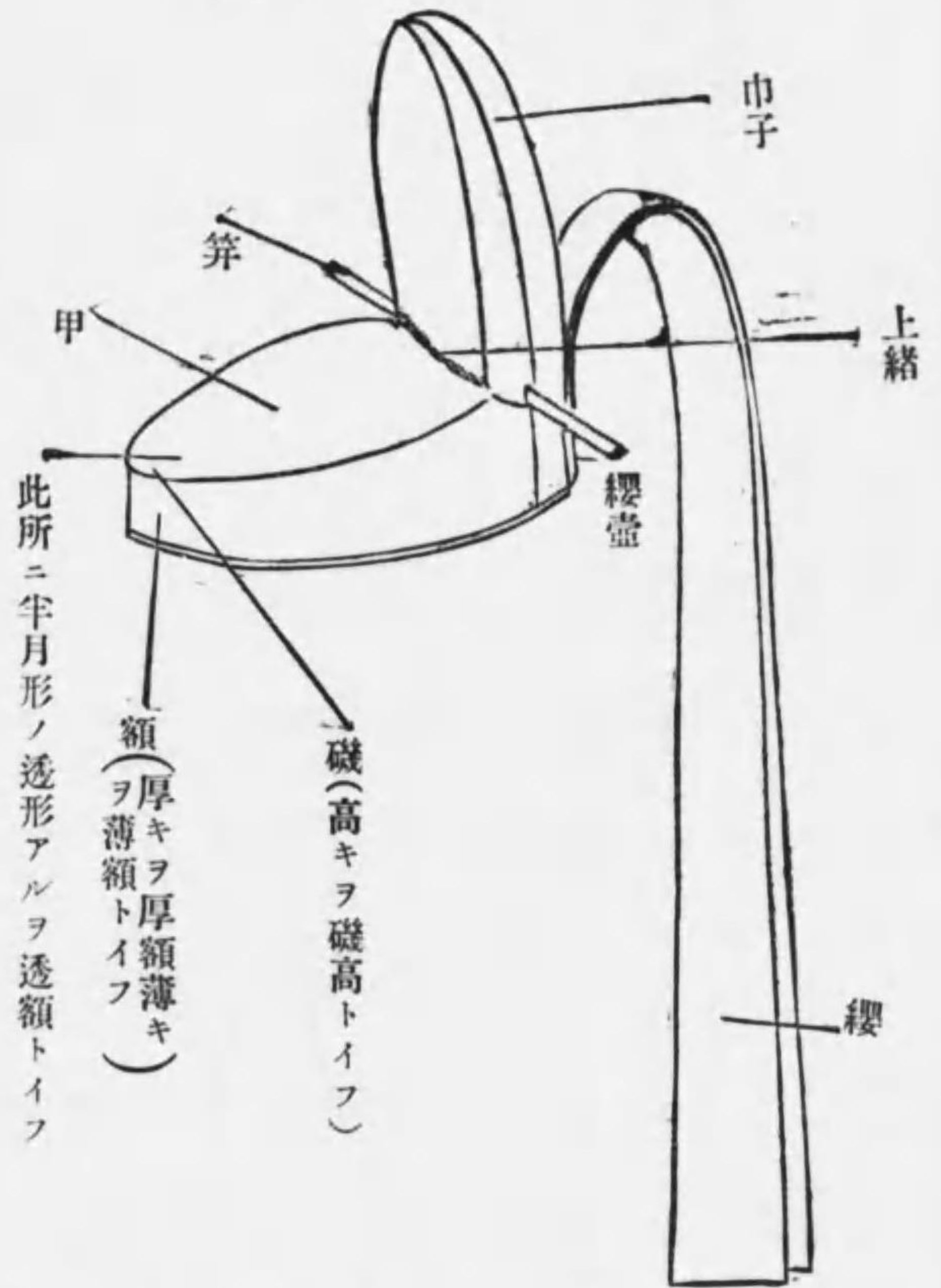
【掛緒紙捻】 掛緒とは冠を抑へ止めん爲め冠の上より頤の下にて結ぶ緒にて、太き元結の形したる紙捻を用ふ。紫の打紐なごあれど、そは蹴鞠家飛鳥井難波兩家の許を受くるか又は拜領の外に用ふる事なし。古來神事に必ず紙捻とせるは、清素を貴ぶが爲めにして常に新にする事を得るの便利あればなるべし。

附 説

今の冠は、古の圭冠より起りたるものなるべし。圭とは上圓く下方なる形を云ひ、後の立烏帽子の形に似たり、紗に漆を塗りて薄く柔なれば、その縫目を右左とし、烏帽子は、之れを前後にしたるものて冠り、手にて額より後へなでやり、髻の前にて絞り寄せ、小紐にて髻と共に括りたり、ざるを剛装束の出来て以來、漆にて塗り固め張抜としたるものなるべし。

推古天皇十一年始て官位十二階を定め、當色位階に相當する色の繩を用ふるの制ありてより、後、數回の變遷を経て、天武天皇十二年に至りて位冠と云ふこと廢せられ、一般

第一圖 冠の名稱



衣紋圖解

に衣冠には、漆沙冠(即ち圭冠)を用ふるに至れり、漆沙冠は、冠より出づ、鍔冠は位冠以前の冠にして、上古の冠に準ひて製作したるものなるべし。されば現今の冠は、いさゝか唐制も加はらざるに非ざれども、後には其の系統絶え果てたれば、純然たる本邦の製と云ふを得べきか。

第二圖 烏帽子



此ノ邊ヲ額トイフ

三、烏帽子

【烏帽子】 烏帽子は其の種類極めて多けれども、立烏帽子を以て本體とす。神官神職の常装(狩衣又は淨衣)のときは、

上下を通じて皆之れを用ふ。

【風折】 立烏帽子の峯の折れたるものを風折と云ひ。判任官又は同待遇に非ざる幣帛供進使隨員が布衣を以て衣冠に代へたるときに限りて用ひらる。

【立烏帽子】 立烏帽子はもと堂上以上之れを用ひ、地下以下は風折を用ひたるものなしが、今は、之れによりて判任官待遇以上と、それ以下とを區別することゝなれり。

立烏帽子、風折共に掛緒は紙捻を用ふること、冠におなじ。衣紋未だ始らざる以前は冠と同じく、紗又は絹に漆をぬり形柔にして、自由なりしも

のを、縫目を前後になし、額の所を押し入れて冠りたるを、後に漆にて塗固め眉雛先など一定するに至れり。烏帽子の雛をサビと云ひ、老年はサビの粗なるを、若年は細きを用ふるを、本儀とすれども、大様は各自の好にまかすべし。(サビに形柳の葉の如く、而かも柳行李の編目の如く並びたるものあり、下賤の者の着用にして、白張を着て傘を持つ者など之れを用ふ。)

四、袍 縫殿

| 冬 | 夏 |
|----------------|-------|
| 黒綾 紋雲鶴 裏同色平絹 | 黒穀 紋同 |
| 黒綾 紋輪無 裏同色平絹 | 黒穀 紋同 |
| 赤綾 紋輪無 裏同色平絹 | 赤穀 紋同 |
| 緑綾 裏蘇芳染平絹 紋同 | 緑穀 紋同 |
| 黄平絹 裏なし (夏冬共通) | |
| 白絹 裏なし (夏冬共通) | |

但奏任待遇以上は冬は白平絹を用ふることを得

衣紋圖解

【袍色】すべて勅任官以上は夏冬共に黒を用ひ、奏任官及同待遇者は赤。判任官及同待遇者は緑にして、以下のものは黄色を用ふ。

【服色】は時代の制度、文物に關係深く従ひて變遷極めて多しと雖、古來大抵黒を最上位とし、赤又は緋を次とし、緑又は縹を下とし、無位は黄を普通とせるが如し。

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 大寶令の制 | 位 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 初 | 無 |
| 色 | 位 | 深 | 淺 | 深 | 淺 | 深 | 淺 | 深 | 淺 | 黃 | 無 |
| 現今の制 | 色 | 紫 | 紫 | 緒 | 緋 | 綠 | 綠 | 綠 | 綠 | 黃 | 無 |
| 官 | 官 | 勅任官 | 奏任官 | 奏任官 | 奏任官 | 奏任官 | 奏任官 | 奏任官 | 奏任官 | 判任官 | 無官 |

右の如く、今日の神職は、無位にても古の有位者の服裝を以て、待遇せらるゝは、判任官待遇者なるが故にもあるべけれど、又其の職務の重きが爲にもあるべきか。

【地質】地質上下を通じて、冬は綾、夏は麩を用

ふ。但判任官に非ざる幣帛供進使隨員は、夏冬共に平絹を用ふ。

【齋服】齋服の袍、上下を通じて、皆白絹なり、裏なきを本儀とすれども、奏任官以上は冬は裏白の平絹を用ふることを得とせり、紋様なきこと勿論なり、蓋齋服はもと神事に限りて、現今も神官神職に限る用ひられ、古風素を貴ぶが故なり。

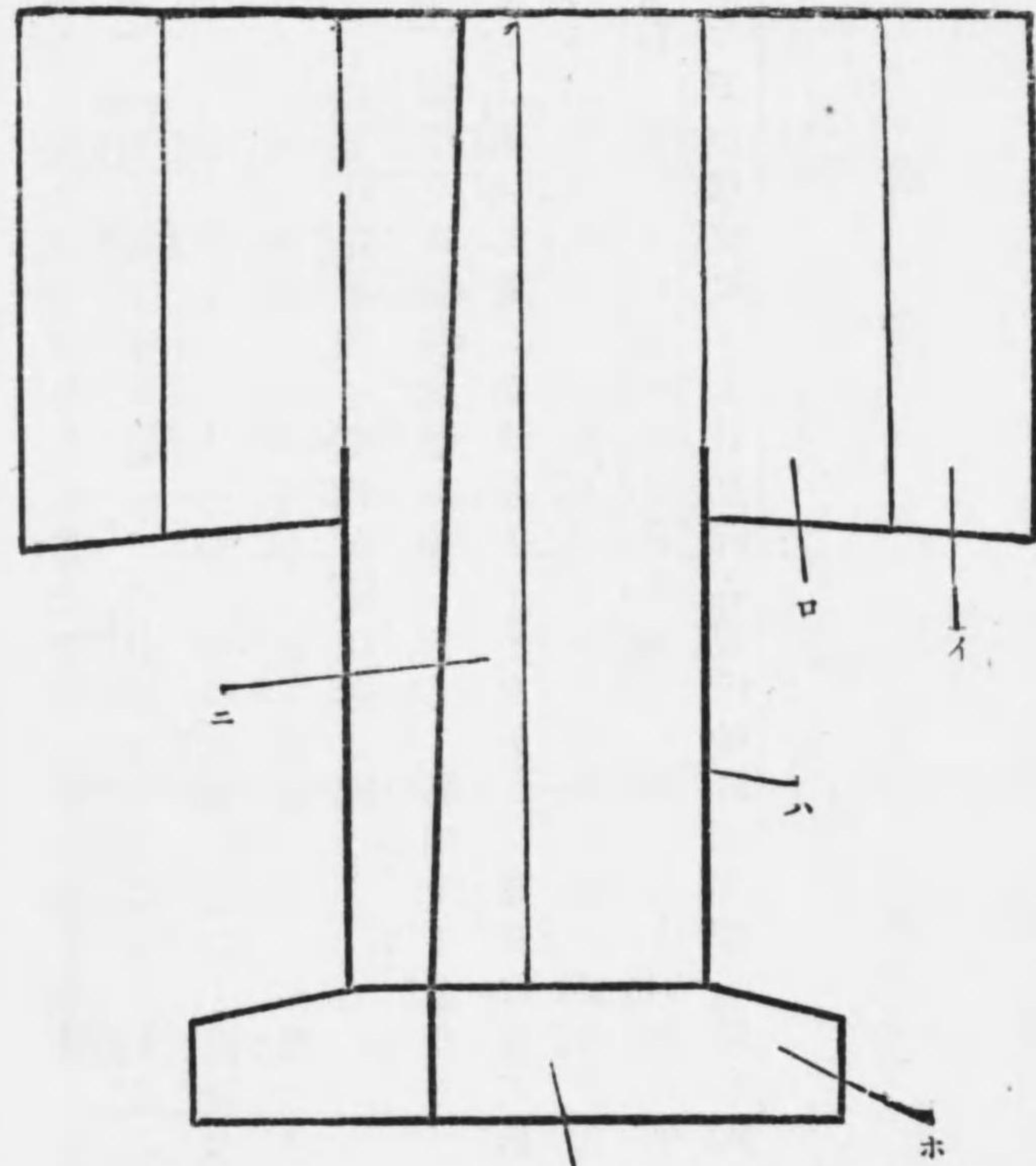
製作 位階官職を通じて皆衣冠の袍と同じ。

【縫腋】縫腋とは、關腋(武官の袍)に對して區別せる名なり。關腋とは腋の下を縫ひ合すことなく、狩衣の裾の如くなるものを云ふ。蓋武官など、動作に便ならしめんが爲の用意なるべし、文官には、其れ程の要もなければ、腋を縫合せたり、故に縫腋と名く。

【袍の裏】裏 奏任官及同待遇者以上は冬は袍と同色の平絹を用ふ、平絹とは、今云ふ羽二重などの織紋なきものを云ふ、判任官同待遇者は、蘇芳染の平絹なり、蘇芳染は桃色の濃き色に似たるものなり。

名所

(前) 圖 三 第 (イ)



神社祭式必携

一四四

(イ) 端袖(又 緒袖)

(ロ) 奥袖(又 大袖)

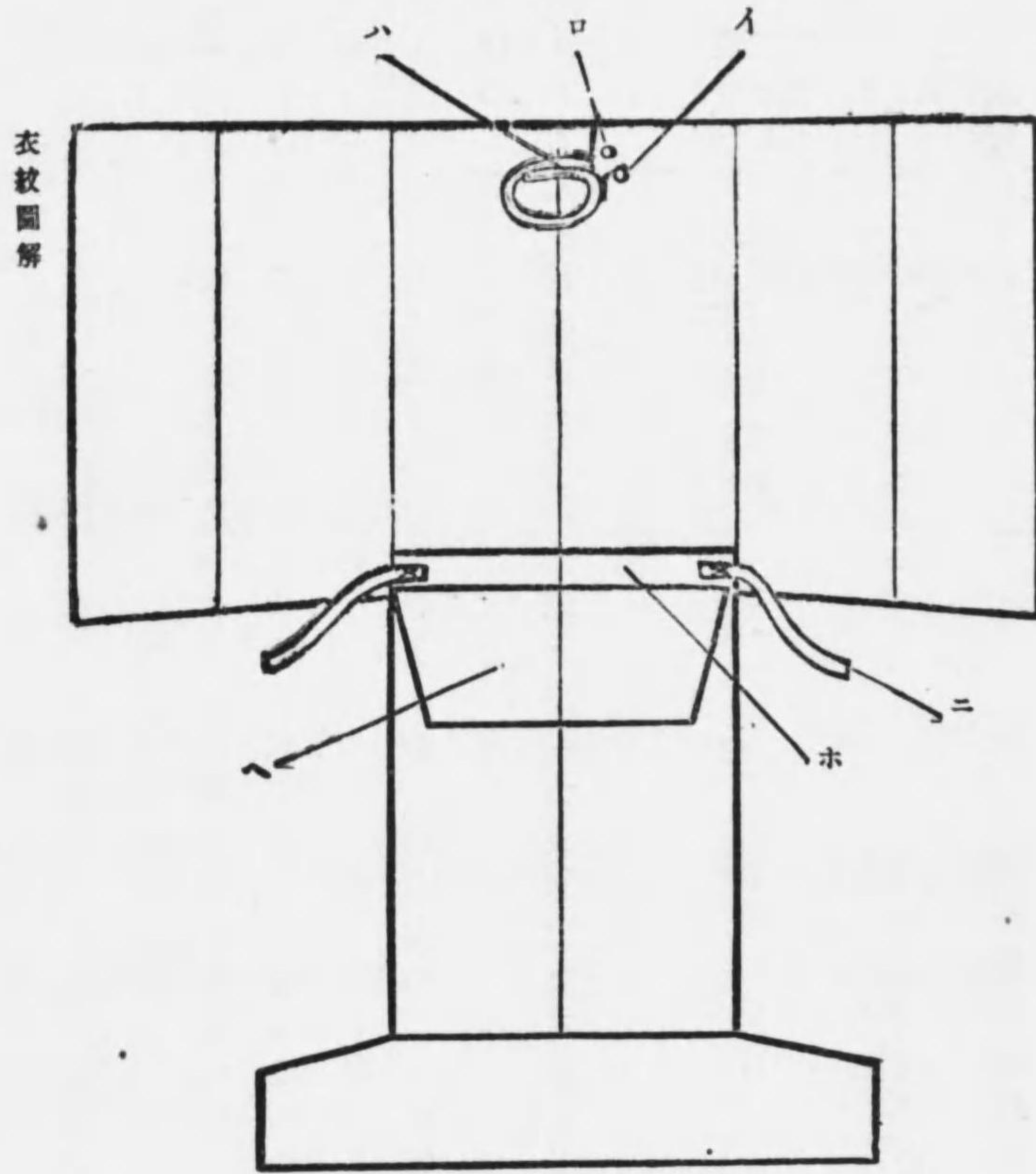
(ハ) 登

(ニ) 襟

(ホ) 蟻先(餘先の約)

(〜) 欄(スツ)

(後) 圖 三 第 (ロ)



衣紋圖解

一四五

(イ) 受緒

(ロ) 蜻蛉

(ハ) 首紙(首上頸紙)

(ニ) 小紐

(ホ) 小格(格の字又

角ともかく)

(〜) 格

五、小直衣

【小直衣】 又狩衣直衣とも唱し、狩衣の裾に襷をつけたるが如き形なり、現今親王諸王の着せらるゝものにて、直衣(略縫腋の袍に同じきも、略服なるが故に、袴は指貫又は差袴を用ひ、必らずしも冠ならず、立烏帽子をも用ふ)の如く、裾に襷あり、狩衣の如く、袖に括あり、地文も色も定まれる法なし、浮文、固文の織物、練の薄物、又唐綾等を用ひ、裏は平絹、練、生糸等定りなし、浮文の繁文、堅文の繁文、遠文、年齢に従ひて用ひ、其の色亦、狩衣に同じ、昔は攝家は、大納言以上、清花は、大將以上之をつけ、太上天皇も之を著し給へり。

六、狩衣、淨衣、布衣。

綾練薄縫取の類 (裏、冬は平絹夏は生絹)
 顯文紗平絹の類 (裏、冬は平絹夏は生絹)
 顯文紗平絹の類 (裏、右に同じ)
 顯文紗平絹の類 (裏なし)
 顯文紗平絹の類 (裏なし)

皇族勅任官
 奏任官及同待遇者
 判任官及同待遇者

【淨衣】 白絹

(裏なし但し冬は平絹を用ふることを得)

奏任官及同待遇者以上

【布衣】 白布

(裏なし)

判任官及同待遇者無官の者

【製作】 皆おなじ狩衣の形なり。

【色】 狩衣は上下を通じて、各自の好に任す。

【地質】 地質。前掲の内練の薄物とは、練緯の薄物と云ふことの略稱にして、經は生糸緯は練糸にて、穀織の如くもちりて、織れるものなり。他は知られたるが如し。

【紋】 紋様。好にまかせ定めなし。

【袖括】 袖括。もと年齢によりて種々其の定ありたるものなるが、今は別に、其沙汰なけれど、概略を云はば、十五歳未満は毛抜形若き人は薄平の組とて、刀の下緒の如く平き組を用ひ、老人は細き平組を用ひ、之れを厚細と云ふ。組は綾染にて色定らず、概して老人ほど、色うすきが如し、而して袖括の緒の餘りを露と稱ふ。

狩衣は、もと遊獵の服にて、麻布にて製り、布衣とも云へり。中古以來、貴人放鷹などに此服を着用するに至り、麻布に代ふるに綾羅を以てする事となれり。而して昔は上は

堂上より下は牛飼雑色に至るまで之れを用ひ従つて名目數十に分れ其の色目によりて着用の時節を定めまた時節によりて稱呼を異にするなど凡服飾中名目の殊に多きものなり。

七、單

紅 綾 紋 横 菱

勅使幣帛供進使神官神職上下を通ず

紅平絹

判任官に非ざる幣帛供進使隨員

白絹

神官神職禮装のとき

單ヒトへと訓ず、タンと云ふは非なり。

【紋】 古は家によりて多少異なり、染色にも濃色青黄等あれども、老若上下を通じて普通に用ひたるは紅なり、又繁文遠文など各々用ひられたれども、現今にては色は紅文は繁文に非らずんば無文と定められたり。

八、袴

紫 固 織 裏 雲 立 通 平 絹

皇族

紫 固 織 裏 藤 丸 平 絹

勅任官

紫 平 絹 裏 同 色 平 絹

奏任官及同待遇

淺黄平絹 裏 同 色 平 絹

判任官及同待遇

白布 裏 同 色 平 絹

判任官又は同待遇にあらざる者

【奴袴】 スコ又はサシヌキと訓み、差異又は指貫とも書く。

【色】 染色 奏任官以上皆紫 判任官淺黄にして其の以下は白なり。

【地質】 地質 固織とは固織物の略にて、絲を固くしめて織りたるもの、浮織物に對する名なり。皇族及勅任官は之れを用ふ。

【紋】 紋 如き模様を立涌と云ひ、中に雲形の模様ある故、雲立涌と云ふ。皇族の着用なり、勅任官は藤模様を丸にしたるもの、即藤ノ丸(又八藤ノ丸とも云ふ)を用ふ。

諸説あり、もと狩袴にして、下人の動作に便なるが爲と云ひ、或キヌノハカマにして、上位の人之を着用すとも云へども、畢竟大寶令に見えたる括緒揮の遺制なるべく、古は衣

冠または直衣のとき着用し、狩衣にも時によりて着用したり。現今の服制にては、衣冠小直衣以外に用ふることなし。

【差袴】差袴は齋服、狩衣、浄衣、布衣に用ふ地質、紋様、染色等すべて差貫の條にいへるに異らず、製作は差貫の如く裾を括ることなく、常の袴の如く切りはなちたるものなるが故に、切袴ともいふ、指貫の略儀なり。故に中祭以下の場合に用ふることゝせるものなるべし。

九、笏

【牙笏】古は天子は牙笏、現今も然りとて象牙にて作れるものを用ひらる。後には臣下も、三位以上は之れを用ひたる時代もあり。又六位以下把笏を許されざりし時もあり。神職にても、把笏に預らざる事もありき。而して常は皆檜扇、末廣等を持てるも、神拜のときは概ね笏を用ひて姿勢を正したるが如し。

【木笏】現今臣下は皆木笏にて櫟を用ふれども、従前は榊、椎、杉、福等、柴等をも用ひたり。大きさも定なく、長きは一尺四五寸より短きは一尺位のものありといへども、最も普通なるは、一尺二三寸位とす。

一〇、檜扇

【用途】扇の本にて我國固有のものなり。もとは涼を取るに用ひしものなるべし、後世に至りて物をのせ、香を正す等に使用したれども、今日にては、使用の爲めに持つと云ふよりは、たゞ衣冠の附屬具として、懐中すと云ふ方適切なるべしと思はる。但し時に臨み必要に応じて、適當に使用すべきは、勿論の事とす。

【製作】製作は檜の薄板、數枚を要にて締り糸にて綴る。此の板一枚を一橋と稱す、普通廿五橋なり、要は其形、蟹の目の如くなる故、蟹目と云ふ義にて、樞要の場所なるが故に、要の字を用ひてカナメと訓じたるものなりと云ふ。而して先の方を糸にて綴編み、其餘りを以て親骨、上橋ともいふの外にて、種々の紋（多くは家紋）を造りつけたるもの多し。衣冠齋服には、常に帖紙と共に懐中するものとす。（少しく開きて帖紙に夾む）。

【末廣】布衣（判任官に非ざる隨員が衣冠に代用するもの）には、末廣を以て檜扇に代用

することもあり。

【婦人扇】 婦人の持つを横目と云ひ、綴糸の餘にて、造花などをつけ、糸のあまりを長く設け、扇面に極彩色の繪を畫く。男子も、十六歳以前は、矢張横目を用ふ。

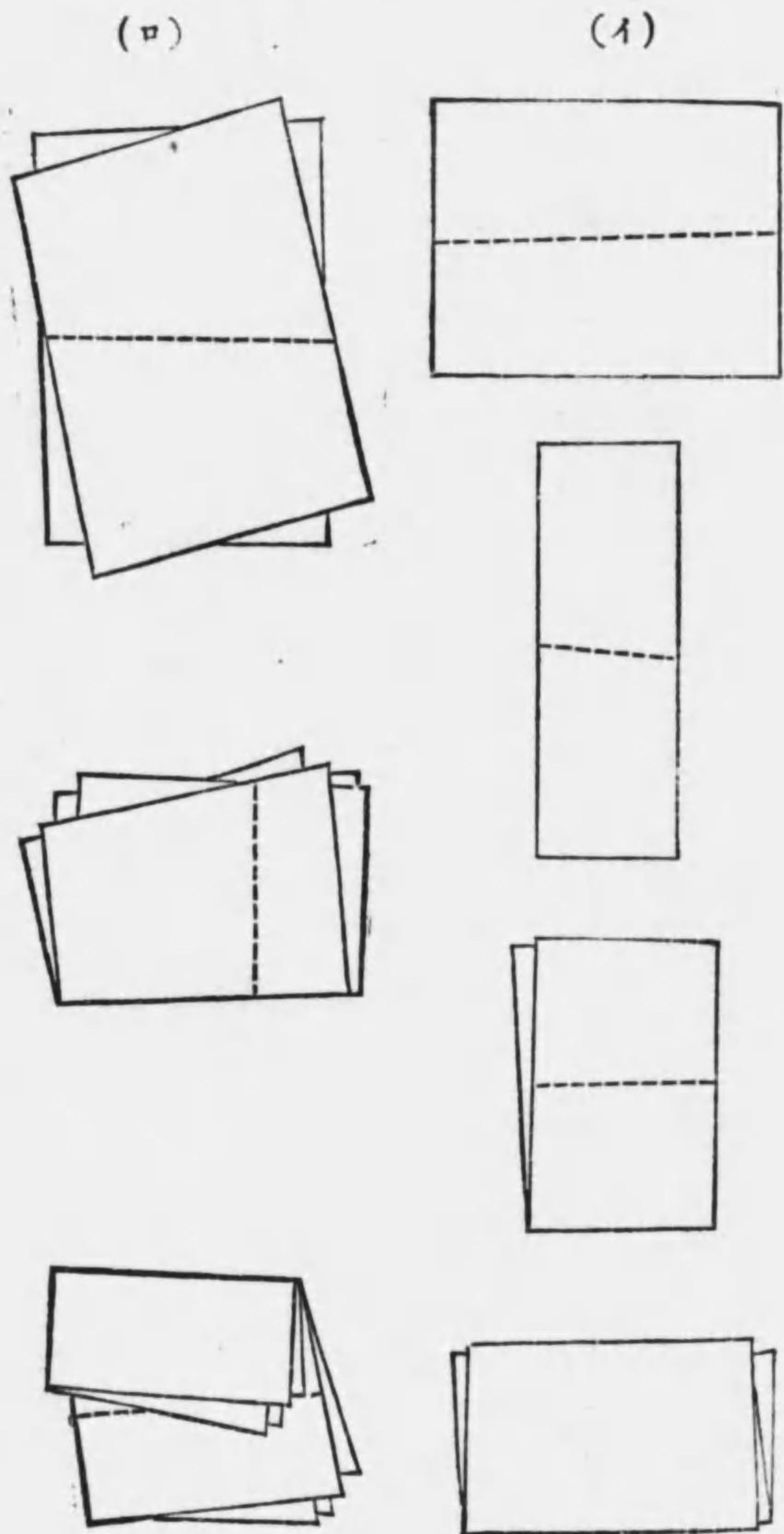
一一、帖紙

【用途】 疊紙とも書き、タタウガミ又はタトウと訓む蓋タタミガミの音便、タタウガミが、更に略してタトウと云へるなり、種々の用途ありて、用意の爲懐中せしこと、今日の鼻紙又は懐紙と同じきものなり。もとは字を書き歌を記し又鼻紙等に用ひたれども、現今の如く形式のみを遺すに至りては、之等の用を便する能はざれば、たゞ檜扇と同様に衣冠齋服の附屬具として懐中す。

【用紙】 用紙には、檀紙烏ノ子を最も普通とし、色は神事には古來白を用ふることも多し（普通の場合には婦人または男子若年のものは、様々の色を重ねたるものを用ふ）

【折方】 折方には種々あり、一二を擧ぐれば

第四圖



かく折りたる中に別に紙を重ねて挿入れたる例もあれば、今日にても、やはり用意の爲、別に普通の半紙にても挿入れおかば時に臨みて、便利多かるべきか。

一二、履

【淺沓】沓とも書き種類頗る多けれども、淺沓は普通通用のものなり、桐の木を刻りて、甲と下と二つを合せて漆にて塗り固めて造る。雨儀などの時に用ふる、深沓に對する名なり。

【沓敷】中に張りたる切を沓敷と稱し、位階によりて、地質を異にする勅任以上は白綾の有紋。奏任以下は白の平絹なり。沓敷は束帯の表袴と同質の切を用ふるを本儀とす、これ位階によりて、その質を異にする所以なり。

第三章 着用法 並取扱方

一、着用次第

衣冠 同士の時は先づ冠を戴き、次に單を着け、次に袴を着け、次に袍を着けて、次に檜扇帖紙を懐中し、笏を把り履を穿つ、狩衣(淨衣布)の時は之に準じて知るべし。

元來冠及烏帽子は、常にぬぐことなく、冠りたるものなれば、其の故實よりして、最初に

冠るを本儀とすれども、普通後にて冠るは便宜によることゝ知るべし。

單は袴に穿き込むものなるが故、先づ袴に足を入れ、差貫ならば括緒を縛りたる後、單を着、次に袴の紐を結ぶ可きなり。

脱ぐときは右の順序を逆にするなり。

二、着用法

(イ) 白衣

【白衣帯】 白衣、背筋其の他の縫目等、正しく着襟を整へ、帯はシゴキの餘り太からぬものを撰び、端を結ばず、挟みおくをよしとす、白衣より正しくせざれば上の袍單などもおのづから丕むことあるべし。

【足袋】 さて次に足袋を穿きて、後手を洗ひて、装束を着くべし。

衣冠 齊服同シ

(ロ) 冠

【掛緒の掛方】 冠の掛緒は、纓壺の上、纓のもとぐるみ、巾子の後より、笄の上を通し、巾子

衣紋圖解

又は筭（はし）に捲（ま）く可（べ）からず左（ひだり）を上（うへ）右（みぎ）を下（した）として甲（か）の上（うへ）にて引違（ひきだ）へ

【掛緒（かひ）の結方（むす）】 頤（あご）の下（した）にて丸結（まるむす）とし端（はし）は一寸位（すんちゆ）にて切り去（さ）るべし。

【掛緒（かひ）の扱方（あつか）】 一度結（むす）びたる掛緒（かひ）は取捨（と）つるまで解（と）かざるをよしとす、本来掛緒（かひ）は一度毎（いちどごと）に取換（とりか）へ新しきを用（もち）ふべきものなれども結目（むすめ）さへ解（と）かすば汚（よ）れ壞（く）るゝことなく數度（た）の用に堪（た）ふべし。結目（むすめ）を解（と）かすして脱（ぬ）がんに先（ま）づ掛緒（かひ）をゆるめおき次に冠（かぶ）を後（うしろ）より額（ひたい）の方（ほう）へすべらすべし。又（また）再び冠（かぶ）らんには先（ま）づ己（おのれ）の額（ひたい）の方に冠（かぶ）おき次に掛緒（かひ）を頤（あご）にかけ十分緩（ゆる）めて後冠（うしろのかぶ）を正（ただ）し、それより更に掛緒（かひ）を適宜（たてま）に絞（し）むべし。

圖 五 第



(ハ) 袴及單

【括緒（かひ）の結方（むす）】 先（ま）づ袴（はかま）に足（あし）を入れ差（さ）

圖 六 第



衣紋圖解

袴（はかま）はそのまゝ單（ひとへ）を着（き）る片膝（かたひざ）をつき、片足（かたあし）は少（すこ）しく前に踏出（ふみだ）して括緒（かひ）を結（むす）ぶ括緒（かひ）の襞（ひだ）は少（すこ）しつゝとりて脚（あし）の廻（ま）りに平（たいら）になる様（よう）せざれば穿（は）き後袴（うしろのはかま）片寄（かたよ）りて甚（た）だ見苦（みくる）し縛（しば）る所（ところ）は膝（ひざ）の下腓（したこむらひ）の上少（すこ）しくびれたる所（ところ）即（すな）ち常に脚胖（あしは）の紐（ひも）を巻（ま）く所（ところ）なり結（むす）び目は左右共（ひだりみぎとも）に外方（ぐわいほう）に結（むす）やう第五圖（だいごとう）にすべし。動作便（どうさべん）にして痛（いた）を感（かん）ずることなかるべし。

【單（ひとへ）の襟（えり）】 次（つぎ）に單（ひとへ）を着（き）る單（ひとへ）の襟首（えりくび）の處（ところ）と袖（そで）の端（はし）とを持ちて着（き）ること常（つね）の衣服（いふく）を着（き）るに異（こと）ならず。襟（えり）の端（はし）を左右等（ひだりみぎどう）しく取（と）れば背筋（せすぢ）の縫目（ぬいめ）

は自然に正しくなるなり襟は白衣よりは少しをめらせ正しく前を合はす。

【單の襷の前後】

前の襷をとるに左は右手にて前を押へ左手の拇指にて折込む右は左手にて前を押へ右手の拇指にて折込むなり。後の襷をとるには兩手を後へまはし、背筋の縫目を真直に背骨の上にあて、左右の中指を縫目のところにて指先を突つけ、拇指を開きて、左右同時に等しく折込む第六圖襷は前後ともに成る可く廣く深くとるをよしとす、但人の體格によりて、多少心すべきは勿論なり。又襷をとりたるときは一時白衣の帯に下より挟みおかば形くづるゝ患なし。

【袴の紐袴の高さ紐の結方】

次に袴の紐をしむるに、先前腰の高さを計りつゝ、(袴の長さは裾が足の甲にふるゝ位或は踝の隠るゝ位)正しくあて、紐をまきて後に結び、次に後腰の真中を取り單の背筋にあて、前にて前紐を籠めて、輪結とし、兩端を下より挟む。

【單の腋袴の裾】

次に單の前の兩腋を少しく引き上げおきて腕を上下するに便ならしめ、袴の兩腋より左右の手を十分にさし入れ二三度手を左右に開くべし、之括緒の襷を平に開き奴袴の形をよくせん爲なり。

近來奴袴に括緒を設けずして袴の腰に、内側よりつり上ぐるもの流行せる由、こは括

緒あるをば、不便なりとて、簡便を設けたるものなる可けれど、却りて穿心地悪しく、白衣の裾を無理に引き上ぐるが故に、動作にも便ならず、加ふるに袴の裾すばみで見え形よろしからず。

(二) 袍

【持方】袍を着るには、左右各首紙の端と袷の中程と、袖の端とを一所に持ち、後へはふりかくべし。

【前の合せ方襷の高さ】

次に袖を通し、蜻蛉をかけ、下前の縫目袷と袴との縫合せ目を云ふを正しく整へ、襷の高を計りつゝ、平に假に袴の紐に挟む、高さは身の丈によりて、一定すべからず、概膝より下五六寸位を普通とす、但身分高き、又は老いたるは、聊か長めに着、身分低き、又は若年は、稍短く着る心あるべく、高さを計るには、片足を爪先を擧げぬやうにして、少しく前に踏み出して見べし、さて次に上前の縫目を下前の縫目に重ね、高さを等しくし、亦袴の紐に挟みおく、かくせば袍の前くづること無かるし。

【兩腋の襷を折る】

次に兩腋の襷を折るには、先左は左手にて左腋の縫目の所を取り

蟻先の高さを見計り、右手にて前を押へながら、平らに成る可く深く折りて(第七圖)右手を抜き、右手にて押へ、左手は小紐を持ちながら前をなでつゝ、右腋の襷を同様にとる襷は、左右等くせざれば、背筋ゆがみやすきものなるも、小紐の長さを左右等くせば其患なかるべし、さて後小紐を稍堅く假に結ぶ。

【裏紐の結方】 次に裏紐を取り、前より廻はして、後にて引き違へるとき、襷の高さを計りつゝ、前の高さよりは稍引上げる様、心せば襷すばむことなく形よく整ふべし。さて裏紐は必らず腰骨を縛るやうに引廻すべく、もし細腰を縛れば、動作も不自由になり形も見苦し。かくして帯の皺を腋より前の方へ押伸ばし、結は二纏にして、適宜に堅く締むべし、帯ゆるるときは、後にて形くづれ易し。

【小紐を結ぶ】 次に前に假に結びたる小紐を一旦解き、両手を後にまはして格の縫上げの内側に入れ、能折り込み、腰の廻りを後より前になづるやうにして、皺を伸ばし、小紐を取りて小格と平に適度に結ぶべし。堅きに過ぐれば、背に横皺を生じ、餘りゆるれば、格の形しまりなき様になるものなれば、よく注意を要す。

【袍の前を挿込む】 次に袍の前を挿込むには、左手を袍の内懐、單よりは外に入れ、右手



第七圖

衣紋圖解

を外にして、
 袷の縫目を
 正しく合せ、
 左手を伸ば
 して掌を外
 に向け、指先
 にて上前と
 下前とを共
 に摘みなが
 ら、左手を上
 に挙げ、右手
 にて下より
 なで上げる
 ときに再び

第八圖



下より指先と共に十分挟み入れて手を握るやうにせば、はづるゝ患なし、挟みたる時、前の縫目は上下共に一直線になる様せざれば、丕みて見苦し。更に背の皺などを直す爲に、格の下に向きたる兩角を兩手にて同時に軽く引下げ、左右の指先にて小格を後よ

一六二
左手を下に静かに右手を抜きて、直ちに左の指先を袖の上より握るやうにして、袖の餘れるを内側へ折込み(第八圖)次に左手を外に出して、更に左方を折り込み次に右手の拇指を外にし、四本の指を内にして、其の先を持ち再び上に開き、左手にて下よりなで上ぐるとき(第九圖)右手を下ろし、左手をぬき、左の拇指を裏紐の上より挿し入れ、左右の四本の指にて帯の

り前になでおくべし。

〔袖をとる〕

袖をとるには、單の肩の折目を袍の肩の折目に正しく重ね、單の袖の端を中にして、袍の袖を折りこみ、袍の袖の端へこの折目を重ね、(左右同じ)肩ゆきは手の長さに応じて計るべし。

他人に着せる場合も上述の心得を應用せば知らるべし。

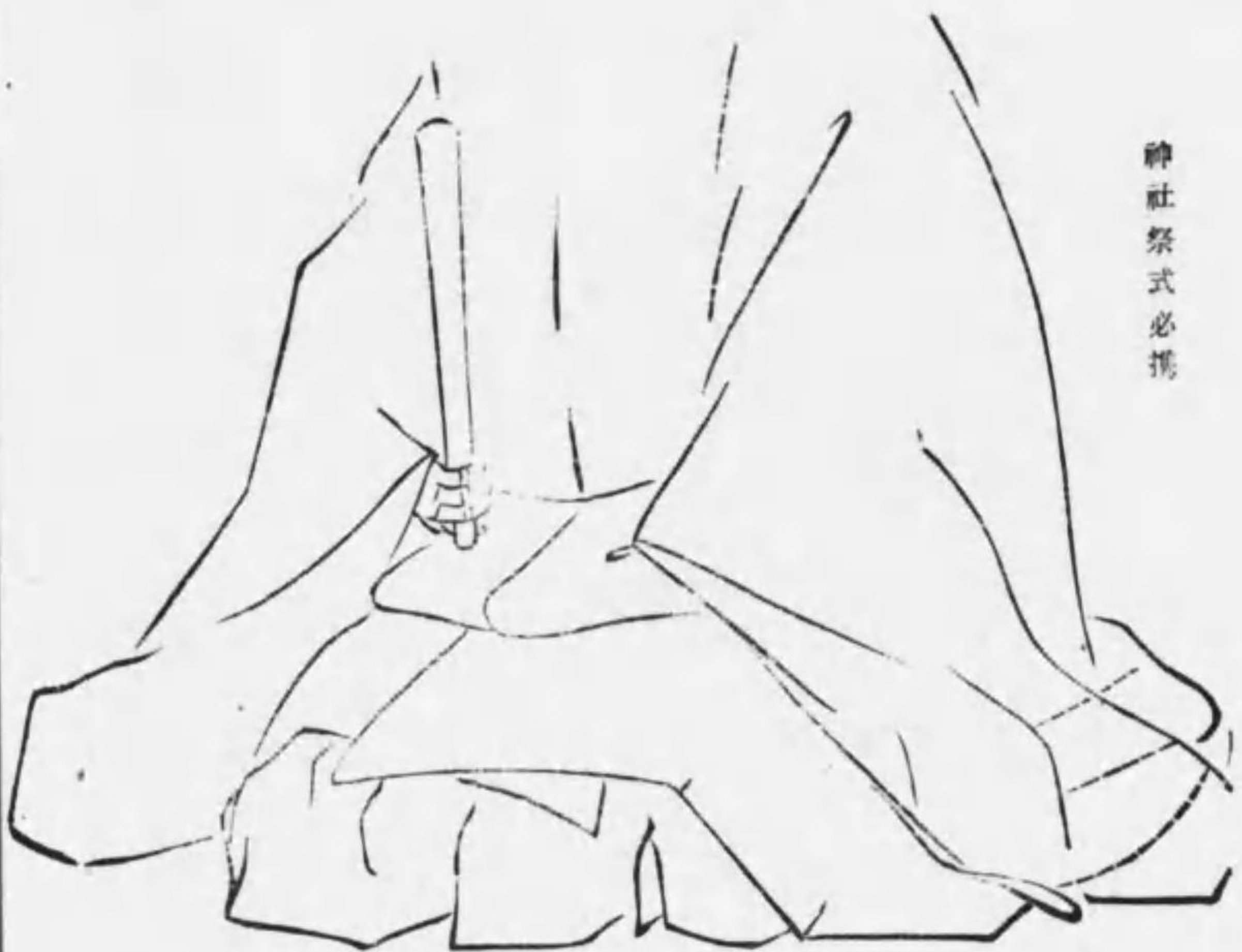
(ホ) 附屬品

次に帖紙及檜扇を懐中し、笏を持ち、沓を穿く。

第九圖



第十圖



(へ)着たるとき袍の扱ひ方

【手の置き所】 袖の端は指先にて

押へたるまゝ軽く握り立ちたると

きは下腹の邊坐したるときは、腿の

上に置く、手背は多く表はれざるを

よしとし、肩は聳べからず。

袖亂れ皺よりたるときは左右片

々つゝ静かに手を開きて整ふべし。

左右同時に開き又は暴くするは見

苦し。

【襦の前】 坐したるとき襦の前を

膝の下に敷くべからず、前は左手に

て襦と袴との縫目のあたりを取り

襦を膝の上に取りて折込むべし(第十圖)笏を持ちたるまゝ、右手を添ふることもあるべし。又笏を左手に移して、右手にてすることもあるべし。後も臂の下に敷かぬ様注意すべし。皺多く出来て立ちたるるとき甚だ見苦しければなり、之れは坐するとき、腰の扱ひ方に注意せば、襦おのづから後にはへ、恰も羽織の裾の如くなるものなり。

【蟻先の用】 このとき蟻先は開きて、體の左右に廣がる、すべて蟻先は裾のすばまぬ様また坐起、行歩、膝行等のとき、脚部の動作を自由ならしむるものなり。

(ト)疊むときの注意

【疊方】 袍は先づ前を左右に開き、裏より格の内に入手を入れ、皺を伸ばし、次に下前即ち右をたゝみ、次に左をたゝむ、このとき肩の折目と袷の縫目と交叉せる所を、左右正しく重ね取りて整ふべし、次に右袖を折り、次に左袖を折り、左右の蟻先を折り、次に襦の縫目の處にて横に折り、更に襦と同じ程の巾にて今一度折る、このとき格は少しく餘るとも、必らず共に折るべからず、次に首紙の方より折り、蜻蛉は必ず掛くべからず、凶事るとき、柩に入れて死者に送る装束は、蜻蛉を掛くるが故、狩衣も同じ、忌みてせざるなり。

袴單等常の衣類と異なることなし。

凡て軟かき織地の者を折返すには下を摺る様にして取扱へば折目に皺を生せぬものなり。大體に於いて、縫目を標準とし、腋の縫目を折目とし、背筋の縫目と左右の裾の縫目と左右の端袖の縫目とは、正しく一直線上に重なる様になるべきものなり。

(チ)狩衣(淨衣)布衣

着用方法は概ね知られたれども、なほ一二の注意すべき事あり。前を上げたるとき、頤にて押ふるは見苦しければ嫌ふなり、帯に挟みおき、當帯を結びたる後は、袖の取り方、衣冠に同じ、裾亦同じく前は膝の上、にたゞみ上げて膝の下に敷かぬやうにし、後も臂に敷かぬやう注意すべし、裾の高サの計り方、亦衣冠に同じ、烏帽子の掛緒につきての心得も冠に同じ。

第四章 束帶其他(主として登極令に出)

一、束帶(着用の順)

文官

【冠】衣冠のときにおなじ。

【大口】色は皆緋、前後二幅にして、普通の袴よりは幅せまし。

【表袴】白地にて、綾絹等にて作り、浮文、固文の別あり(裏板引)。

【單】衣冠のときにおなじ。

【下襲】袍の下に重ねて着るが故に名あり。略してたゞ襲とも云ふ。形單に似たり、着用も單に似たれども、單は表袴の下に着、下襲は其の上に着て、裾の紐にて締む、(或は半臂を重ねて忘緒にて結ぶ、半臂のことは武官の條を見るべし)。(裏板引)

【裾】もとは下襲の後の裾なれども、今多くは便宜の爲切はなちて別とす、身分によりて其の長さを異にし、長きは一丈五六尺もありて、坐するときは、身後に疊み寄せ、歩する

とき地を引き又は人に持せ或は石帯の上手にかけ時によりては、劔の柄にも懸けたり。今は多く纒着として身の丈程に着地を引く事なし。

【袍】大體は衣冠のときに同じ前をかい込むこと亦おなじきも。後の格を立つること、及袖のとり方は、一種の方法ありて普通の衣冠とは異なる。

【石帯】革に石又は玉などを飾につけたるものなり。背に彎曲したる所を上手と云ふ。【太刀】古は衛門衛府の武官は皆帯劔すれども、文官にては大中納言と云へども勅授ならでは帯劔することなし。今は文官も皆帯劔することゝなる。

【平緒】太刀を佩く爲の緒なり、太刀の帯取りに通して石帯の上より腰に纏ひ結びたる餘りを前に垂る、後世多くは前に垂るゝ分丈を切はなちて飾とす之れを切平緒と稱す。前者を續平緒と云ふ。

【靴】クワの沓として、いため革の黒きを縫ひ上部に錦をつけ之を靴袋といひ、細き革紐にて締む之を靴箋と云ふ。其他、檜扇帖紙笏等皆衣冠のときに同じ。

武官

【冠】巻纒とて、動作の便を計り纒の端を内にわがねたるものを用ふ。巻纒には、綏とて馬の毛を半月形にあみたるを顔の左右につく蓋昔武官が冠の落ちぬ様につけたる緒の(古は文官の冠には掛緒なし)長くして其の端に總ありたるものを頤の下にて結び其の餘を兩の頬の處にて挟みたる様の残れるものなりといふ。

【大口】表袴、襲、裾皆文官に同じ。

【半臂】兩袖の幅極めて短く、臂の半に達するを以て名あり。但し後世は袖全くなし、襦に褌あり袍と下襲との間に着す、色は概黒なり。

【袍】文官のと似たれども、彼れは縫腋にて、これは、關腋なり。(衣冠袍の條参照)後身長くして地を引くものなれど、今は身の丈程にして纒着にす。

【石帯】平緒、太刀、檜扇、帖紙、笏等皆文官に同じ。

【掛甲】更に袍の上に掛甲とて、小短冊形の薄金に金の焼付をし、細き革にて綴りたる飾の甲を着るものあり。

【裊褙】又裊褙を着するもあり、名義兩當にて前も後も同形にて攝腰と云ふ上帯にて締む。

【胡篋及弓】胡篋は、矢を盛る器にして、平胡篋壺篋狩胡篋などあり。左手に弓を持つ。

二、女官服装

【袿袴】

女子の中禮服なり。

白の内衣小袖の上に緋の袴をつけ袿をはおりたるものなり。

【五衣唐衣裳】

女子の盛装にして、大禮服なり。

白の内衣に緋の袴をつけ、其の上に五衣を着る。五衣は、袿を幾枚も重ねたる如きものにて、俗に十二單衣と云ふ。更に其の上に唐衣に着る。唐衣は形天半に似て、袖大きく(但し袿よりは幅聊か狭し)、丈短くて、腰に達せず、裳は後方に垂れ、袴を片側のみに爲したるが如し、白地に花鳥などの模様を色繪にす。長き紐あり。

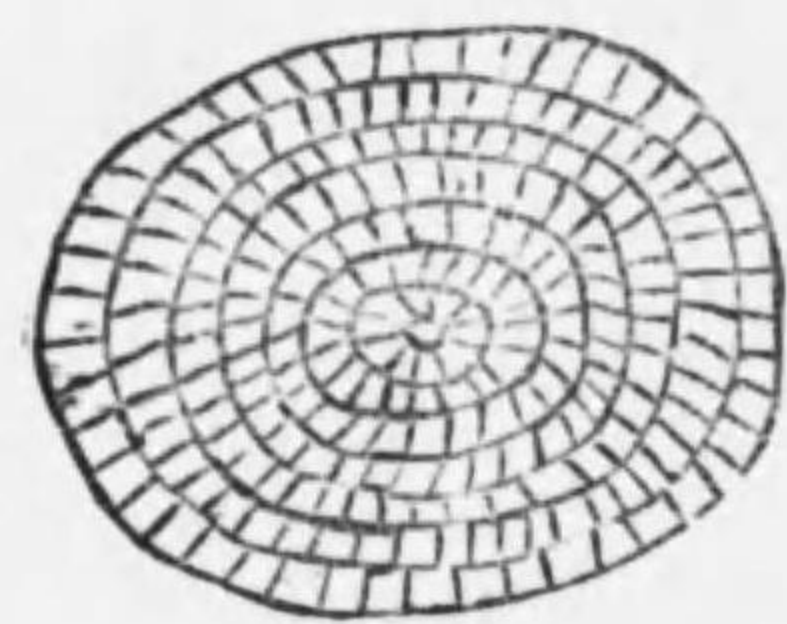
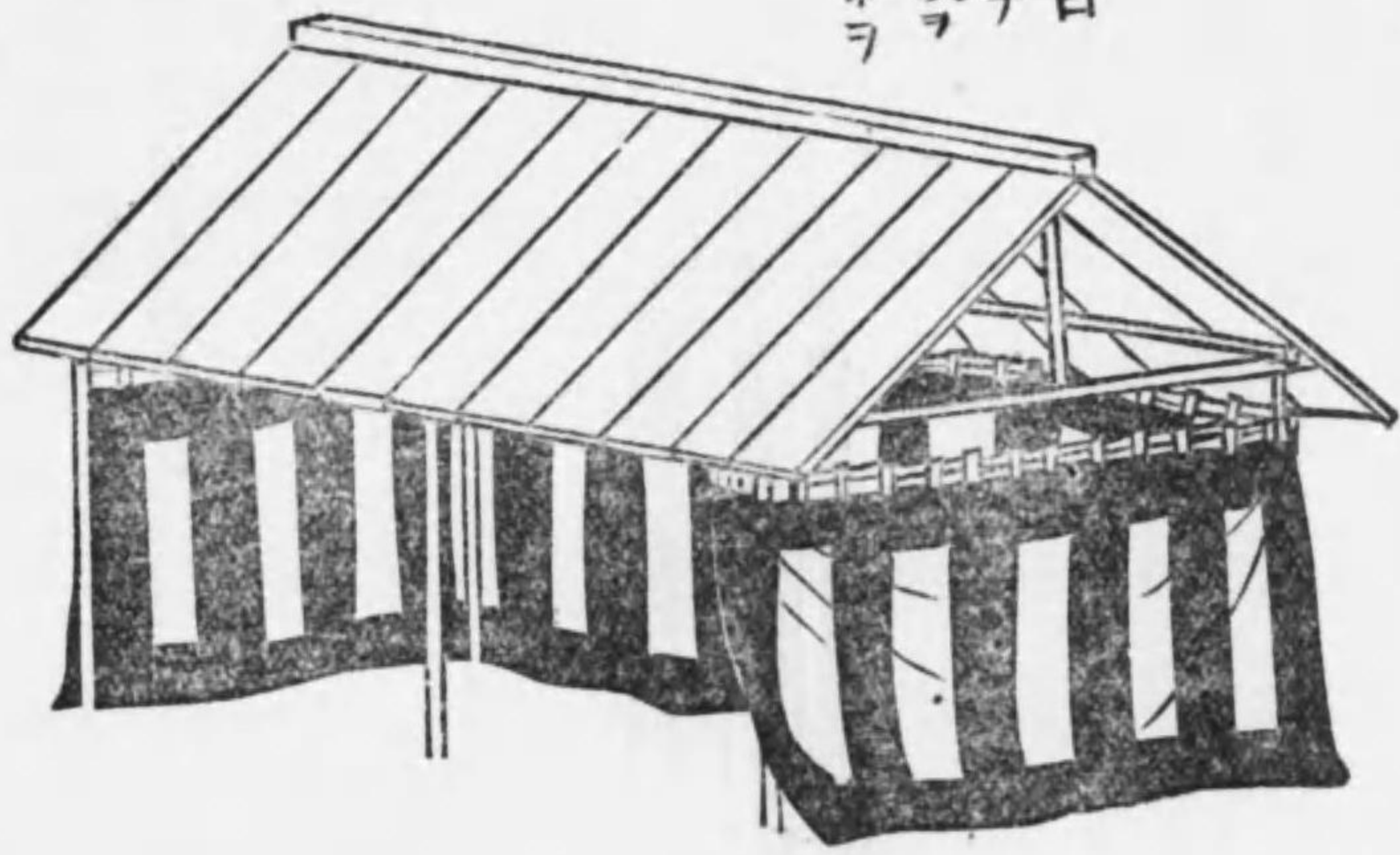
【髮飾】この盛装の折髪飾は寶髻として、こぶの如きまげを結び、釵子、平額として三本の角を立てたるが如きものを寶髻にむすびつく。

三、小忌

大嘗祭、新嘗祭、神今食などの日祭に關るものこれを着す。極めて古くより傳はりたる服装にて、古書に屢見えたり。東帶の上に、更に重ね前後とも單の如く裳をとり、前は袍の如く搔込み、後は上手の内側より格の中へ挟み入る。神事の齋の時に着するが故に、然名つく。白き布を張り、山藍の汁もて型木にて花鳥等の模様を青く摺りつけたるによりて、青摺衣、又は、たゞ青摺とも云ひ、専祭祀に用ふるにより之を齋服と云ふ事もあり、右肩に飾りつけたる二筋の紐は、赤紐と云ひ、紗をたゞみて、あはみ結をして、上には胡粉にて蝶鳥などを畫きたるものなり。

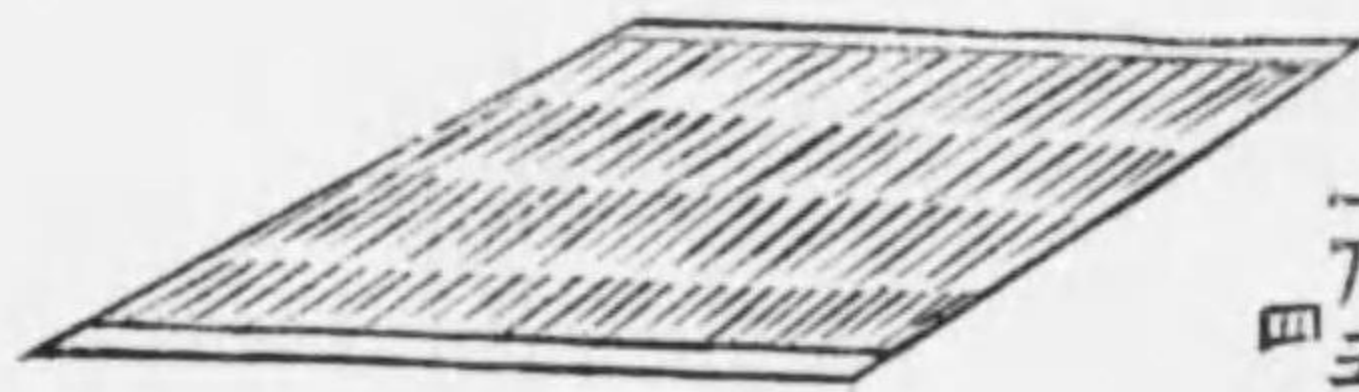
【日蔭蔓】小忌を着るとき、男子は冠に日蔭の蔓をつく蘿と云ふ蔓草にて深山に生じて清淨なるものなりとて、神事の飾に用ふ、我國の古風なり。女子は頭に日蔭の絲を纏ひ心葉を附す。

帳舎
蓋ハ板皆
雨障子等ニテ
葺キ三方ハ幔ヲ
張り或ハ幕ヲ
用フベシ

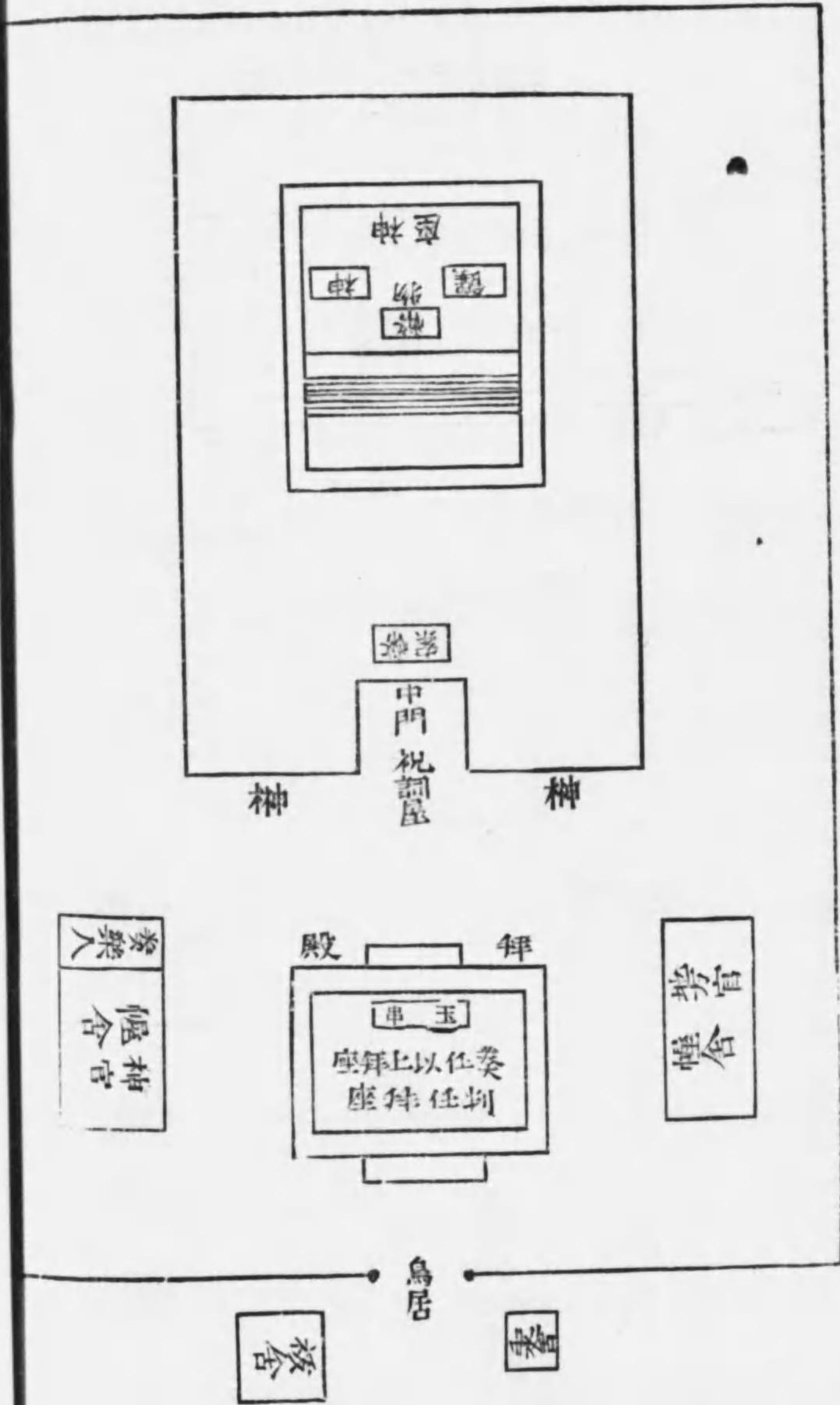


圓座
五尺

轆^{ハヤ}
縁ハ白ノ麻
或ハ木綿ニテ
スベシ

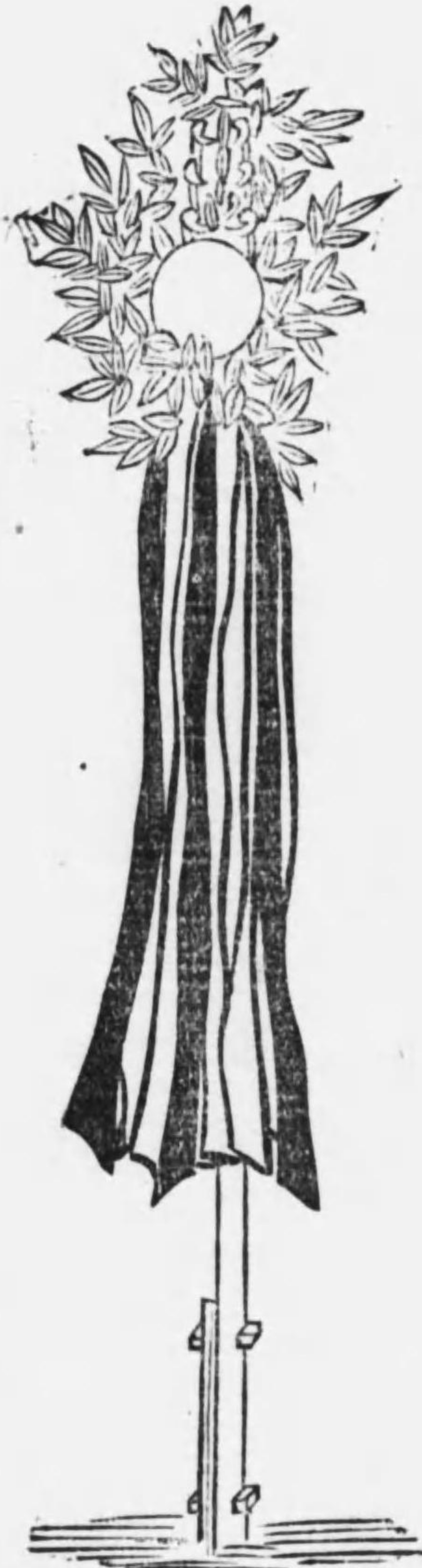


一尺五寸
四尺



眞櫛二本

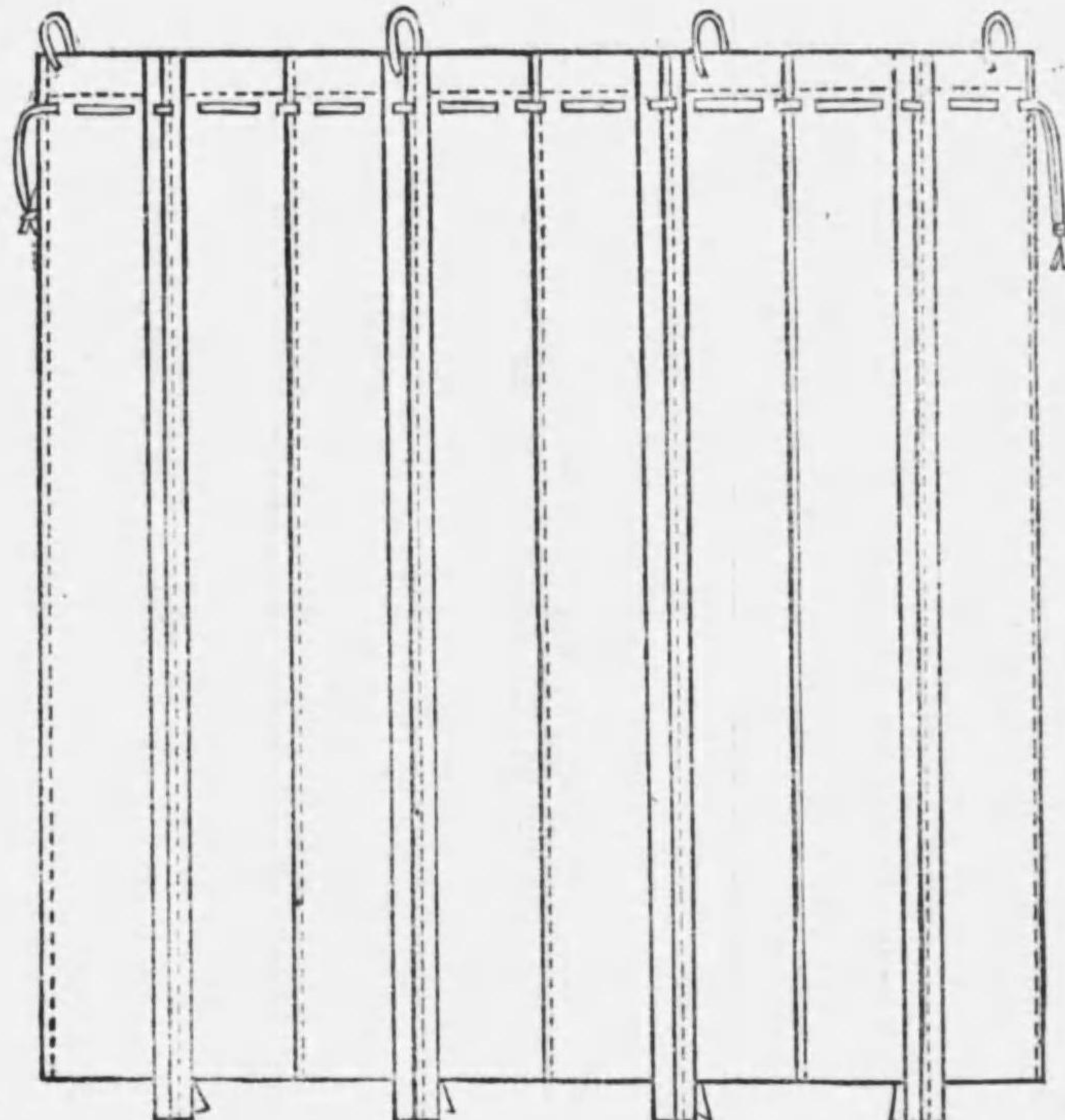
左右同ジ但シ神殿ニ向ヒ左
ニ劔右ニ鏡玉ヲ取懸クベシ



壁代

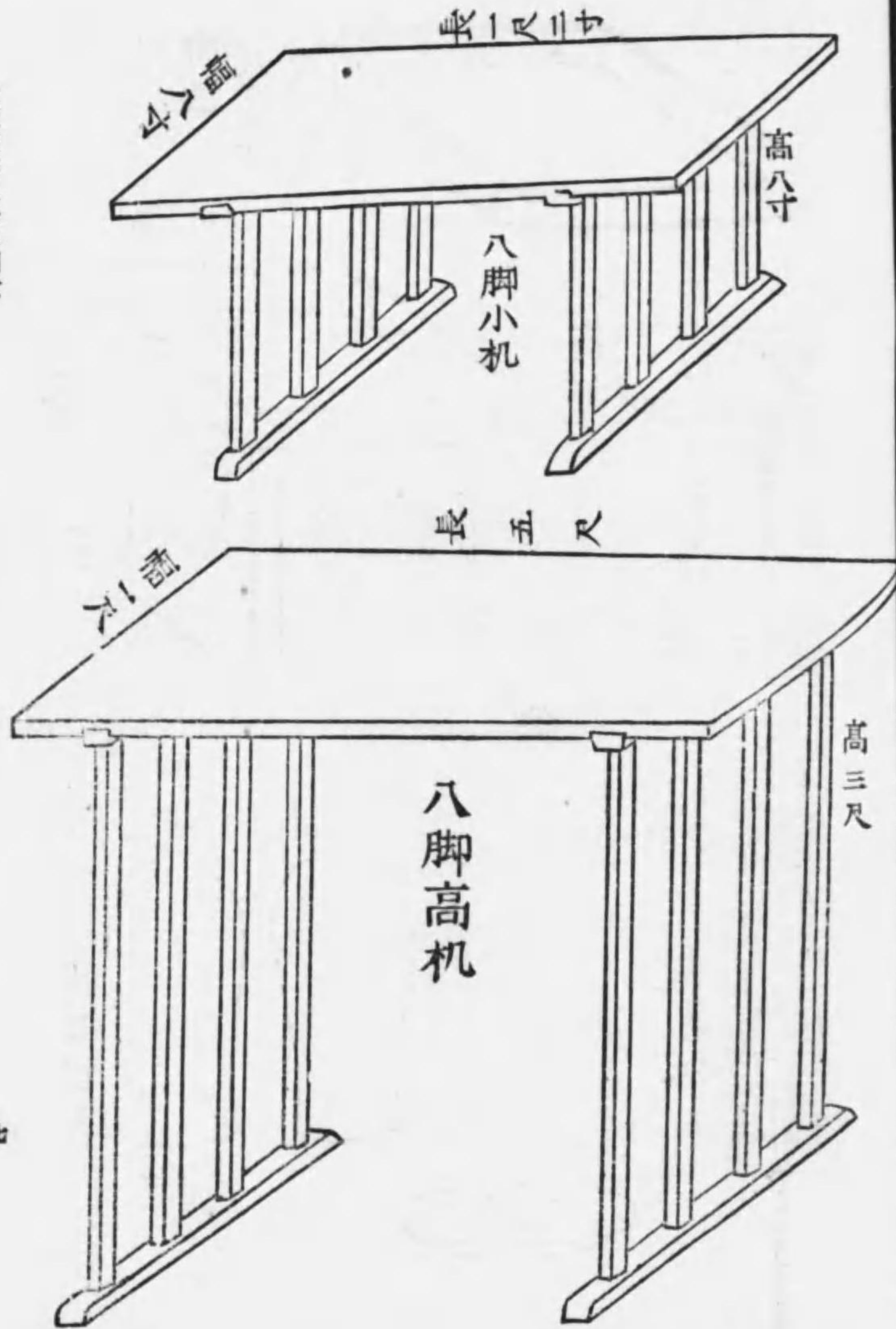
白絹ニテ造リ同絹ヲ裏
トス
内外ニ同絹ヲ紐トス
同ク裏ニモアリ
神殿内陣ノ廣狹ニ依テ
大小適宜ニスベシ
丈ハ垂レテ一尺計リ餘
ル程ニスベシ

此ノ所ニ櫛ノ棹ヲハレ上ノ輪ヲ折釘ニ懸クベシ



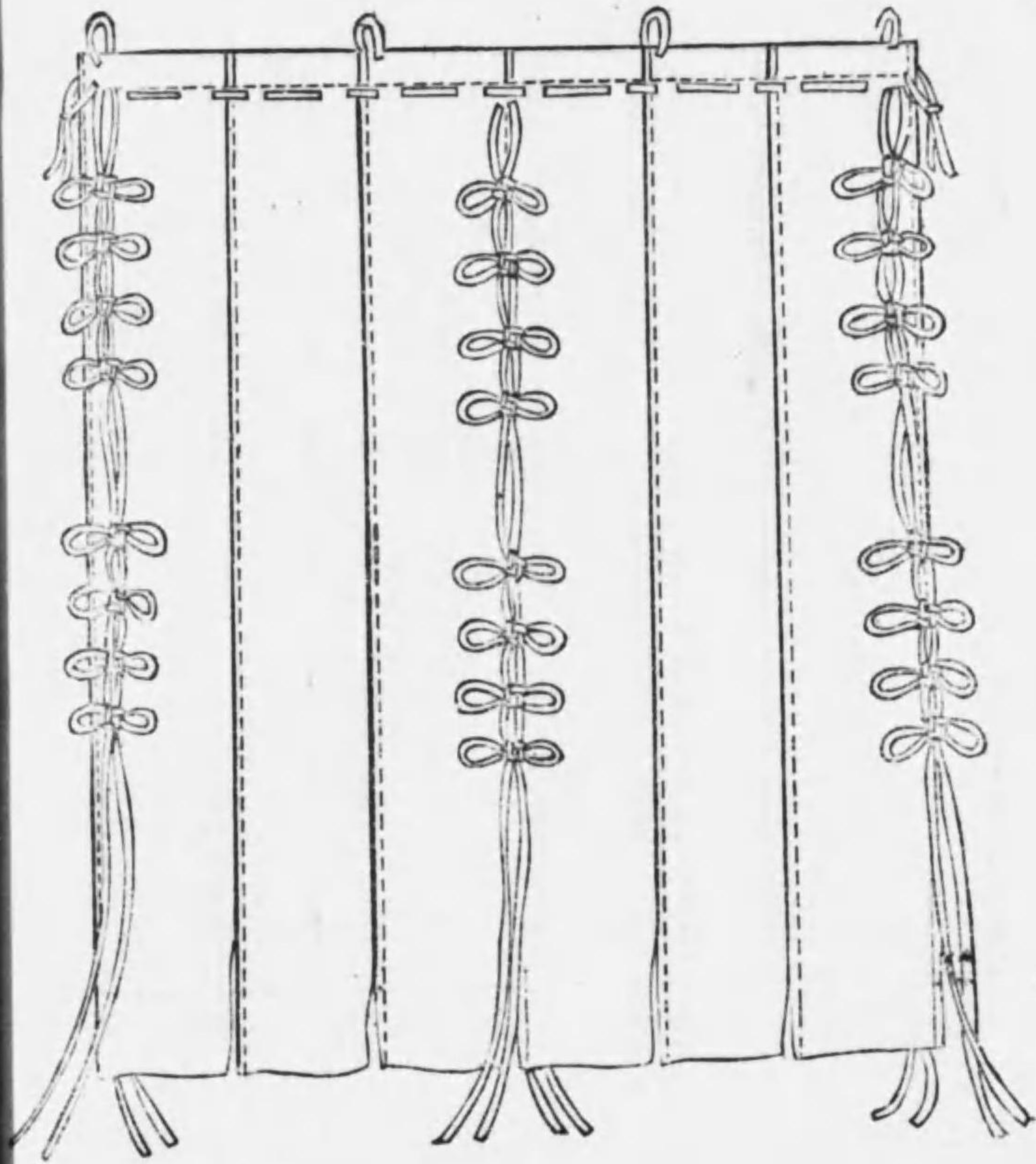
社頭裝飾並祭具圖式

社頭裝飾祭具圖式



七

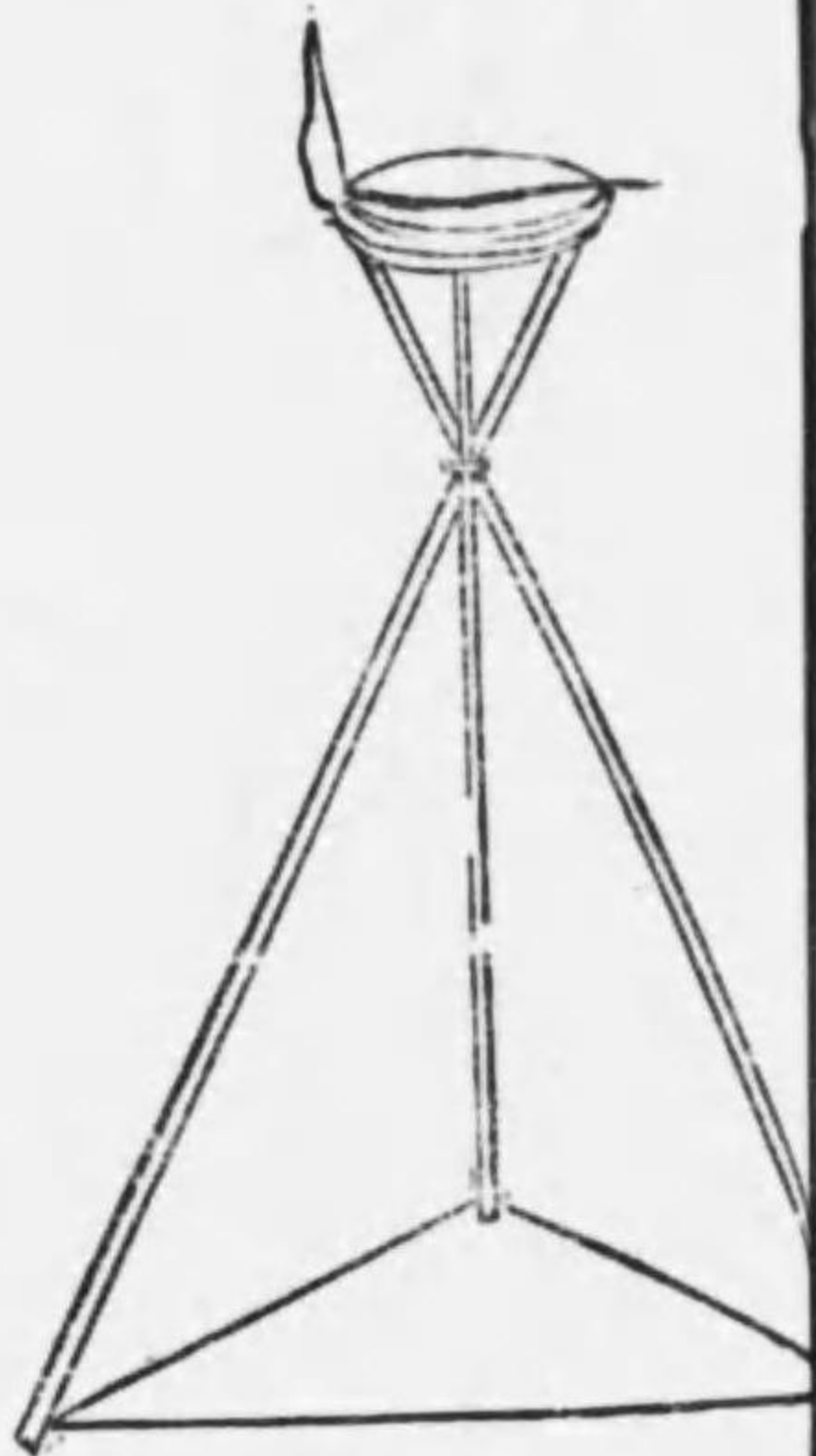
幌
白綾又ハ絹或ハ布ニテ
造リ同ジ裏ヲ付ケ内外
ニ絹又ハ木綿ノ紐ヲ垂
ルベシ是ハ内陣ノ正面
垂簾ノ内ニ懸ルナリ
丈上ニ同ジ



六

結燈臺

檜ノ丸木ニテ作り紐
ヲ以テ結ブ。サニ尺
五寸或ハ三尺神殿ノ
廣狹ニヨリ適宜ニス
ベシ



白木燈臺

檜ニテ作ル總高サ三
尺適宜



金燈籠

真鍮又ハ銅鐵
ヲ以テ造ル大
小寸法適宜ニ
テ外陣ニ用ベ
シ

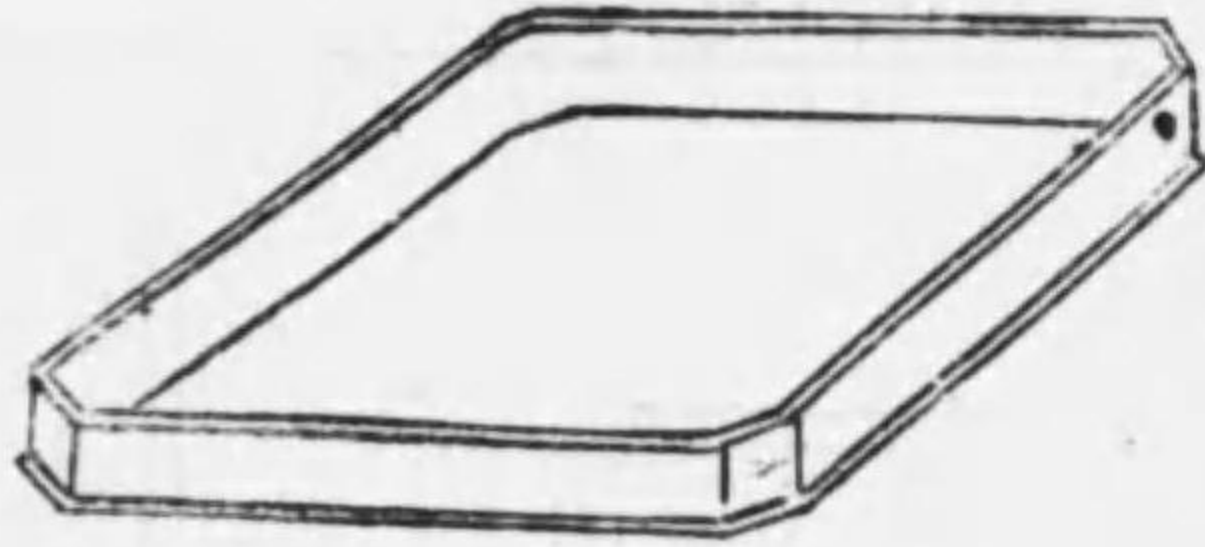


社頭裝飾並祭具圖式

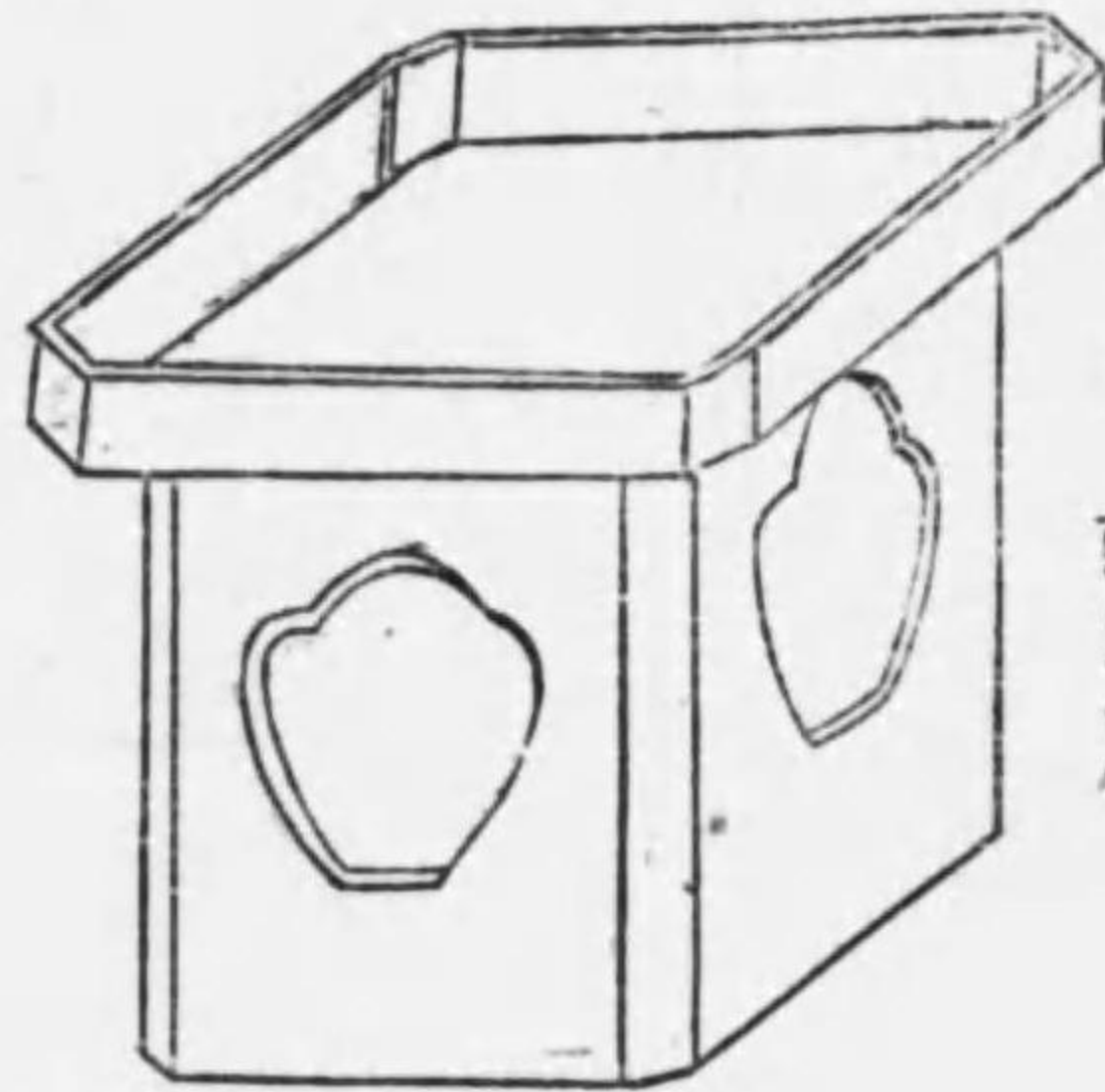
九

折敷

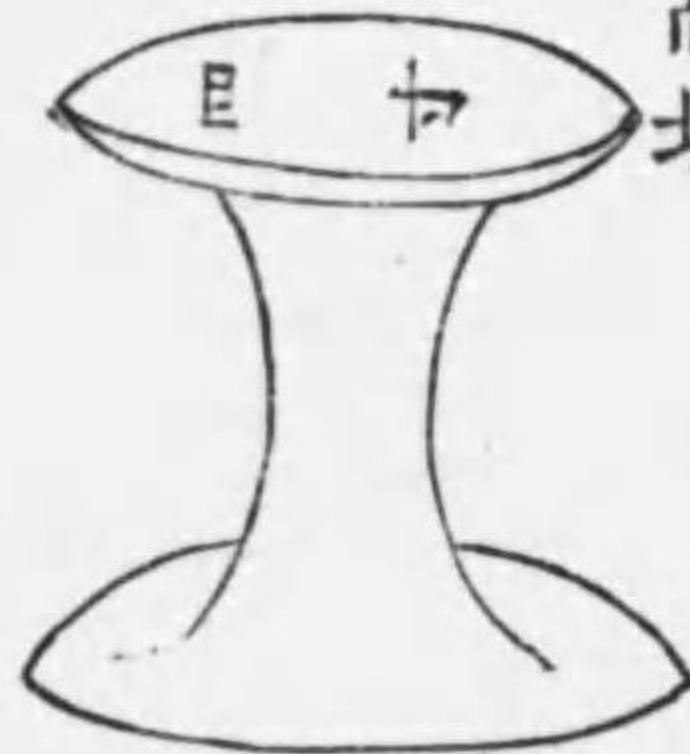
八寸五分
或ハ八寸



三方臺 一尺二寸
或ハ二尺



高坏



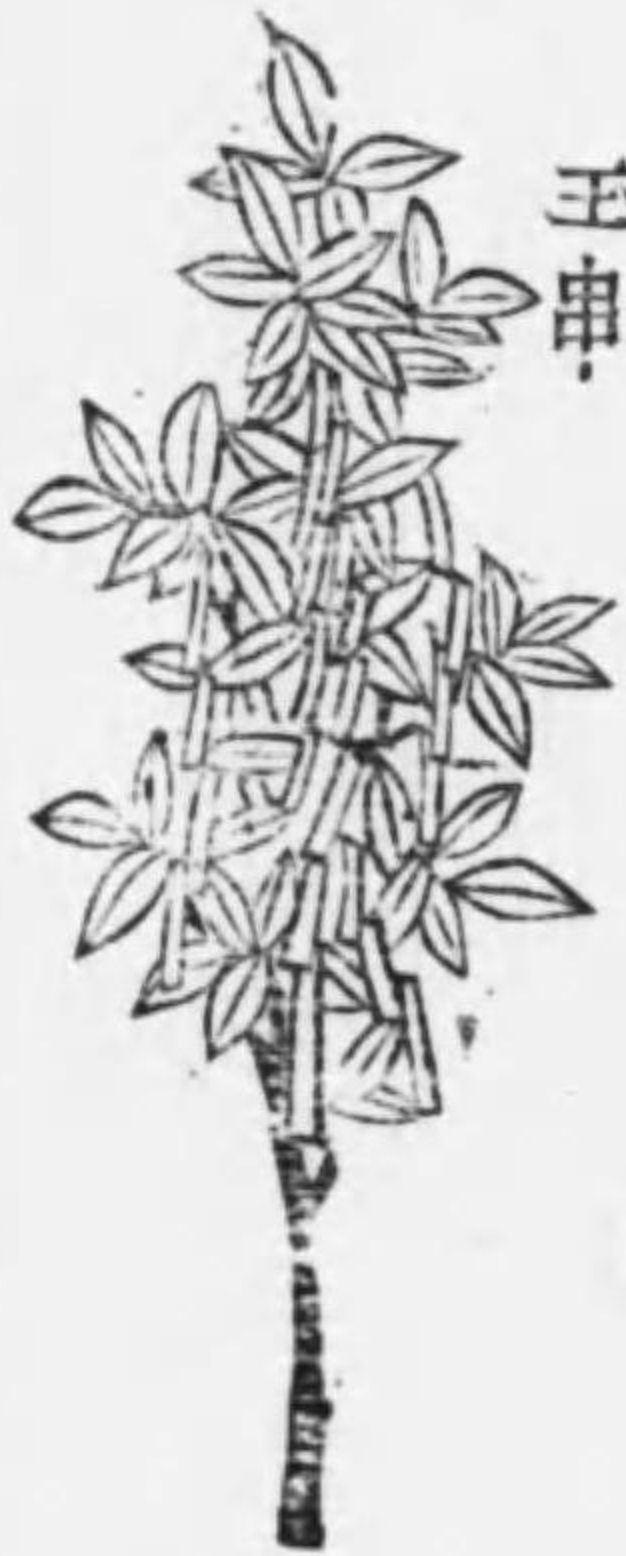
目ヤ

盃



高三寸三分

玉串



瓶子 高七寸

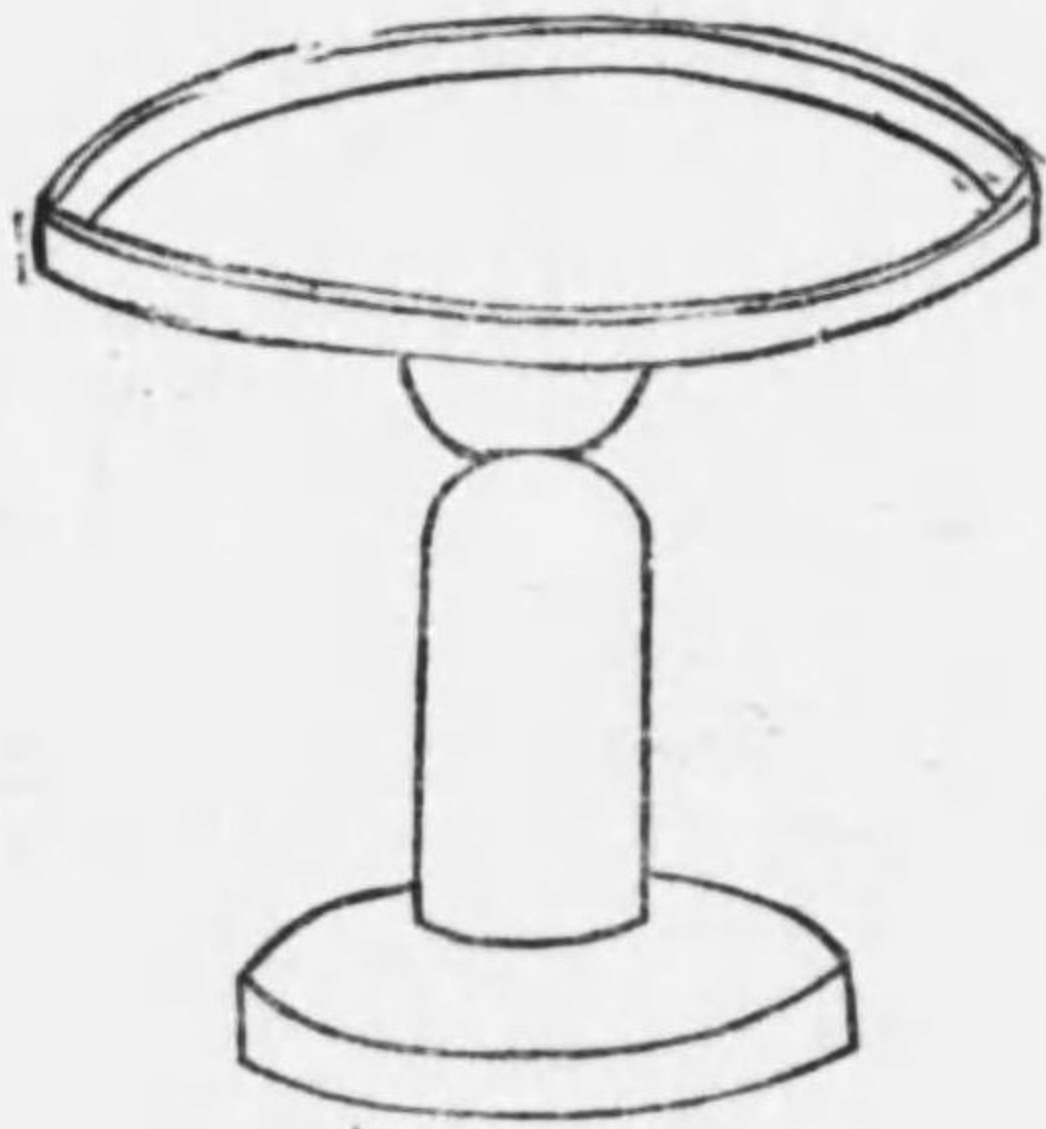


目ヤ



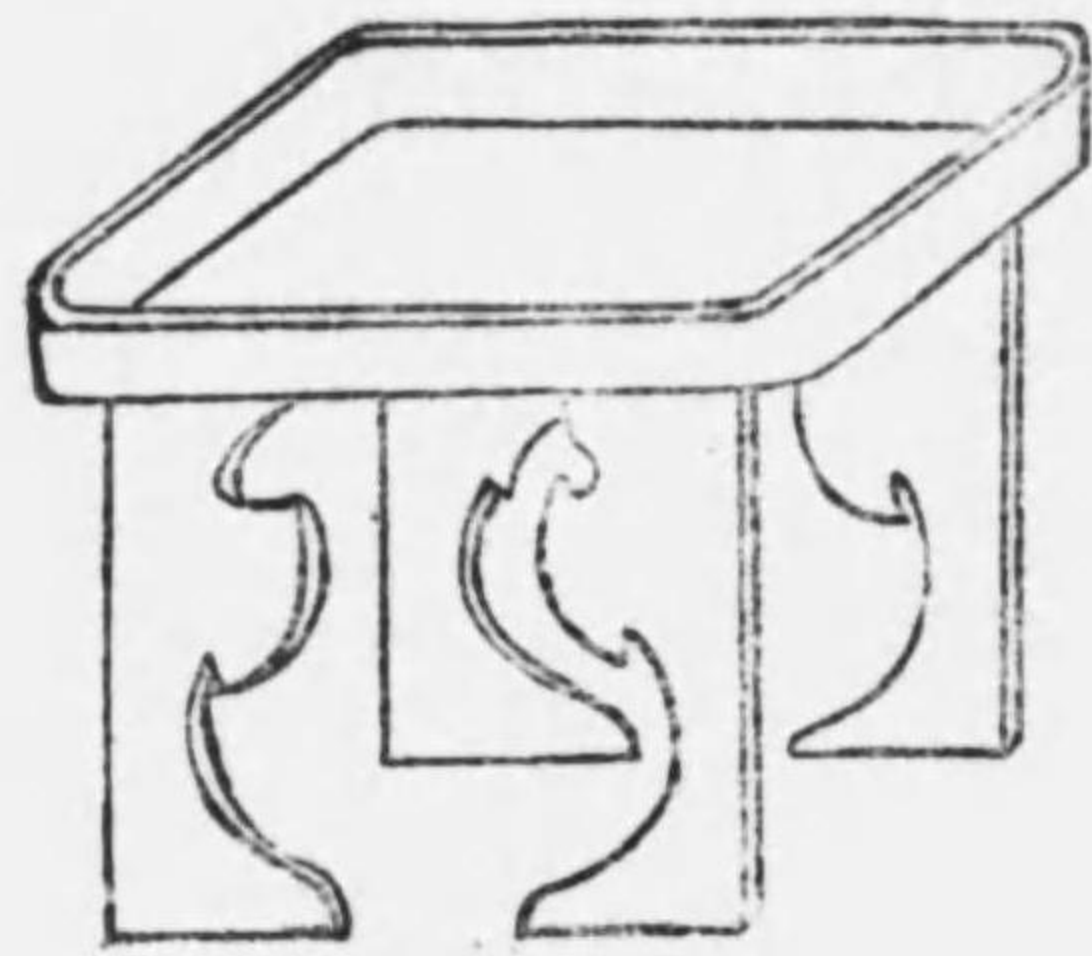
目ヤ

八

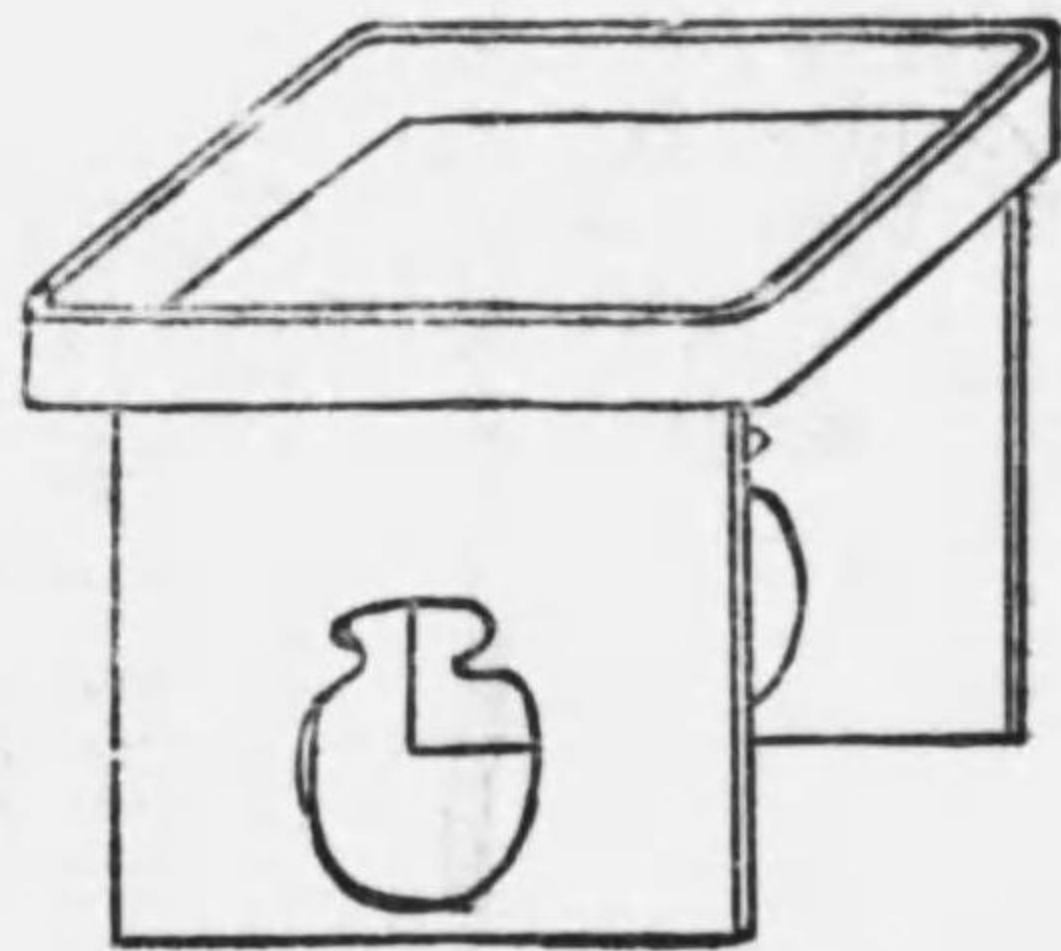


全高 一尺二寸
一尺二寸

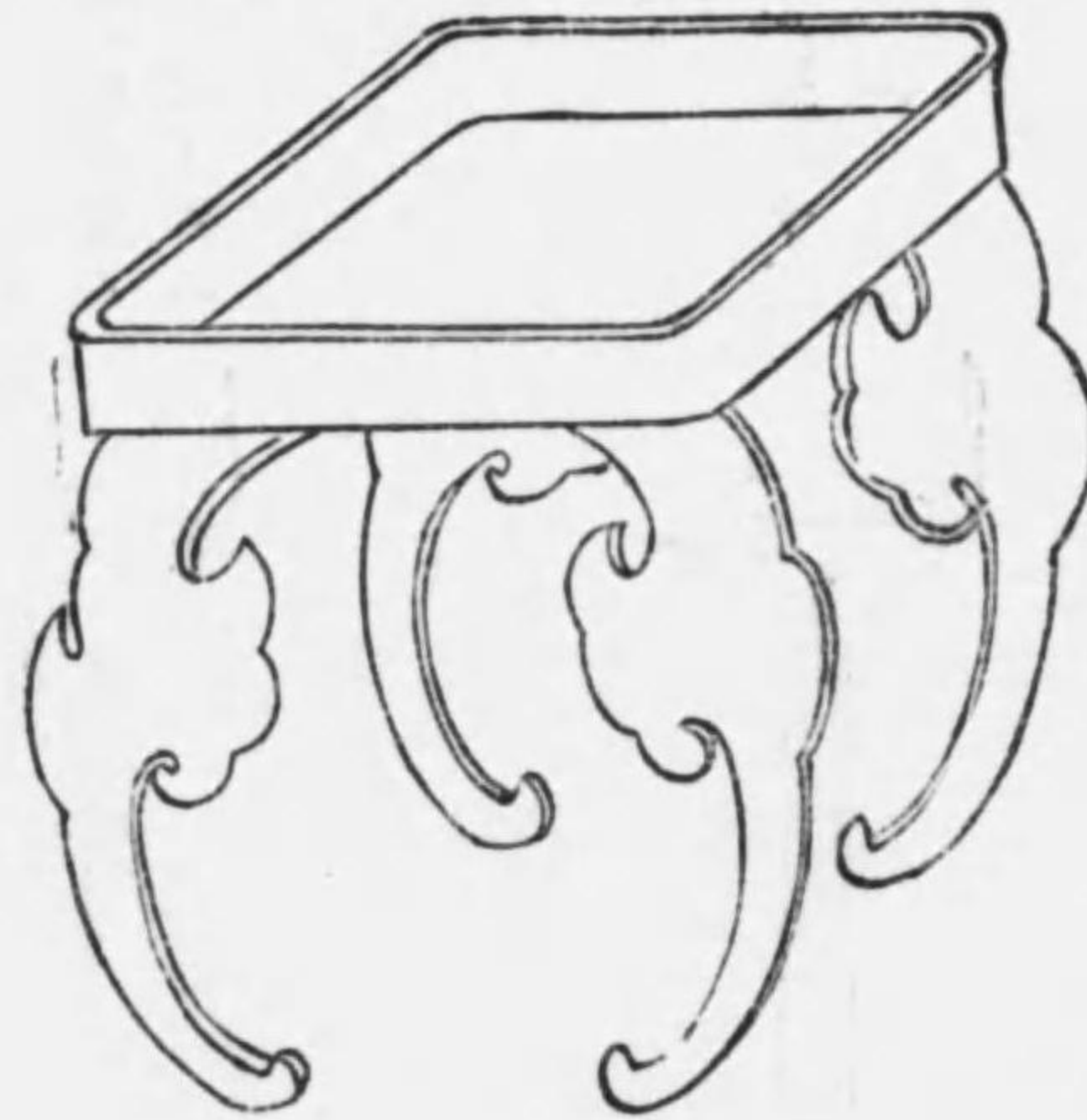
燗水台



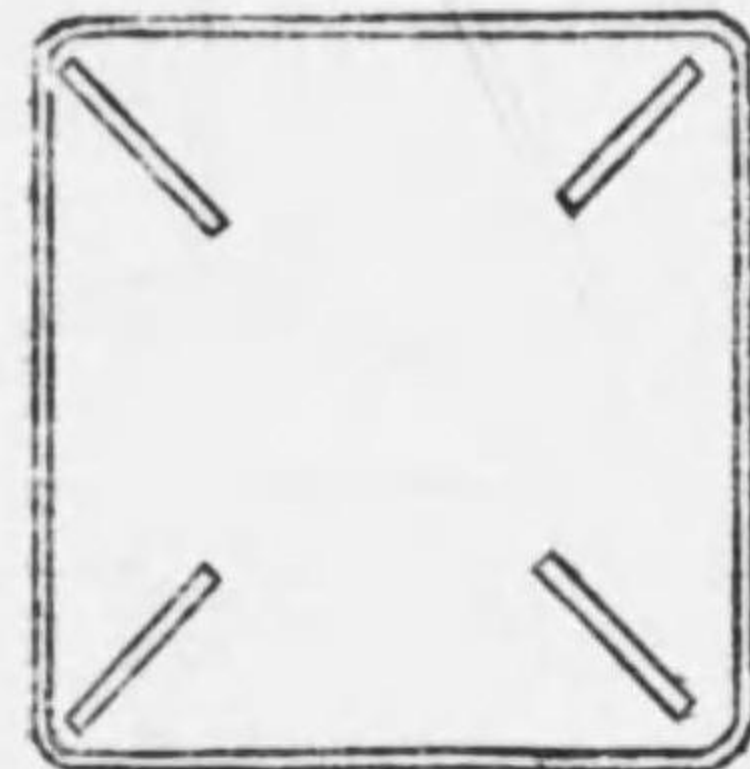
堅脚臺 一尺
四寸



二重操臺 寸法
同上



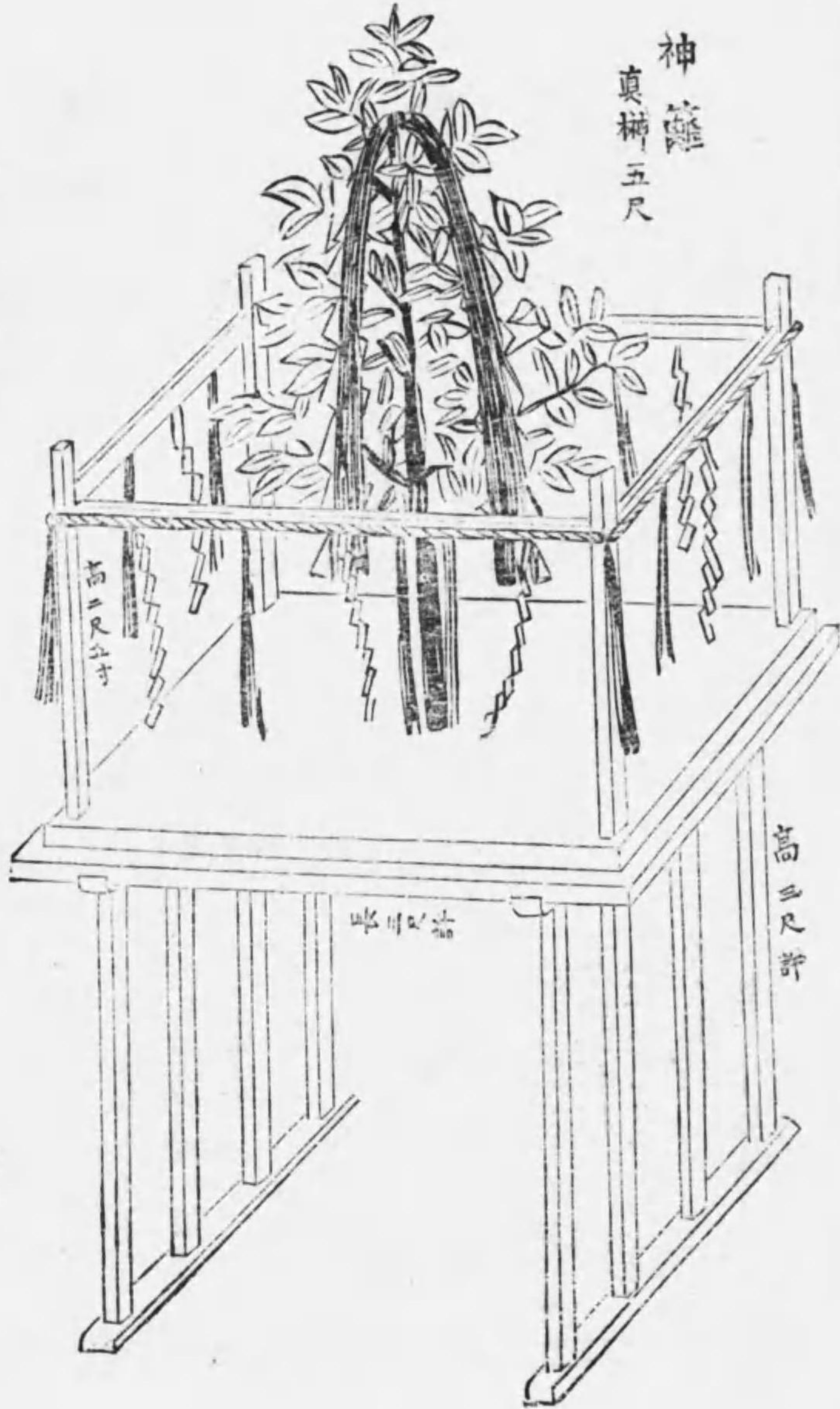
雲脚臺 一尺
四寸



裏

幣物
金貨ヲ入レ植絨大奉
書等ニテ上包ヲ折
掛シ紅白ノ水引ヲ
懸ヘシ





神籬
真櫛五尺

高二尺五寸

高三尺許

此中尺許

切麻



苧

紙



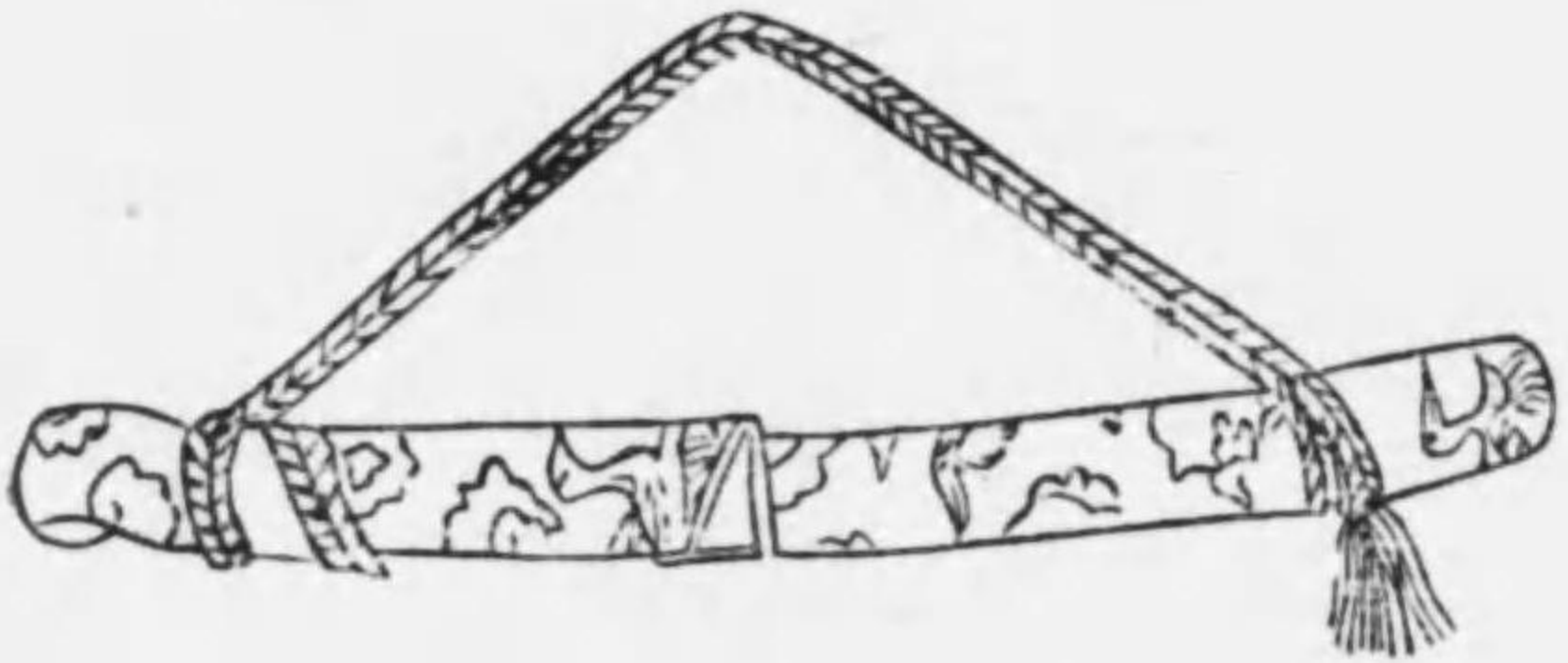
大麻
三櫛四尺

小麻



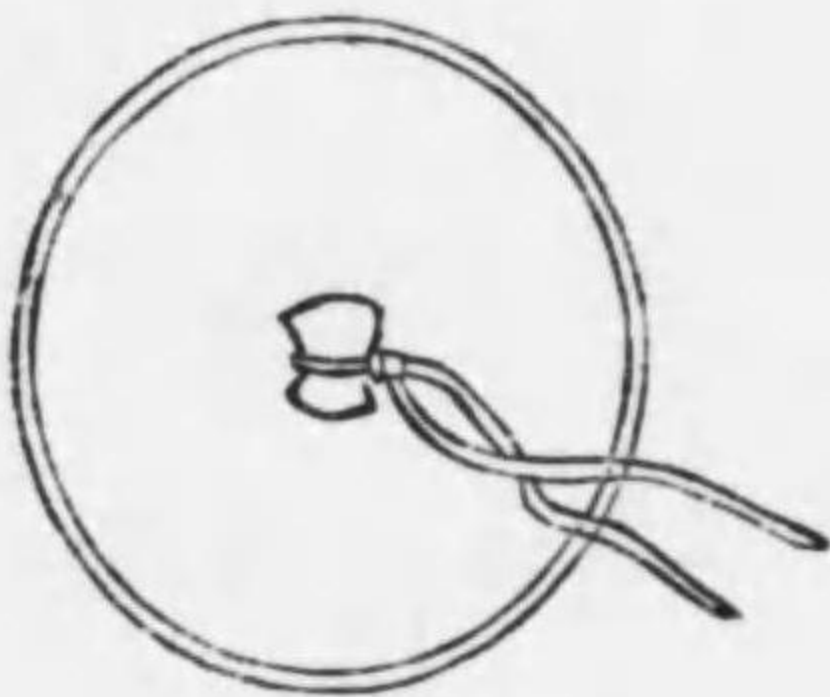
鈕一口

白鞘ニ收メ大和錦
袋入真紅ノ總ヲ付ベシ



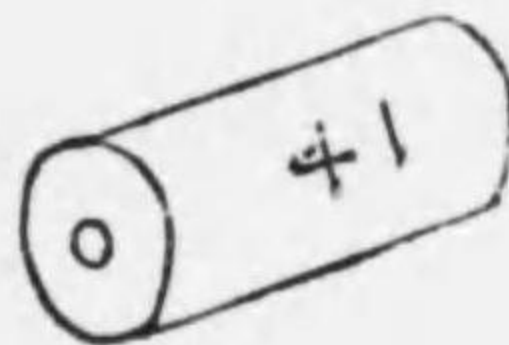
鏡一面

徑リ八寸許裏ニ
如圖紐ヲ付ベシ

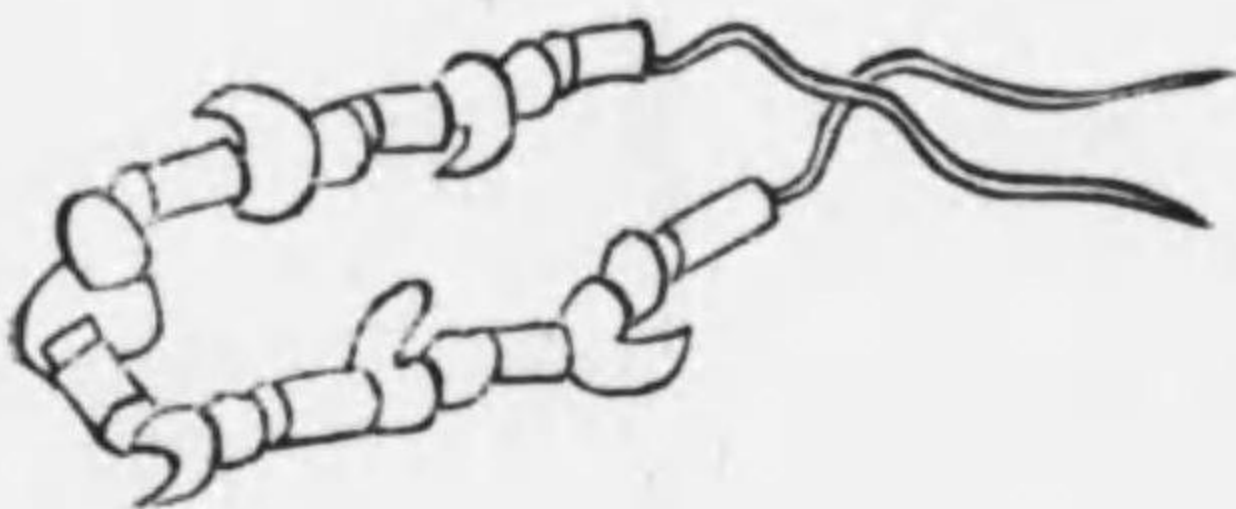


八尺瓊曲玉

玉ハ水晶或ハ瑪瑙
又鍊物木等ヲ造
ルモ可也



右ノ曲玉真紅ノ
組紐ニ貫キタル
所ノ圖
數三三十適宜



昭和二年八月一日印刷
昭和二年八月五日發行

不許
複製

賣捌所

神田區南神保町一
牛込區天神町三五
市外下澁谷五六〇

白井書院
皇學書院

神社祭式必携奥附

定價一圓五十錢

(送費十二錢)

編輯者 會通社同人
右代表 佐伯茂

發行所 會通社
東京市小石川區小日向臺町三ノ六二

印刷者 島村安次郎
東京市麴町區飯田町六ノ一

印刷所 島村印刷所
東京市麴町區飯田町六ノ一